

第十四章 毛利氏の民政 (其二)

商賈の負擔○釀酒業○春定法○山林制度○戸口調査○切支丹宗の禁制○社寺の管理○知行地の民政○士卒の住居地

維新以前に在りては各藩皆營業若くは物品或は所得に賦課する税法なし偶々營業に賦課するものもあるも賣油者或は染戸に僅々の免許料を納めしめ或は類似の營業者に所謂冥加錢を納めしむるの類に過ぎず故に概して論ずれば商賈の負擔は極めて輕微なり長藩も亦此通則の外に出でず之れに加ふるに明智光秀が京都の地子錢を免ぜしより其事前例と爲り他の都會の地亦概ね地稅を免ぜり諸藩概ね之れに倣ひ城下の地租を免ずるを以て城下の商賈は宅地の稅をも納めざる者多し長藩に在りても萩山口三田尻(宮市)の三市街地は地子錢を免ぜり三地地子錢の事は故老に聞く所此の如し天保十三年江戸邸より改革事項數條を藩地に送りたる書中にも猶ほ又市中には地子不被仰付事に付軒別賃を以て凶年の手當證議被仰付候事とあり萩に地子錢なきこと明なり而るに四冊録中に類焼家惠米の條に山口町家敷の分は其年一ヶ年御物成銀被差除候と見ゆ果して然らば山口は近世に至るまで除稅ならざりし乎若くは本文言ふ所確實ならざるか後證を待つ 油板

場蠟場は俱に瑣少の運上を納む染戸即ち所謂紺屋亦然り工匠即ち大工木挽桶屋の類は職札を受け一日一匁三分の割合を以て毎年三分分を納む之れを水役銀と稱す然れども是れ正租にあらず勘場の費用に充つるものなりと云ふ 釀酒の業は一種の異例にして其免許及び制限の權は海内を通して幕府久しく自ら之れを掌握し幕府屢自ら之れに關する法令を布き諸藩をして年々其石高を報告し敢て既定の額を超えざらしむ又諸藩の報告する所の造石數は必らずしも精確ならず長藩に在りては造酒二升毎に銀札二分の稅を課し毎年四月七月十二月に之れを上納せしむ而して此稅を稱するに和市違銀の名を以てす和市違銀とは時價の差違を辨償する銀の謂ひなり蓋し幕府に憚る所ありて故さらに斯の如き不明瞭の稱を用ひしもの、如し造酒家は藩庫の米を貸るを常とす之れを返納するには士卒の米切手藩庫より受くべき俸祿米の券なりを買ひて納む切手は其價現米より低し其中間の利を別に藩庫に入るの意を以て之れを賦課せしより次第に變じて一種の租稅と爲りしもの、如し聞くが如くんば天保九年幕府の巡見使巡回に際し藩の政府より造酒家に内諭し若し巡見使より直接に質問する如きことあらば造酒は無稅なり唯、每年初秋藩主よ

り造酒の原料米を借用し翌年四月一日を限り之れを返納するの制なるを以て其間の和市違銀を納むるも其額は僅少なりと答ふべしと命ぜしことあり乃ち和市違銀とは藩主より借用する原料の時價の差違を辨償するの名義なることを知るべし他國米他國酒は國中に於て賣買を禁ずるは萬治の制にして爾後終始之れを繼續せり釀酒より得る所の收益の總額は未だ之れを詳にせざるも試に大島郡一郡に就て之れを見るに元治年間造酒家十一にして和市違銀藩札十貫七八百目なり是れに由りて之れを見れば其額は蓋し大ならず酒税は本勘に納るゝを原則とすれども撫育倉より原料を借るものあり此等に在りては之れを撫育局に納る嘉永年間の舊記に撫育局管轄の酒場和市違銀歲入十年の平均八貫七百七拾八匁三分三厘三毛と見ゆ故老の説に撫育管轄の酒場は中ノ關開作地の藤屋及び舟木字判中の沖開作地の大黒屋の二戸のみにして是れ特例なりと云ふ河川堤防等の土木工事は其大小輕重に因り官費民費或は官民費共同支辨の別あり民費には郡費村費あり正徳年間其局部の區分を明にして制を立つ其後當初の區分稍紊れたるを以て明和元年之れを更定す爾來大抵之れに據る代官は此等の工事を監督し春秋に實地を巡察し設計を定め官費に屬するものは之

れを萩の政府に申告す工事を執行するには同時に所謂否起の事を兼ね行はしめ浚河の泥土を以て潰流の田畠を埋復せしむる等の便を取らしむるの法あり又此等の工事あるに際しては官林の樹木を伐採して之れに使用し或は所謂合壁山にも相當の義務を負はしむるの法あり天保十三年には諸郡に令し民戸各常に空俵一を置き以て水害に備へしめしことあり

收税の法は毎春各人の負擔を明にし其年の納額を知らしむ之れを春定と稱す春定法は常免檢見取の二法を折衷せし如きものにして寛永二十年より一般に之れを行へり寛永以前は所謂檢見取の法を用ひ收穫の期に至り其結果を檢して其納額を定むるの法なりしを以て耕作者は豫め自ら其納額を確知すること能はず藩庫も亦其年の収入の概算を豫知するの便を缺きしも寛永二十年より春定の法を行ひ民頗ぶる之れを便とせり春定法は當時の當職兒玉元恒路の考案する所と云ふ其法毎年春初各納税者耕作の田畠山林の所在地及び反別石高を列記し終りに其物成の總額を示し其他種作利米をも記し永否及び休石は別に其の事由を記し

永否とは即ち荒蕪地として租税を免せるものを謂ふ休石とは石高ありて税なきを謂ふ永否は即ち其著しきものなり永否起戻等にて租税の幾分を納むるも其石高の幾分に對しては仍ほ免租するものあるとき其免税の部分の石高をも休石と謂ふ以て帳簿とし人民の調印を取る之れを春定名寄帳と稱す田畠の石高は一定し其物成も石貫も一定せるが故に貞享以後田は四ツ物成畠は石貫十匁に一定せり名寄帳は通例は異動なきも前年の春定以來賣買讓與の爲め所有者の異動を生じ或は開作に由り田畠の増加ありたるもの又は永否休石の認可を受くるもの、類あれば此等を訂正して調製するなり畔頭名寄帳を調製したるときは之れを庄屋に出し庄屋は之れが下検査を爲し一村總括の帳簿を製し之れを添へて代官の勘場に出す一村總括の帳簿を春定皆濟一紙と稱す勘場に於ては算用方之れを前年の春定帳に参照し違算なき時は代官及び算用方大庄屋之れに奥書調印し之れを畔頭に還付して保管せしめ而して名寄帳人別の納税明細を精密に謄寫したるものを作り之れを各納税者に下付す之れを下札と稱す郡村費の豫算負擔額も亦下札中に加記す勘場に於ては一郡總括の帳簿を製し之れを郡奉行に出す之れを春定皆濟總括一紙と稱す名寄帳は五六年乃至七八年を経て郡奉行廻郡の際其檢閲を受け初めて

故紙と爲す下札は徵税令書と見るべきものなり春定既に定まれば納税者の負擔は之れを極度とし其上に出でしめず然れども若し土地の損害若くは收穫の不熟あれば減免を請ふことを許るす其法春定後水害海嘯等の爲め潰地流地等を生ずれば之れを郡奉行所に申告せしむ翌春に至り官吏實地を檢して永否當否を定む之れを否究と稱す但し特に檢使を發することあり或は代官をして之れを處理せしむることあり當否は人夫を與へて之れを復舊せしめ永否は休石とし正租郡村費併て之れを免じ而して毎春官吏之れを檢し復舊すれば租税の賦課を復す損害小なるものは代官以下の訓諭を以て翌年春の否究を待たず力めて起返を爲さしむ一旦永否を定めたるもの即ち所謂古否を人民の自力にて起返するときは其難易に應じ三年乃至五年歛下年期を與ふ米作は毎年梅雨後までに植付届を爲すを例とす若し水旱の爲め植付を爲すこと能はざりしものあるときは其反別石高を詳記し之れを官に具申し官の検査を受くることを得不作田にして畠作物を植付得たるときは秋に至り檢見して適宜の税を課し全く作付を得ざるものは免税し

種米反別二斗を給與す一人所有の田地中一部分の不作あるも其他に得る所のものを以て納租に餘りあるときは免稅するの限に非らず秋熟に至り一村の收穫無異なれば其旨を官に聞す之れを總春受届と謂ふ若し風水旱損若くは蟲害等の爲め秋熟不足ありて納税に堪へざることあれば檢見を出願することを得但し所有地の一部に不登あるも其人所有地の全部を平均し納税に支障なきときは檢見を許さず檢見して事實正當なれば損害の多少により正租の額を減免し皆損田には反別二斗の種米を給與す唯、郡村費は之れを減免せず檢見の法種々あり今之れを省く四冊録に據れば千石未満の損害は代官をして檢見せしめ千石以上は政府より吏を發し代官と共に檢見せしむ之を加勢衆と稱す新田畠の増加は檢地して反別石高を定め秤付帳に記入し而して後ち之れを名寄帳に記入せしむ郡村費の賦課豫算額(即ち配當不足貫地下小貫足役秤の類)は毎年十二月勘場に於て之れを調査し天明以來は之れを郡倉庫の前に貼付して人民に公示するの制となり且春定に際し各人の負擔額を下札中に加書するを例とす若し郡村費の豫算に已むを得ざるの不足を生ずれば特に代官の認可を得て而して後ち之れを徵收する

の法たり

防長の山林原野は之れを三種に大別することを得べし其一は官有山林にして之れを御立山と稱す其二は私有山林にして之れを合壁山と稱す其三は郡村の共用地にして之れを山野と稱す即ち所謂入會なり官有山林は之れを四種に細別することを得べし其一は所謂御用心山なり政府の土木工事に使用する所の材木を伐採する所とす其二は所謂番組山なり順序を設け次第に伐採栽培するを以て此名あり或は之れを番組賣山とも稱す伐採は當初は凡そ二十年一回の制なりしと雖ども後ちには實際大概四五十年に一回となれり番組山の収益は十分の九を本部に一を撫育局に納むるものとす故老の説に郡奉行の手に蓄積し千兩に達する毎に撫育局に納に達するを待ち寶藏に納むと見ゆ要するに同一のことなるべし其二は所謂御普請山なり郡村公共の土木工事に使用する木材を伐採することを得る山とす其四は所謂社付山なり社寺境内山は別なり神社の修繕改築等に要する木材を伐採するの外は時として官用の爲め伐採することあるも其他に伐採を禁じたるものとす又之れと略、同種類にして寺社修補山と稱す

るあり特に寺社營繕用の爲め立山とせしものにて無税地なり官林中又別に海岸に防風林と稱すべきもの或は航海目標林と稱すべきもの又漁村に水邊陰翳の爲め保護せるものありて俱に禁伐林とす合壁山とは個人の私有山林を謂ふ蓋し人民所有の田畠附近にある山野に竹木を生育し人民の自由に伐採して其建築用若くは薪炭に供することを許したるものにして古は田畠の賣買に附屬して其使用權を移轉したるものと云ふ是れ大内家以來の慣習にして毛利氏の之れを襲用したる所なり而して天明五年に始めて民林全體を檢査し之れに合壁の稱を附し其使用者に所有權を與へ之れに納税の義務を負しめたり是れよりして山林も田畠と均しく獨立して所有權の目的物の一種となりたり納税の額は輕微なり其法は一反歩毎に下山銀札一分より上山銀札一匁に至る故に二分山三分山四分山等の稱あり山野と稱するは方言『さん』と訓す前二者を除きたる以外の山林原野を包括したるものにして悉く無税地なり其性質は官有の如くなるも使用權は人民に在り或は一郡の人民之れを共用し或は數村或は一村の人民之れを共用とす共

用の區域は慣習に由りて自ら一定せり其用法下草下枝の類を取て田畠の肥料焚付等に供するにありて防長二州中此種類に屬するもの極めて多し此他村落に因りては山石役と稱し山林に石高を盛り之れに對する石貫を納むるもの往々にしてあり山石役の起源分明ならざれども蓋し往時一村或は數村聯合して山林を栽培せる如き所に賦課したるの税制なるべし常に一村若くは數村の共同負擔たり山石役も高一石に付藩札一匁を納むること畠税の石貫と異ならず山税は盡く本部の收入に屬す給領に山河なしとは長藩の格言にして藩士采地の配與には山河を包含せざるを以て法とす一村一郷を擧て給領に與へたる土地に在りては其地の官有山林及び河川の使用は之を領主に一任したるも用材を伐採して他所に運輸する如きは奉行所の認可を受けざるべからず蓋し濫伐を防ぐの意に出づ一村一郷内に數給領櫛比せる地に於ては山河は依然藩の公領とするも新に邸宅を構へ或は火災に因り再築する如きの時に於ては郡奉行を經由して奉行所に申請し用木伐採の認可を受くることを得べし郡奉行の下に山方役人二人下僚二人あ

り毎年春秋分ちて藩内の山林を巡廻し郡奉行の指揮を受けて山林を監督す代官の下にも亦山方役人あり之に屬する下僚若干あり皆代官の指揮を受け其管轄内の山林の事務を掌る

戸口調査は十年一回幕府の命に因り海内を通じて之れを行ふ切支丹宗は幕府の成法に基き之れを嚴禁す社寺及び神官僧侶は萬治諸法中に諸寺法度社家法度の二令條ありて其管理の綱領を定む神官僧侶は均しく其道に忠實なるを期し民を誑し利を貪るを禁じ非義非道の行を戒しめ違ふ者は刑に問ふ殊に僧侶にして猥りに他宗他派を誹謗する者破戒無慚の行あるものゝ如きは重刑を加ふ相當の理由に基き特に許可あるものゝ外は新に社寺を造設するを許さず古迹の樹木を伐採するを許さず寄附の土地を私するを許さず凡そ其道の先規定例は之れを紊るを許さず他國に行く時は許可を受くべし神職は奉行所の許可を受けずして官位の昇進を許さず僧官僧位は其性質稍、其趣を異にするも仍ほ藩主の寄附地に在る諸寺の僧侶の奉行所の許可なくして昇進するを許さず殊に淺學年少にして高

位高官に就くを禁ず僧侶の寺を傳ふるは有學善行の者を選ぶべし末寺は本寺の成例定規を守るべし本寺にして非法の事あれば末寺は奉行所に訴へ指揮を受けしむ寺院累代の書籍重寶は散逸を許さず重罪を犯し死に處せらるゝ者あるに當り僧侶の出て其助命を請ふは戰國の世其例少なからざるも是れ慈悲に似て慈悲に非らず政道の害なりとして之れを禁ぜり又城下の諸寺の法事を修むるに當り夜に入り男女老若の混淆禮拜を爲さしむるを嚴禁す

座頭警女

盲男盲女なり盲男は琵琶を弾じ平家を誦ひ警女は三絃を弾じ小歌を誦ふ如き小技を賣り人の慈惠を請ふの風俗あり

に對しては往時より頗

ぶる之れを憫れむの風あり享保以前は座頭、警女村落を徘徊し吉凶の施物を請ふ者あれば一村一宿は公費を以て之れを辨じ相應の慈惠を爲し且つ其行通は自國內の旅行と他國への旅行とを問はず馬を出して之れを送らしむるの制なりしも享保十四年藩の領域を越えて他に赴くことを禁ぜしより藩内の徘徊其度を増し耕作の季節の如きは良民頗ぶる其煩に苦めり因て享保十九年以降各村より豫め座頭警女の人員を申告せしめ郡内田地より高一石に六勺一才を收め以て其救

助に充つるの制とし之れを彌延郡配當米支出計算に加へて其収入額を惠與するの方法とせり其後土地の廣狹枿ありし際賦課の率を變じ高一石に五勺六才となせり但し實地は延米を以て支辨し特に徵收せざるの慣例となれるに似たり農家火災に遭ふ時は類焼者に毎戸米三斗失火者に米貳斗五升を郡修補惠米中より給與す但し灰小屋より出火せしめたる者若くは長屋を失ひ本家を失はざる者の類には給與せず流失も亦之れに準ず風害等の爲め家屋の倒れたる者にも亦郡修補惠米中より米貳斗を給與す村落にて棄兒を拾ひ之れを養育する者には均しく郡修補惠米より米一俵を與ふ

此等の惠與は山代宰判にては銀を給與す

農民死亡し家に壯丁なく妻子の困窮する者は五年間諸役を免す

士の知行は采地を以てすると廩米を以てするとの二種あり長藩には采地を以てするもの甚だ多し蓋し毛利氏最盛の時の遺風を傳ふるに因ること多きに似たり采地は之れを給領と稱す古は特に給領代官當時或は給領所務代とも稱すを置きしも貞享檢地以後は郡代官をして之れを兼ねしむ給領には概ね庄屋を置かずして小都合人と稱

るものを置き庄屋の職務を行はしむ小給領鱗比の地には數給領に一都合人を置くもの多し給領地も亦代官之れを管理す唯、給與地なるが故に其管理方法の細節に至り少しく變例を設くるの必要あるのみ司法上の事と雖ども領主擅に自ら刑科を課することを得ず給領地に於ては代官管轄の租税の外領主自ら特種の小物成を賦課するもの少からざる爲め人民の負擔は政府直轄の地に比すれば稍、重きを免れざりしものゝ如し

往時各藩の士卒は概ね皆城下に群居するを常とす長藩亦然り士卒は大概萩に群居す獨り水軍の士は三田尻に居る采地を有するの士と雖ども其本住居は悉く萩に在り偶、群を離れて郡地に住居するは家計窮迫して城下に居ること能はざる等の事情に因り特に許可を得たる者に過ぎず郡地に住居する者は民政上の事項に關しては農民と異なる所なく代官の管轄に屬せしむ但し不服の事件あるときは速に狀を具して上司に申告することを得士の陪隸の郡地に住居する者亦同じ采地ある藩士の陪隸は郡地に住居する者多し忠正公の時に及び萩の士卒多く公

に隨ひ山口に移居す後ち又藩國多事の際に至り力めて郡地在住を奨勵せしことあり

第十五章 毛利氏の司法制度

萬治制法○刑名○本刑○閏刑○奉行所○市街地の民刑裁判○郡地の民刑裁判○知行地の民刑裁判○士卒の民刑裁判○行政上の苦情○檢察警察の事務
 維新以前の司法制度は固より今日の如き整然たる組織あるに非ず其法文條章の疎漏雜駁なる言ふを俟たざるなり其普通の行政事務との關係に至りても亦彼此錯綜糾繆し其範圍の如き其權限の如き更に明瞭なる區劃あるを見ず是れ全國の通觀たり當時幕府發する所の法禁は外教の禁の如き海外交通の禁の如き大體に關するもの若干を除くの外は獨り其直轄の地即ち所謂天領に行はるゝのみ諸藩は皆自ら其自治の權を以て各、法を立て禁を設け以て其民を統治す各藩の制度其大體に於て互に相類似して大同小異に過ぎずと雖ども細條と適用とに至りては實に區々なり而して裁判官吏の組織に至りても毎に行政事務と相關聯し嘗て主任の官衙なく又專務の職員なし法章は甚だ簡疎なるが故に聽訟折獄は寧ろ臨

機の審斷に出ること多くして之れを法治と稱すること殆んど難し幸にして當時民俗醇朴にして信用を重んじ名譽を尙び上を恐れ下に親み健訟の風少なく聽訟者亦敦厚謹直の士人多かりしが爲めに縱令法學の思想に乏しかりしも善く常識に訴へ審判の決を慎みしが故に法律の不備と刑例の嚴酷とに比し民事に刑事に民の冤枉に苦む者少なりしのみ毛利氏と雖ども此通則の外に出でず毛利氏に在りては司法制度も亦萬治制法の時を以て大概備はれり爾來多少の變遷ありしと雖ども其大體に於ては萬治諸法の範圍外に出でざるなり法律思想の完然ならざる時に在りては法律の命令に道德の訓誡の相混淆せるもの多きは萬國の常なり萬治諸法も亦固より此弊を免れず隨て其條章中忠孝を勵み名節を尙び官に在るには廉直を守り人に接するには禮讓を以てし奢侈遊懈を戒め士にして賣買射利の業を爲すを禁じ上と爲りては下を愍み下と爲りては上を敬し爭論は私和を専らとし能く故老長上の勘解に服し以て好訟犯上の風を避くべきの意を諭すこと甚だ多し而も其間に於て士民の行爲の曲事たるべきもの及び其爭訟の方法を示して略、其體を得たり

萬治制法中に掲ぐる所に據るに罪の輕重に隨ひ加ふる所の刑名を斬首、切腹、國退、遠流、籠舍、閉門、過料の七とす而も萬治以來の判決例に徴するに實地刑の適用は士人と庶民と其刑名を異にし正刑には磔、火刑、斬首、遠島、闕所、追放、舍籠、閉戸、過料、等の目あり此外溜込と稱するものありて未決囚を監禁する所とす閏刑には沒收、切腹、減知、遠島、隱居、養居、逼塞、遠慮、差扣、等の目あり此外一時職務上の過誤の如きに對し御叱と稱するものあり閏刑は士卒を罰するの刑名なり士卒にして刑の未だ決せざるや親戚をして之れを監司せしむ之れを稱して親類預けと曰ふ往時士卒は之れを視ること庶民の上にて特に禮節を知り廉耻を守る者と看做す隨て其非行を罰するも閏刑を以てして庶民と別ち刑辟の間猶ほ力めて其體面を保たしむ若し事の極惡なるもの或は禮節を亂り廉耻を破るものは降して庶人となし以て正刑を加ふ諸種の刑名は必らずしも一罪を罰するに一刑を以てするに非らず時としては附加刑又は假處分に當ることあり例へば逼

塞の如き豫め期限を定めずして之れを命じ藩主適宜の時に於て之れを免す通例三四十日を限りとす而して之れを免すると同時に隠居を命じ仍ほ其祿は之れを削減して嗣子に與ふることあり是れ逼塞は或は假處分の如き狀あり又減知即ち減祿は隠居の加附刑たる如きの狀あるなり

司法の事務は或は階級に應じ或は族籍に隨ひ其人を管轄する行政官に於て之を兼掌す其最高級は奉行即ち加判役の集會とす

町奉行を置く所の市街地の人民所謂町人にして民事の爭議ありて町奉行に達するときは町奉行は市中の故老を集めて商議し力めて之れを調停せしむ其力及ばざるに於て之れを奉行所に申告して其指揮を受く事情紛糾して容易に裁決し難きものは奉行所に於て之れを裁判す市中人民と士卒陪隸との民事の爭論にして町奉行の審判を肯んぜざるもの若くは事の重要なるものは之れを奉行所に移す刑事の訴訟も町奉行之れを鞠治す而して諸士輕卒陪隸にして市人に對し刑事上の非行を加ふるありて市人之れを町奉行に密訴するときは人をして密に之れを偵察

せしめ諸士は之れを組頭に輕卒は之れを物頭に陪隸は之れを其備主に報じ其處分を待つものとする

郡地に在りては人民間に民事の爭議ある時は庄屋畔頭及び年長者相議して之れが和解調停を務め彼我結びて解けざるに於て之れを代官に訴へしむ代官之れを裁決し得ざるときは郡奉行に申告して其指揮を受く刑事に在りても大低借牢及び遠島以下の處罰は代官之れを行ひ罪情の重きもの或は疑獄は之れを萩の奉行所に移す但し借牢遠島も當職の意見を承けて之れを決行するの例なりしと云ふ借牢は父兄親戚の情願に因り懲戒の爲め投獄するものにて本刑にはあらず郡地人民と士卒或は陪隸との爭論は概ね之れを萩の奉行所に移す蓋し此等の爭論は概ね人民と知行地の陪臣との間に起るものにして而して此等の陪臣は代官の裁判を受くるを屑しとせざる者多きが爲めに此事あるなり士卒陪隸の郡地人民に對し刑事上の非行あるとき代官の之れに處するの法は概ね町奉行の爲す所と同じ知行地の人民に在りても民事上の訴訟の順序は略公領地に同じ給領代官力め

て其調停和解を計り若し成らざれば郡奉行に申告して其指揮を受く公領地人民と給領地人民との間に起るものは公領及び給領の各代官相議して之れを判決す其決し難きものは郡奉行に移して其裁決を受けしむ刑事に至りては知行地の人民犯罪の非行あるときは之れを郡奉行に訴へしめ郡奉行之れを糺明し其有罪を認むるときは奉行所に申告し而して後ち之れを領主に附し處罰せしむ領主竊に處斷するを許す萬治の制度斯の如し給領奉行を廢止し公領代官をして其職務を兼ねしむるに及びて公領給領の間次第に區別なきに至れり

八組に屬する士人の間に民事の爭議ある時は組頭番頭其間に幹旋し釋難解紛の勞を取り其調停に服せざるとき組頭事の曲直を具し奉行所に移して其糺問審判を受けしむ事の兩組以上に渉るものは其組の組頭相商議し調停を試み若し行はれざるとき之れを奉行所に移す輕卒間に民事の爭議あるとき物頭の之れに對する處置亦略組頭の其組の士人に於けるに同じ輕卒に刑事の非行あるや物頭は其同僚と協議し狀を具して大頭に訴へ其指揮を得て物頭之れを處罰す所謂小陪隸仲間

間に起る民刑事の處分は其備主の專斷に一任すと雖ども罪科ありて重刑を加へんとするときは備主は必ず奉行所に訴へ指揮を受くべきものとす但し耆舊の陪隸にして備主其俸を褫ひ籍を削るに於ては藏元兩人役に其事を告げ其指揮を受けしむ此外士卒の民刑訴訟に關し其管轄等に規定の詳細を見ざるは士卒間には概ね罵詈の風なきものと推測し偶々此れあるも慣例に依り臨機の處分を爲すなり士卒の刑事に其管轄の定めなきものも奉行所の管轄にして其所刑は皆奉行所に於て藩主の旨を奉じて之れを行ふの主意にして往々藩主の親斷に出るものあり其他と雖ども審理判定の後ち先づ藩主に聞し其裁可を俟て之れを施行す其實顯官の政事犯の如きは故さらに藩主の親斷とし多くは其罪狀を明白にせず是れ一は其人の面目を保ち一は事實を暴白するを忌むに似たり輕卒庶民と雖ども死刑は必らず藩主の允可を要す

人民の官吏或は町村吏員の職務上の抑壓を上り申告するの類も往時は之れを訴訟と稱せり其實萬治制法に於ては反て此等のみを訴訟と稱し通常の民事の訴訟

は之れを公事と稱せり時としては此等の訴訟と民刑事の訴訟の性質を帶ぶるものと頗ぶる相紛糾交錯せることあり是れ蓋し往時は請願訴訟の類と民事刑事の訴訟との區別の明白に劃斷せられざるに因るなり請願訴訟の性質を帶ぶる訴訟に關しても種々の規定あり中に就き一村一郷團結して強訴に渉る如きは嚴禁にして事衆人に涉り已むを得ざるものは二三の總代を互選して事に當らしむ訴訟審理の段階に關しては

一旦裁許の公事再申出もの於有之は可處嚴法事

とは萬治諸法の一項にして爾來之れを繼續せり此事獨り民事の訴訟に止まらず刑事及び其他の訴訟に關しても亦慣行上然りと爲す偶、控訴上告の如き手段を取るものあれば其人先づ非理の推定を受くるのみならず假令其事にして救濟を得るも其越訴に關しては即ち概ね其罰あり乃ち往時の裁判は事實上初審即ち終審にして覆審の法なきを知るべし是れ一は健訟の風を遏むるの趣旨に出で一は當該の職司は法規に依り條理に基き藩主の法權を執行するものなれば其裁判に

非法非理あることを推定すべからずとするの意に出るが如し然れども是れと共に又一面に藩主は目付に與ふるに非常の權力を以てし暴官汚吏ありて良民を冤屈に苦ましむる如きの事實を見聞すれば直ちに之れを藩主に稟せしむ藩主は奉行所に命じて之れを再審せしめ且つ其官吏を黜罰するの例あり

往時に在りて今の檢察官及び警察官と類似の職務を執れるものは目付及び其下僚なり目付は老中の指揮に屬し職務に服するものとす事の藩主に稟すべきものは先づ加判老職の意見を問ひ其意を受けて藩主に申告することを得目付の職責は獨り非行を監察するのみならず又士民の孝悌忠實及び藝能を顯はすに在り目付の職務に關する萬治令條の一に曰く士道相嗜抽奉公父母に大孝を盡し兄弟の道たしき者云々或秀一藝もの或國中の重寶となるもの見聞之上速に可致言上事而も實際の職務は非行を監察するを多しとす此事獨り一個人の事に止らず若し士民の非行を責罰する職權を有する官司にして小科を處するに審判を粗漏にして之れを罰するに酷刑を以てし若くは法を枉げて大科を減免するが如きの行爲あれば其情を探り其奸を發き藩主に告げしむ目付の下に徒目付あり又別に盜賊改方、檢斷、横

目、目明、の類あり各、上司の指揮を受け其職務に服す横目目明は主として庶民間の偵察を掌る直目付の職責は目付即ち表目付の外に立ちて主として君命の行否及び諸職の勤怠を視察するに在るを以て高等なる警察及び檢察事務に類似の職掌を行ふものと見て可なるべし

監獄は萩山口三田尻の三處に在り萩の監獄は二あり一は上牢と稱す士卒を監禁する所なり一は下牢と稱す庶人を監禁する所なり上牢の地は嘗て野山某の邸地たりしを以て野山獄とも稱す各勘場に思案小屋あり懲治の爲め入監を命ずる所あり借牢と稱するあり其意士民の父兄より懲治の爲め願ふて獄舎を借り之れに投ずるの意なり借牢は思案小屋に入るゝもあり監獄に投ずるもあるなり監獄の經費は官費とす然れども借牢を出願したるものは其食費を返濟せしむ庶人牢に在りて代官より懲治の爲め監獄に投入を請ひたるものは郡費を以て食費を返濟せしむ萩に又揚り屋と稱するものあり士卒の罪名未定者を幽する所とす中に就き『被召捕揚り屋人』と稱するは情狀稍、重き者にして其食費は官費とす『不被

召捕揚り屋人』と稱するあり是れ情狀輕きものなり其食費は後ちに返辨せしむるを法とす

長藩の司法制度は概ね此の如し其闕典の最も大なるものは第一刑律の不備なるに在り第二訴訟の管轄は略、一定の官衙ありと雖ども而も甚だ區々錯雜せるのみならず擔當の官吏一定せざるに在り均しく奉行所に提出せる訴訟も實は諸奉行即ち加判老職自ら會議して之れを審理するに非らず下班の吏員をして其事に當らしむ法制刑律に通曉の法官少くして訴訟滯擧て數ふべからず凡そ此等の弊害は次第に堆積して以て忠正公の時及び天保年間流弊改革中の一重要問題となれり

第十六章 忠正公の童年と當時の大勢

忠正公の出生○幕府と諸藩との状況○外警○光格上皇の修學院行幸○勤王論の浸漸○百姓一揆○三公逝去○長藩の内情○公の襲封

忠正公諱は敬親幼字は猷之進邦憲公の長子なり母は原田氏名はまさ後ち惠日院と稱す幕府先手組同心原田某通稱東八の女なり仁孝天皇文政二年二月十日幕府への届出は二月十五日を以て江戸麻布邸に生る邦憲公は清徳公の従弟たり其幼なるや嘗て老臣福原房俊前に養はれ福原豊之允と稱す文化十一年の冬に至り清徳公の意に由り毛利氏に復し彈正君と稱して麻布邸に在り公の生るゝや實に彈正君二十六歳の時に在り當時清徳公久しく藩主の職に在り頗ぶる事務に倦む終に讓封の意あり而して其子保三郎君猶ほ幼なり時に年六歳清徳公彈正君の人と爲り謹勅なるを愛し因て立てゝ世子と爲し保三郎君をして之れに續がしめんと欲す此年八月二十日彈正君を改めて式部

教元と稱す其九月十日終に幕府に乞ひて式部君を養子とし妻はすに保三郎君の姉儀姫を以てす其十一月十一日式部君首服を加へ將軍の偏諱を賜ひ齊元と稱し從四位下に叙し式部大輔に任ず當時藩に在りては清徳公式部大輔君保三郎君を稱して御三殿と曰ふ尋で文政三年六月十一日式部大輔君宮内大輔と改稱し文政四年十二月十六日更に侍從に任ず翌文政五年六月二十六日清徳公幕府に請ふに保三郎君を以て齊元君の嗣となさんことを以てす許さる文政七年二月二十七日封を齊元君に讓る三月十一日齊元君大膳大夫と改稱す清徳公既に退職して新橋邸に移居し翌年二月七日更に葛飾邸に移居す清徳公讓封の時年正に四十二歳なり邦憲公封を襲ぐと雖ども敢て自ら専らにせず事務一に決を葛飾邸に取る當時藩内清徳公を稱して大殿様と曰ひ邦憲公を稱して殿様と曰ひ保三郎君を稱して若殿様と曰ふ邦憲公の立つや忠正公は其長子なりと雖ども待遇は尋常諸公子に異ならざりき公は文政四年四月二十七日年三歳の時同母弟牧之助君同年七月十と七日夭すと共に麻布邸を發し東海道伊勢路中國路を経て六月朔日萩に着し天保七年世子た

るに至るまで十六年間常に萩に在り天保七年に至るまで八丁邸に居る同年渡口邸に移る時人因て渡り口殿と稱す三歳にして始めて侍者の中に童子を加へ以て漸く婦人の手を離るゝの地を爲し五歳にして袴着初の式あり七歳にして始めて全く婦人の手を離れ手跡稽古始あり八歳にして射術劍術馬術謠稽古始あり九歳にして居合立合拔刀稽古始あり初めて明倫館先聖の廟を拜し諸生の講誦を覽る十歳の時瀧茂兵衛手跡學問指南たり十二歳の時藩儒山縣慎平同じく手跡學問指南の命を受く十三歳の時入角袖留此時名を數甲胃着初の式あり且つ寶藏院流槍術を學び中村九郎兵衛に就て儒書を學ぶ此年十月太甲灣に遊び舟を泛べ鴨を射て之れに中ることあり能島流船軍の書稽古初も亦此年に在り此の如くにして文武の業を研精し敢て逸豫することなかりしなり公の八丁邸及び渡口邸に在るや頭人あり邸事を監す佐藤權兵衛と云ふ八組百三十石の武士なり文政八年頭人と爲る人と爲り濃厚篤實にして好みて國詩を詠じ特に連歌に巧なり輔導の功尠なからすと云ふ天保三年辭職し足立忠左衛門之に代る

此時に方りて天下の形勢大に變ぜんとす而して雷雨の將に來らんとして天先づ靜かなるが如きものあり始め將軍家齊の軍職を繼ぐや年猶ほ幼なり賢相松平定

信白河少將老中の首席を占めて將軍補佐の任に當る當時田沼氏執政の後ちを受けて天下奢靡を競ふ定信乃ち勤儉を以て士民を率ゐ文武の業を獎勵して以て風紀を振肅せんとす頗ぶる治績あり中興と稱す定信罷めらるゝに及びて老中松平信明事を用ふ其政一に定信の舊に依る二相の政に膺るや偶々露人蝦夷に來るの報あり幕府遍く諸侯に令し士衆を訓練して海防に備へしむ而も其事須臾にして止み天下再び泰平を歌ふ信明卒して老中水野忠成出羽守専ら事に當るに及びて家齊治既に久しく驕奢漸く長ず爲めに財政大に窮迫す忠成即ち數々貨幣を改鑄し惡貨を造り因て以て一時を苟且せんとす物價騰貴して庶民大に苦しむ公の生れしは實に此時に在り徳川氏既に此の如し流風の及ぶ所諸藩多く之れに倣ふ長藩に於ては清徳公闊達にして華美を好み往來禮聘頗ぶる豪を競ふ加ふるに文政十二年邦憲公の世子保三郎君家齊の女和姫を娶りて婚儀を擧ぐるの事あり國財を費すこと夥しく財政頗ぶる困む之れを概言すれば天下の侯伯盡く泰平に酔ひ豪奢に耽りしなり而して他の一面に於ては嘗て識者の預言したる海警の次第に接迫す

るあり寛政文化の露警は唯、其第一歩たるに過ぎず越て文政七年公年六歳英國軍艦薩摩の寶島に來り又常陸大津村に來る同八年公年七歳外船の近海に出沒する者益、多し是れより先き寛政三年松平定信執政の時外警漸く多きを以て妄りに外船打拂を斷行し因て葛藤を生ぜんことを恐れ諸侯を諭して頗ぶる懷柔の策を執らしめんとし文化三年正月松平信明執政の時又露國の警報に因りて更に同一の趣意を令し且つ漂流船に食物薪水を給すべきの意を加へ益、懷柔の意を進めたり是に至りて時論或は外船の頻りに來るは寛政文化の懷柔令之れを驕らしめたるに因ると爲し寛永の舊制に復せんことを求む同年幕府策を決して再び無二念打拂の令を發す

外交の切迫斯の如くなると共に嘗て久しく伏在したりし勤王心は勃然として表面に發露せり始め田沼氏執政の晩年庶民收斂に苦しむ尋で天明の飢饉あり淺間山の噴火あり天下恟々人心亂を思ふ武家の政治破れて公家の政治恢復するの流言あり家齊軍職を繼ぎ松平定信政を執るに及び深く誠むる所あり幕府自ら皇室

を尊崇し因て以て天下の心を鎮せんとす是を以て家齊の世を通じて頗ぶる意を皇室の尊崇に致す天明八年京都火あり皇宮上皇宮に延焼するや幕府天下の諸侯に課して皇居造營の役を助けしめ寛政二年に至りて成る規模頗ぶる宏壯にして從來の隘陋に似ず光格天皇詩を賜ひ後桃園上皇和歌を賜ひ以て家齊の功を賞す文政七年邦憲公襲職の年其九月二十一日光格上皇東山修學院の離宮に行幸し紅葉を見る有栖川親王以下扈從す父老其盛儀を觀て涙下るものあり享保年中靈元帝春秋に此に行幸してより此典久しく廢す此に至りて幕府重ねて離宮を修し以て上皇の宸游に供し爾後春秋二季の臨幸を以て定例とす上皇頗る之れを嘉みす

上皇御製あり曰く染つくす此山陰の紅葉ばにめでこし世々の秋をしのはる後ち久坂玄瑞當時の事を追詠したる詩あり曰く紅楓掩映翠華光父老於今感喜長昨夜秋林霜始隕一篇叢藻讀將狂 當時公武東西殆んど水魚の觀あり幕府竝に諸侯の吏深く皇室の尊ぶべきを知るに至れり而して諸藩及び民間の士人益、天子の尊きを感じたるは實に此時に在り之れと同時に天下の文運も亦一變の機に向へり勤王論の史家賴襄が其著日本外史を松平定信に贈りしは文政十年公年九歳の時に在り襄の文犀利明快當時無比と

稱す而して其意専ら尊王護國の精神を鼓舞するに在り少壯の士之れに因りて興起する者少なからず日本外史及政記中廣元輝元に關する論贊は稍防長人の不滿を招きしも襄織仁親王の女なり其京師に在ませしとき襄をして自書の帖を上らしめ頗る其風骨を得たり公襲職の時貞操院猶後間に在す清徳公の葛飾邸に鎮海園を作るや又襄をして之れを記せしむ而して嘉永癸丑以後に至りて天下を風動し殆んど戸毎に誦し家毎に讀むの勢あるに至りたる水藩士會澤安の新論が其藩主徳川齊修に獻せられたるも亦文政八年公年七歳の時に在り其著述の意専ら皇室を尊び夷狄を馭し名分を明かにするに在りたり

此の如く一方には幕府及び諸侯の奢侈を極むるあり他方には外交の漸く切迫するあり勤王心の著しく發達するあり天下の勢漸く遷移せんとす而して其先づ事實となりて現はれしものは驕奢に對する反抗なり當時諸藩年少有爲の主は大抵前代驕奢の積弊を矯正するに意あらざる者なし長藩の如きも邦憲公亦頗ぶる藩政改革に意ありしと雖ども清徳老公猶ほ葛飾邸に在すを以て敢て自ら專にせず而して當路の吏多く大體に通せず徒に時と俱に奢侈の風を逐ふ世子保三郎君婚

姻の事あるに及びて國用愈窮す天保二年公年十三歲此年秋收凶歉にして物價騰貴す其七月邦憲公國に在り清徳老公と世子保三郎君とは江戸に在り邦憲公將に江戸に行かんとす其月下旬會山口三田尻小郡宰判の土民蜂起し富豪庄屋町年寄の家屋を破壊し所帶方産物會所等を襲撃す吏を遣はして之れを鎮せしむ事漸く寢む既にして八月二十一日に至りて小郡、舟木、吉田、美禰、兩大津、阿武郡の土民再び蜂起す事體頗ぶる穩かならず因て一門、目附、物頭役等を遣り纒に之れを鎮するを得たり故を以て邦憲公期の如く東上すること能はず十一月十日に至りて纒に萩を發す世子保三郎君時に年十八聰明學を好む江戸に在りて此報を得るに及びて以爲らく是れ累年苛政の致す所にして予の結婚其因を爲すこと亦少しとせず今にして専ら儉素を尊び小心翼々身を以て衆を率ゐざるべけんやと因て内書を清徳老公と邦憲公とに上り大に俗吏の弊を論じ躬親ら非常の節儉を行ひ陪從の士を惠まんとするの意を告げ身綿衣を服し膳菜を減ず清徳老公其書を見て大に之れを可とし直目附福原三郎左衛門をして其書を持して國に致し

以て衆に示さしむ邦憲公翌年七月十九日に至りて歸國し去年諸郡土民蜂起の終始を審檢し吏數人を罰し事止む時に藩の負債八萬貫目を超ゆ邦憲公及び世子大に之れを憂ふ村田清風等數、財政整理を企てしと雖ども吏議因循事終に成らず居ること四年天保七年に及び五月十四日清徳老公葛飾邸に卒し同九月八日邦憲公萩城に卒し十二月二十九日崇文公櫻田邸に逝き公年十八藩主の職に就く時に比年風雨順を失ひ穀價暴に貴し今年春夏雨多くして年終に饑ゆ幕府諸藩力めて窮民を恤む防長二州亦其害を免れず加ふるに六月十一日大雨あり翌十二日に至りて歇まず諸川汎濫し堤防の決する者多く藩庫の收入殆んど半を減じ土民の饑寒甚しく人心洶々として定らず六月十一日の大雨に因りて萩の八丁堤亦破る市中過半水に没す公當時八丁堤内の南園(所謂八丁邸なるものなり)に在り洪水暴に至り纒に身を以て免る因りて瓦町の客舎に移り八月十三日更に渡り口邸に移居す公が姥倉開鑿に銳意したるは蓋し此水害に感ずる所ありしに因ると云ふ公室の計重ねて至るに及びて滿城色を失ふ始め邦憲公の歿するや崇文公嗣ぐ而して蒲柳の質なり今夏以來病あり荏苒癒へず士民大に疑懼す崇文公是に於て早く嗣子を定めて士心を安んぜんことを欲し國老毛利房謙藏梨羽瀨昌賴を招きて之れを謀る二

人因りて忠正公を嗣とし崇文公の女偕姫の長ずるを待ちて之れに配すべきの議を進む蓋し邦憲公も亦公に意ありしを以てなり既にして田安侯齊より嗣子の定まれるや否を問ひ且云々する所あり今何事たるを詳にせず是に於て急に策を定めて公を江戸に招かんとす其事未だ果さずして崇文公終に江戸に歿す幕府の制藩主死して繼嗣なければ國除かる因りて喪を秘し同八年正月幕府に告ぐるに公を出府せしむることを以てす其二月三日公萩を發し三月二日江戸の櫻田邸に着し崇文公に謁するの禮を行ひ崇文公猶ほ在すが如くにして馬廻番頭をして命を出納せしむ其五日崇文公の名を以て幕府に請ひ公を嗣たらしめ名を敬親と改む同八日閣老連署して公の世子たるを許す同十四日幕府奏者番内藤紀伊守をして崇文公の病を訪はしむ徳山侯廣篤後ち元蕃迎接す其十七日喪を發す同二十日幕府奏者番青山因幡守をして來りて喪を弔せしめ且つ香資を贈る長府侯元運之れに迎接す同四月二十七日に至り幕府公をして封を襲がしむ五月十五日公始て將軍家慶に謁し六月十八日首服を加へ偏諱を賜ひ慶親と改め從四位下に叙し侍從に任じ大膳大夫

と稱す闔藩始めて心を安んず而して去年凶歉の後ち天下の人心愈々穩かならず今年八月十九日終に大坂に大鹽平八郎の變あり二百年來久しく兵革を見ざりし徳川氏の天下に於て始めて干戈を動す事須臾にして平ぎしと雖ども江戸の狼狽極めて甚しく華奢風流に慣れたる幕府旗下の士は甲冑を所持せざりしを以て急に平素往來する所の諸侯の邸を訪ひて之れを借りし者あり其金を費さずして借るを得たるを喜び相傳へて更に争ひて借るを求めし者ありと云ふ此年長藩に在りても米穀日に乏しく饑民益々多く救恤治きこと能はず偶々大坂の變報至る流言百出制すべからず終に三田尻中ノ關、大島郡の地方、及び支藩長府に於て土民嘯集して富豪の家を襲ふ六月に至りて事纔に寢む本年十一月郡奉行赤川忠右衛門の諸代官に協議せる私書に民心疑惑の源因を説きて地下役人の横恣に出づること多しと爲して曰く大庄屋、村庄屋、畔頭共の中屋宅のしつらひ華美を盡し屏風建具床飾等の種類々物數寄風流を致し家具等に至迄結構の物を用ひ且つ妻子の衣類目立候立派を好み御法度の品を用候儀を面目と致候様なる者有之由云々又曰く御惠米等被下候節兎角配分不行届之儀共有之其外地下仕組等に付ても私曲有之或は御暮請杯の節種々惡調儀致候者有之云々公封を襲ぐの年諸公子には即ち清徳公の子信順始め惠之助尋で郷之助後に左近と稱す此年二十二歳安政二年に卒す邦憲公の子教徳基之丞と稱す此年八歳天保十四年に卒すあり夫人及び女公子には靖恭公房の室貞操院有栖

川王氏 有栖川織仁親王の女此年五十六歳嘉永五年卒す 清徳公の室法鏡院池田氏 松平相模守治道の女松平因幡守齊稷の叔母實は齊稷の姉此年四十歳安政三年卒す 邦憲公の室蓮蓉院毛利氏 清徳公の女崇文公の姉此年三十四歳翌天保九年卒す 清徳公の女マス子 天保七年 宗對馬守義章に 八重子 天保四年老臣毛利廣篤に嫁す此年十八歳 章子 此年十五歳 邦憲公の女厚子 天保六年老臣益田越中元宜嫡子熊次郎兼興に許嫁す此年二十歳 孝子 此年九歳 嘉子 此年三歳天保十四年歿す 崇文公の女偕姬 即ち公に許婚せるもの婚後都美子と改む此年五歳等あり

第十七章 忠正公の初政と當時の大勢

外警に對する二種の議論○モリソン船○海内の大勢○村田清風○七月の會議○改革の要點○各種の改革○清風等の退職○坪井正裕○忠正公幕府より受賞○縣尉公子

忠正公襲職の初めより海外の警報漸く繁し之に處する方法時論自ら二に分る一は舊規に因りて國を鎖し依然として外交を絶たんとせる者なり幕府及び諸藩の有司舊慣に泥む者並に愛國の志士大抵此論を爲せり二は時勢の推移に應じ臨機の處置を爲すべきことを説ける者なり蘭學者及び稍、海外の形勢に通ずる者多く之を主張せり而して殊に前者を多しとす天保九年十月當年參府の和蘭船主書を幕府に致して英船モリソン號我流民七人を伴ひ浦賀に來りて互市を乞ふこと近きに在るべきを告ぐ幕府の有司議して曰く英船來らば宜しく文政八年の令に従ひて無二念打拂を決行すべきのみと江戸の處士赤井嚴三、佐藤元海、鈴木

春山、岩名昌山等蘭學を修め若くは海外の事を知るもの其輕舉事を誤らんことを憂ひ私に議する所あり殊に田原藩年寄格渡邊登江戸の町醫高野長英の如きは各、書を著はして其不可を論じ物論大に動く當時水野越前守忠邦老中たり町奉行鳥居忠耀耀藏甲斐守は忠邦の腹心にして素より蘭學者を喜ばざる者なり因て渡邊高野二人を以て妄りに書を著はして時事を論じ人心を煽惑する者となし終に獄を起して渡邊に在所永蟄居高野に永牢を命ず一時海外の事を説く者口を箝む同十一年に英船果して漂民を載せて浦賀近海に來る陸上の戌兵砲を發して之れを撃つ英船去りて薩摩に至る又砲撃せらる同十二年五月長崎の人高島秋帆四郎徳太夫丸原練兵の事あり規模猶ほ小なりと雖ども而も泰西節制の兵式始めて都人の眼前に落つ同十三年十月忠耀復た高島父子の獄を起す而も海外の事愈々急なり此年モリソン船書を蘭船に託し其漂民を還へし貿易を乞ふの意を通ず忠耀等元來蘭學を喜ばざる者なりと雖ども是に至りて終に溫和手段の止むべからざるを知り忠邦に勸むる所あり且つ閑老眞田幸貫信濃守も亦溫和手段の止むべからざるを

主張せしを以て同年七月幕府遂に策を決して異船打拂の令を止めたり是れより先き將軍家慶水野忠邦と共に大に流弊を改革し儉素の風を養ひ國本を堅くするに意あり而も前將軍家齊を憚りて發せず天保十二年正月家齊薨す是に於て始めて享保寛政の制に復するの令を發し大に士風の奢靡を抑へ尋で諸侯の獻品は金を以て物に替へしめ天下の銅を銅座に獻するの法を設け且つ諸侯をして五箇年間に提封一萬石毎に米一百石を儲へ不時に備へしめ更に士庶の華美驕奢の風に流るゝことを禁ず其意儉素を以て士民を誡飭し勢力を統一して外寇に備へんとするに在り而して其弊或は苛察繁文に流る之が爲め下民業を失ひ怨聲途に滿ち循良の吏多く意を得ずして去り輕薄急躁功を競ひ譽を釣らんとする者漸く進む是に於てか人心漸く去り陰謀從て生じ天保十四年閏九月忠邦終に退職す翌弘化元年に至りて和蘭國王始めて國書を我國に送り鎖國の不可なるを忠告す寛永の鎖國以來外國の國書を通ずる是れを以て始めとなす幕閣大に驚く家慶因て忠邦の苦心を諒し其六月二十二日再び召して老中上座となす而も終に其職に安ん

ずる能はず弘化二年二月二十二日に至り再び退職す是に於てか幕閣勤儉尙武の策大に頓挫す而して水戸の徳川齊昭も亦此間に於て譴を蒙り退隱するに至れり水戸改革は其急激寧ろ水野の政治に譲らざりしなり天保七年久しく水戸政治の弊源たりし藩士定府國詰の制を易へて藩士交代の法と爲し以て在江戸と在國との懸隔を破る同十年床几廻を置き國中游倅の用ふべきもの百人を以て之に充て以て戰時出陣の用に供し同十一年三月諸臣に命じて水戸城千束原に蒐し大に兵を閱して天下の視聽を驚かし追鳥狩と稱す爾後毎年之れを行ふ同十二年工に命じて巨砲を神崎に鑄しめ水戸城第三郭士大夫の宅を撤して弘道館を創めしむ同十三年始めて銃陣大極陣を作る當時に在りては其迹甚だ放縱專恣に似たる者なきに非ず加ふるに國內亦黨派相闘き終に梵鐘を毀ちて砲を鑄破戒の僧を罰し廢寺を毀ち僧の民たらんを乞ふ者をして髮を蓄へしむるに至つて衆口囂々たり弘化元年五月即ち水野忠邦再び閣老となりし前月齊昭遂に幕府の譴を受け老して國を其子慶篤に譲り駒籠邸に屏居す是に於て幕府は果斷の政治家を失ひ水府は

有爲の君を失ひ天下再び恬熙に復へらんとす而も海外の大勢潮の如く來る亦之れを防遏すべからず是れを嘉永癸丑に至るまで公の初政間に起れる天下の大勢なりとす

公既に藩主の職に就く時に三公大故の後ちを承け加ふるに年饑へ且つ未曾有の水害あり歲入其半を減じ財政益窮す加之藩士より徵する馳走米も亦極めて多きに上りしを以て士氣自ら懈怠し質朴の氣消して織齋の情長じ武備愈衰ふ公是に於て憤を發し大に改革を行ふの意あり先づ躬を以て士民の範となさんと欲し天保八年八月身邊の諸事一層心を用ひて儉約すべきことを令し同九年四月入國の時其儀衛を減じ且つ自ら木綿の外套を着く且つ君意の浹洽すると否とは官吏の遵奉如何に關すること多きを以て同八年江戸役人に粗服を用ふべきことを命ず尋で村田清風等の俊才を用ひて銳意治を圖る此に於て一藩の風紀頓に改まり駸々として中興の運に向ふ村田清風通稱四郎右衛門松齋と號すは公と共に中興の事業を扶植したるものなり蓋し二州の士氣を鼓舞し、其游惰の慣習を易へ、忠孝の大義を明

かにし護國の精神を旺にせしめ、以て將來の大變に備へしめたるものは固より公の心に出づと雖ども士流の典型として一藩の輿望を負ひ公を輔けて改革の衝に當りし者は即ち清風に外ならず清風胸懷洒落大言善罵殆んど直情徑行の風あり但し其天下の大勢を洞察し時務の要局を識るの才に至りては則ち殆んど群に絶す常に武内宿禰、北條時宗、林子平の人と爲りを慕ひ武備を厚くして外寇を禦ぐを以て志となす

清風の片言零語も亦善く其人と爲りを知るに足るものあり今其二三を下に録す曰く正大の心を以て公明の事を行ふ曰く釋迦も飢ては道も説かれず曰く量入爲出の外富國強兵はこれなきこと、承り及ぶなり曰く術は西洋を學ぶべし曰く馬は野馬よろし東西へ外寇伺來る時に當て弓は禮射馬は庭乗も流行後れの士と謂ふべし曰く小人島の人を集め大人の顔色は誠忠の臣と云ふべきや曰く學問の要は虚懐に在り又外寇の防禦を論じて曰く都て御手當は洋賊來る時に無くして平日に在り文化年間清徳公が異國船手當の爲め神器陣を造らんとするや清風當時年猶ほ弱冠なり密用方として其議に參す文政六年清徳公國用の糜費せしを以て有司を國より江戸に召し議して釐革する所あらんとす清風乃ち當役當職兩署の規則應に改革すべきものを論じて之れを上る其言極めて剴切なり清徳公是に於て其才の用ふべきを知り同七年擢で、當職手元役となし翌年郡奉行を兼ねしむ而も吏風因循多く合はず屢、情を陳し

て解職を乞ひ同十年聽されて矢倉頭人となり江戸に在ること四年撫育方に轉ず
 天保元年百姓一揆の
前年 當役手元役となる再び意を得ずして辭職す清徳公老して葛飾
 の別邸に在り召して其手元役となす清風常に江戸の地糧を海上に仰ぐを以て一
 且緩急あらば運輸途を絶ち藩邸直ちに糧食に窮せざるを得ざるを憂へ儲穀の事
 を行はんとし謂へらく清徳公既に老す固より政治に干涉すべからず而も米穀の
 事に至りては敢て一例に論ずべからずと乃ち議して米五千石を儲ふべしとす吏
 異議を唱ふる者あり減じて三千石となす公封を繼ぐに至りて士人皆清風の再出
 を冀ふ當職益田元宣越中後に刑部と稱すも亦公に清風の用ふべきを言ふ天保九年八月四日
 公清風と香川作兵衛景とを擧げて地方及び江戸の仕組掛となし周布勘解由兼を
 して之れに參し財政の改革に従事せしむ清風時に年五十八其十年七月十三日更
 に木原源右衛門貫通山田市郎右衛門龍共長屋藤兵衛春幸を加ふ是れより先き公の封を
 嗣ぐや益田元宣當職たり毛利瀨賴熊太郎後隱岐と改稱す當役たり天保十一年公國政整理の急
 なるが爲め幕府に請ひ期を早めて國に歸り四月江戸を發するを恒例とす此時正月を以て發し二月を以て着す三月朔日

元宣を當役に轉じ毛利房謙主を當職とす衆望の歸する所に因るなり五月二十七日
 日清風に命ずるに當役用談役を以てし併せて手元役の事を攝せしむ是れ其權力
 を重くし元宣を輔けて専ら改革に従事せしめんとせしなり七月七日政府の會議
 を開き有司をして各、意見を具陳せしむ村田坪井木原等各、論ずる所あり財政
 の救濟より推して時弊の改革すべきものに及ぶ村田は謂へらく破格人を用ふべし公金貨
 百貫の銀とを以て入を量りて出るを爲すの制を定むべし坪井は謂へらく下情通達を期すべし
 木原は謂らく當役事務に通せず故に無責任なり宜しく重臣をして其責任を負擔せしむべし公初政
 の大綱は實に此會議に因て定まれいと云ふ當時政府の吏たる者元宣清風より中
 谷市左衛門章貞當役手元役長屋藤兵衛春當仁保彌右衛門慰道小川善右爲政門福衛原
 與左衛門俊直以上御用所役坪井九右衛門正裕江戸當役御用筆等に至るまで群才彙進し諸職其人
 を得たり積年因習の弊風是に於て將に一洗せんとす始め公襲封の時に方りて家
 臣及び百姓の馳走米を徴すること舊の如くにし且つ臨時の費を要せざるも猶ほ
 年々負債を増加し其利子だも猶ほ償ふを得ざるの勢あり清風正裕等議して以爲
 らく從來數、財政の改革を企つるも遂に屢、敗るゝものは藩主の銳意或は足ら

ず因循の議入り易きに在り今公自ら憤を發して爲す所あらんとす是れ實に千載の好機なり須らく先づ公の實踐躬行至誠を以て士民を率ゐるを請ふべきなり且つ財政の事は久しく御密用と稱し政府の吏と雖ども樞密に與る者に非ざれば之れを知らしめず是れ官吏をして國財の窮迫を意とせずして往往不儉に流れしむる所以なり如かず之れを開放して財政の實況を士民に告げ以て其國を憂ふるの精神を激勵し君臣心を合せて改革に従事せんには此の如くにして上下憂を同くし國論一和すれば始めて以て積年の弊を破るべきなりと因て其七月十三日元宣房謙俱に公に謁し告ぐる所あり且つ爾今の改革一に公の親裁を待つべきを稟す公之れを善とし憚らずして事を言はしめ八月七日に至り廣く財政の實況を一藩の士卒に示し且つ之れをして班次の高卑を問はず苟も時弊に見る所あれば悉く之れを言ひ忌憚する所なからしむ是に於てか上下均しく奮ひ改革の業愈々其歩を進む從來藩の一弊風は諸局各々其慣例を株守し脈絡相通せず爲めに事を梗し財を糜するに在り是に於て勉めて地方江戸の榜示を破り兩職座をして左輔右弼

同一心體ならしめんとし諸僚各局心を協せて公を輔け以て改革の事に従ひ財政の現況を公示し量入爲出の策を講じ地方江戸の財官を通同し修補金穀を減じ越荷方の法を設け以て財政の整理を謀り士民の馳走出米を輕減し且つ士の公私債を處置するの法を定む此の如く一面に財政の改革を圖ると共に一面には意を文武の奨勵人才の教育兵制の改革及び邊防に用ひ村田清風赤川喜兵衛通忠長屋藤兵衛春幸に命ずるに神器陣練習掛を以てし天保十一年八月廿五日日を限りて壯年の者をして入學せしめ公自ら小畑狐島に行きて巨礮の試發を試み同九月十六日徳丸原に催されたる高島流銃陣の如き水戸の閱兵の如き或は人を遣りて之れに従學せしめ或は其状態を視察せしめ殊に財政困難の間に於て百方計畫する所あり天保十四年四月朔日に至りて大に羽賀臺に練兵し久しく兵革を見ざりし士氣をして其盛觀に驚かしめたり

此間亦内政に關して諸種の改革を行へり其重要なる者を擧ぐれば左の如し

一、徵税法の修正 往時島地の石高を受け而して其地礪礪にして物を生ぜず遂

に荒蕪地と爲れるもの之れを受荒畠山成と稱す而して公租は依然其石高に應じて賦課せるもの多し是に於て其畠地税を廢し合壁山に編入し又往時田地の石高多きに過ぎたるもの亦少なからず因て休石の法を擴張して其弊を救へり例せば高一石五斗にして五斗は過重なるが爲め五斗を有名無實として之れに對する公租を免ずるを謂ふ檢見の法亦其實施上頗る刻薄に涉れるもの多し因て密旨を檢見の吏人に傳へ大に意を用ふる所あらしめたり此等の事は從來小民の最も苦める所なりしを以て民の之れを感ずること最も深し民間の父老説を爲す者あり曰く四境の戰小民の末に至るも猶ほ死を以て國に盡せしもの蓋し此三者を其因の大なるものとすと見る所あるもの、如し加之農民の馳走出米殆んど高一石に五升を以て恒例とせるもの公の時に及び漸次に輕減して終に三升到下れり

二、司法制度の改正 司法制度の大綱は萬治年間に於て稍、整ふと雖ども固より多くの闕典あるを免れず積弊之れに加はり天保年間に及びては益、甚しきものあり是に於て天保十一二の兩年間に於て釐革する所頗ぶる多し其著きものを

舉れば第一には裁判法の改正あり天保十一年七月に定むる所なり司法の職司の專任者なきは從來裁判法の一闕典にして士民其弊に堪へざらんとせり是れより先き諸士間の訴訟は大究と唱へ物頭若くは大組非役の中より究方を命じ之れに添ふるに目附役を以てし以て審問の事を司らしめ足輕以下庶人の訴訟は其時々中間頭盜賊改方等に命じて審問し直ちに諸郡に於て判決せしむ而も聽訟の吏事なければ則ち置かず事あれば則ち班に因り任ずるを例とするを以て任命往復の間徒らに日を消するものあり聽訟の任に膺る者或は原被の情實を解せざる者あり或は徒らに事情を詳審にして疏濶の罪を免れんが爲に時日を遷延するものあり一事あれば則ち一官を命ずるを以て事多くして局狭く他の裁判を待つの間空しく日を過すものあり滯獄往々數百日に亘る是に於て始めて目付役中より常任の公事掛を置くの制を始め其定役座を開き目付役天野九郎左衛門濶小寺留之助茂直を以て之れに補し目付座月番其他の出勤を免じ専ら訟獄の事を掌らしむ

當時定評役坐の定員は評定役二人目付役の中二人本役の勤務を免じ専ら訴訟の事を掌らしむ執筆役二人遠近附の中文筆に可なる者を之れに命ず御徒士目付二人卒以下庶民の豫審を掌る下横目六人打廻り

捕手兼六人 荒仕子六人 聽訟の法始めて稍備はる第二には刑律の改正あり刑律の不備は久く既に刑事裁判の一闕典たり是に於てか天保十二年五月十一日明倫館學頭及び評定所に令し答刑を行ふことを議せしめ其六月十一日江戸當役書を地方當職に送り律の改正すべきものを舉ぐ曰く一、御國民と他國者の旅籠屋を別にすること、二、博奕、喧嘩、其他諸士足輕陪臣等の處置區々也、向後格律被相定一定の御仕置被仰付度、三、死罪に不及他國者は打擲の上入墨國退、四、都而入組候罪狀に無之一通り之儀に相決候上は入牢に不及其刑法同日に被行度候事、五、御國民再犯迄は入墨に不及、六、村退郡退川越等刑法は被差止、七、徒刑贖刑早々詮儀被仰付度と當時既に刑律改正の議ありしや知るべきなり同十三年八月十日律を定め先例に因りて事を斷ずるは滯獄久しきに亘るの患あるを以て律を定むるの吏を選ばしめ先づ其大綱を定む

百姓町人御仕置之大抵

一 磔

主 殺

親 殺

火付贖金銀拵候もの

密夫致し實夫を殺候類其他重惡のもの

一 獄 門

人 殺

強 盜

追 剝

人に傷付候盜

公物を盜取候もの

神具佛具并武器盜取候もの

入墨三度に及び候盜旅人之荷物擔込候人足

贖切手致候もの

贖金銀乍存遣ひ候もの

牢拔致候もの

毒藥遣ひ候もの

主親へ手傷爲負候類

一斬首

死罪にて首打捨て申儀一通には無之御家人に偶、其例有之罪科は前條の内輕き方に相當候類

一牢舍

竊盜之類

輕き惡事を巧候もの

人を誑惑し世の害になるもの

狼藉致候もの

盜人宿

博奕宿

密夫其外倫を破候類

越訴致候もの

人に傷付候もの

輕き謀書謀判之類

ねだり事かたり事致候もの

公事裁許不受ものゝ類

一遠島

死罪一等を被減候もの

過而輕き人を殺候類

徒黨を致候ものゝ類

不行跡あらはれ候ものゝ類

一追放

他國より來る惡人

盜人出牢敲き之上入墨追放

死罪には不至御國中に難被差置ものゝ類

一所 退

小盜人其品に寄入墨之上所拂輕き惡事致候もの

村所の妨になるもの

喧嘩爭論致候ものゝ類

一閉戸並追込

衣服其外輕き法度を犯し候もの輕重に仍而閉戸或は追込之上過料無斷他

國出行之類右同斷

無禮無念緩怠之類其外一切之小過委敷は難相記候

當時又未決囚監禁場の新設あり是れより先き農商の罪あり萩に拘引し鞫問する

ものは親戚同伍をして護送せしめ其郡の間屋に宿して監守を嚴にせしめ審問す

る毎に相携へて出でしむ頗ぶる民を煩し且つ農時を妨ぐ是に至り評定所の地別に一舎を築き未決の罪人を囚する所となす此他猶ほ數、改革する所あり以て癸丑の年に及ぶ

三、辻番法の改正 天保十二年二月二十六日に定むる所なり萩の辻番は享保十年始めて之れを置く當時諸國無賴の徒多く萩に入り往々火を民家に放つ因て辻番百箇所を作り以て之れを警戒す後ち改めて七十一箇所とす之れに使役する番人合計百四拾二人而して給する所一人一日錢三拾文に過ぎず壯年の者若し夜を徹して寝ざれば翌日勞作して妻子を養ふの資を得る能はず是を以て多く之れを老人少年に委し警備の事頗ぶる怠る加之當時比年海警あり萩の地北海に瀕するを以て偵報の事一日も忽せにすべからず乃ち辻番所を廢し鐘樓と火見とを兼ねて端坊、堀内、川添、江向、鶴江、橋本、松本の七箇所に鐘樓を作り回番所二十二ヶ所を武士町に作り市中は自身番を置くこと舊の如し一ヶ所に中間二人を置き貳箇所を一組となし以て夜を警むるの法を定む但し鐘樓は幕府の制あるを以て其允可を待つ幕府久

しく允さず吏或は之れが爲めに幕府より間牒を派し藩の内事を偵察する等のとあらんを恐れて之れを中止せんと議す而も天保十三年四月六日再び請ふに及びて終に允されたり

四、淫祠を除く 淫祠廢革のことたる獨り水戸氏のみならず有志の諸侯多少手を此に着けざるはなし是れ蓋し其の民を愚にするのみならず祭祀の費僧巫の取る所領内を貧くし且叢祠等往々膏腴の地を占むるのみならず其陰翳に因りて良民の田をして瘦せしむるものあり施政の害を爲すこと少からざればなり長藩の政府も亦天保十三年之れに着手す蓋し妄りに社寺の新設を許さざるは萬治諸法中の一禁令なり元祿年間二州の社寺を數へて三千三百餘宇となし其餘は妄りに建つるを許さず既にして檢東漸く弛み元祿の籍に存せざるもの萩一宰判の地に於て猶ほ一千三百餘宇あるに至る其士民の財を糜し國政の障害を爲すこと甚し是に於て此年三月寺社所より令して曰く

寺社所御帳に無之部は御靈勸請の本へ差返し又は本堂本社へ相殿にして當寅

の十二月を限り解除可申候最由緒正しく斷至極の分は引受引受の於役向厚く詮議之上依品御帳入可被仰付候

同十二月又同じく曰く

寺社所帳面に無之神社之儀は向後修理を加ふべからず

翌十四年四月十四日寺社奉行口羽善九郎元實飯田小右衛門信篤に命じて諸部を巡廻

し大に淫祠を毀ち一郷一寺一社に限り其他は之れを合祀せしめ因て廢するもの

二萬餘に及ぶ天保十四年三月十日藩主の菩提所大照院住持淫祠廢止の制を譲りて退隱せしめらる

五、山代奥阿武郡の救濟 山代宰判奥阿武郡宰判は藝石二州接壤の地に於て山嶽重疊し平地少なく僅に嶮を開きて穀を種え以て食となす故を以て平年と雖も其收入他の半に過ぎず天保初年以來比年雨多く民力凋弊戸數大に減じ賦稅出でず人民僅に蕨葛根等を以て活をなす藩の政府大に之れを憂へ天保十二年之れが救濟の法を設けんとし代官の所屬を改めて郡奉行所の所屬とし都合役仕組方役を置き困窮者に修補銀を貸し且つ公銀を以て穀を儲へ納米圍戻の法を定め又

地の肥瘠を検して租税を薄くせんことを謀る二宰判の民之れより少しく堵に安んずるを得たり

六、山口祇園會の更改 山口に年々祇園會と稱する大祭あり六月七日神輿旅所を出で十三日に至るまで滞在し十四五日に歸殿するを例とす而して故事藩主より山車を寄進し之れを擔ぐ者と綱を引く者とを併せて七百人直ちに神輿の後に接し市人の寄進する山車之れに續ぎ市中を徘徊し藩邸の築山棧敷前に至りて止る山車を擔ふ者に酒肴を賜ふの式あり而る後ち再び前路を行き旅所に歸り市人の山車も亦各、其出でし所に歸る文化の始に至るまでは大抵十五日を以て終りしと雖ども弊風漸く長じ十六七日に至らざれば止まず藩主寄進の山車を擔ぐ者公威を假りて市民を慢り少しく意に満たざる者あれば山車を以て其家に觸れ之れを毀つを以て快とす市人之れを恐れ多く酒飯を設けて之れを饗す是に至りて有司議して曰く是れ大内時代優柔の遺風にして邊陲に適せざる驕奢なりと終に弘化元年九月に至りて山口代官の議に従ひ綱引を減じて三拾人とし市民の憂

を除く事は村田等退職の後に在りと雖とも其因起る所は當時に在り故に此に記す 此時に方り一藩の士氣喟然として振ひ書

冊及び武器類を修繕購買するもの陸續踵を接し爲めに市價を高くし十三年八月には令を發して賈人を諭し不當の利を貪らざらしむるに至れり

此の如く長藩が銳意改革に従事せし時に方り幕府に在りては水野の儉政行はれたるを以て長藩に於ても藩内の物議を抑壓するに便を得たるが幾も無く水野の敗るゝに及びて天保十四年九月二十九日在江戸元宣より書を在國房謙に送り藩内の非改革者を戒め之れが爲め動搖せざらしむ其意以爲らく我公新政の事水野の儉政に先ちて發し必ずしも水野の進退に因りて動搖すべきものにあらず且つ幕府勤儉尙武の政亦一人の罷免に因りて變ずべきにあらざるなりと然れども清風等に對しては異論已に百出し殊に修補銀を廢止せんとするの政策は恰も金融の疏通を停止したるものゝ如くなりしを以て藩士の之れを便とせざる者多く且つ三十七年賦公内借捌の計畫は從來藩士の家計を整理するを名として金を貸し知行米を管理したる萩の巨商等より其當然受くべきの利益を剝奪したるの觀あり

ると婦人に木綿を着せしむる等の命令が久しく奢侈に染みたる後房婦女の意に
 適せざるものありし等の事に因りて物議愈々沸騰し萩、山口、三田尻等繁華樞要
 の諸宰判には動もすれば時政を誹謗する者あり幕府は水野退職の後愈々其政策
 を非とする者の如く水野と志を同くせりと稱せらるゝ閣老眞田幸貫も亦弘化元
 年四月十五日本丸炎上の時病を推して出仕したるに却て將軍の不興を蒙り終に
 辭職するに至りたりとの風説すら傳はり尋で徳川齊昭廢錮の事あり上國の形勢
 益々急激なる改革を爲す者の禍を買ふこと頻りなるを示し爲に藩内にては反對
 論の氣焰大に長ぜり同年六月朔日公歸國して萩に入る元宣房謙例に因て職を辭
 退す從來の例當役公に従ひて江戸に祇役し歸れば則ち
 兩職共に一旦任を辭す藩主或は允し或は允さず公二人の請を允るし六月十日元宣の當
 役を免し口羽房通衛士を以て之れに代へ同十三日房謙の當職を免し毛利源賴岐を
 以て之れに代へ其十六日清風の當役用談役手元役中谷市左衛門の當職手元役を
 罷め赤川喜兵衛忠通を以て當役手元役とし小寺留之助を以て當職手元役とす而し
 て坪井九右衛門右筆を以て専ら機密に參す蓋し公清風等と君臣の間固より芥帶

なかりしと雖ども時論囂然元宣清風等亦引退を請ふこと切なるを以て暫らく物
 情に協へしなり坪井九右衛門正裕顔山と號す亦當時の才物なり能く世態に通じ吏
 務に熟す當時藩の人才を論ずる者村田と並び稱す而も少しく剛愎自ら用ふるの
 風あり且つ内忌刻にして人を容るゝ能はず清風の名高きを見て往々其政を譏る
 清風等の改革を喜ばざる者之れに雷同す終に取て之れに代るに至りしなり大抵
 清風等の爲す所一定の計畫あり勇往邁進必ずしも物情を問はず坪井等は則ち之
 れに反し流俗と競はず人心を失はざるを以て主となす是れ其俗論の名を得し所
 以なり文久元治以後長藩に正俗の
 二論あり既に此時に胚胎す坪井等先づ藩士の最も苦しむ所に向ひて手を下し
 因て其心を攪らんと欲し十月十六日士の官に借銀したるものは子本を併せて其
 償還を免し私人に借るものは官代りて之れを償ひ債なき者は金を惠むの令を發
 す公内借捌と謂ふものは是れなり其爲す所迅速快活頗ぶる人意の表に出づ之れを
 以て萩の士民一時大に之れを喜び歡呼の聲湧くが如くなりしと云ふ坪井等更に
 恩惠を廣くし以て輿望を改めんと欲し其十二月十七日大に財政整理の功を論じ

元宣房謙以下新舊の官吏に賞賜す 是時元宣房謙に賜ふ所紋服一銀百枚毛利隱岐に賜ふ所縮緬熨斗目一銀百枚口羽衛士に賜ふ所三つ所物銀百枚坪井に賜ふ所帷子金二十五兩村田に賜ふ所上下金十兩なり蓋し當初より専ら財政整理に従事せしものは元宣等にして口羽新任を以て同く銀百枚を賜ひ村田専ら改革に盡力して賜ふ所坪井に及ばず士論口羽坪井等の私を尤ひと云ふ 弘化三年四月公將に歸國せんとするに際し其二十三日幕命あり曰く家督以來政治向行届領内治方宜敷趣達上聞一段の事に思召候と因て鞍轡を賜ふ此時に當り坪井首として事を用ふ 是より先き弘化二年八月十九日當職口羽衛士歿す其戸房寛之に代る而も政府の實權は坪井等の手に在ること依然たり 而も坪井等の政其主とする所物情に逆はざるに在るの故を以て其舉往々改革の眞意と副はざるものあり因循の風再び萌し吏の行漸く放縱に陥り賄賂内顧等の事行はれ僚屬集合して數、饗宴を張る者あり風紀從て弛み淫祠破毀と共に久しく閉息したる社寺も再び築造を請ふ者あり公内借捌の爲めに僅に其窮迫を免れたる藩士は之れが爲めに却て奢侈に陥り再び八箇一 事は後に詳なり を請ふ者あり公子諸姫の費亦定額の如くなる能はず往々臨時の費を要する者あり負債再び増加し當初改革の意是に於てか荒まんとす公事體の斯の如きを見て更に士風の戒飭せざるべからざるを察し弘化三年八月九日毛利熙頼の當職を免じ益田元宣を以て

之れに代へ其十一日小寺留之助の當職手元役を免じ仁保彌右衛門 道 を以て之れに代へ同四年九月十九日房寛 丹 の死するに及びて浦元正 朝 を以て當役とし其十二月に至りて終に坪井を黜けて國に禁錮す 嘉永元年六月九日當職益田元宣夷賊手當掛となり夷賊手當掛毛利元教當職となる 是に於て俗論一頓挫をなし士風を戒飭して文武を盛にするの議再び起る嘉永三年四月毛利元統 筑前 當職たり飯田小右衛門房 親 當職用談役たるに及びて改革の意倍銳なり 此月十六日周布政之助地方右筆唐船方添役となり同四年十一月十八日江戸方右筆椋栗藤太景治の添役となり始めて政治に參與す當時微官に在りと雖も後日藩の政治家として清風の衣鉢を傳へたるものは此 此年夏暴風大雨あり諸川汎濫す秋亦風雨あり民大に苦しむ公令を下し公室餘す所の米凶年手當米地下社倉圍穀米等を出して窮民に恤せしむ復た一人の飢餓に陥るものなし且つ吏を馬關に派し大に糴せしむ浪華の米價之れが爲めに騰貴すと云ふ以て當時政務に當るもの、苦心を見るべきなり公襲封の翌天保九年正月二十六日年始御祝儀として太刀一腰白銀百兩を禁闕に獻す爾後毎歳年始歳暮必らず朝廷に貢獻する所あり是れ祖宗以來の慣例を追へるものにして公に至りて其禮益、恭しかりしなり天保十一年十一月十九日光格上皇崩御の

事あり弘化三年二月六日仁孝天皇崩御の事あり同四年九月二十三日孝明天皇即位の大禮あり同年十一月皇太后新朔平門院崩御の事あり皆使臣を上洛せしめ物を獻じて奉弔慶賀の誠意を表す此時に方り諸侯の世に知らるゝ者を見るに薩摩の世子島津齊彬順正公は時譽ありと雖ども故ありて久しく封を襲ぐことを得ず嘉永二年公就職第十三年に於て終に所謂高崎騷動なる者を生じたりしが僅に筑前侯黒田齊博等の斡旋に因り同四年に至りて襲封することを得たり信州松代の眞田幸貫は弘化三年志を幕府に得る能はざるを以て閣老の職を辭し嘉永四年病を以て老し其年卒去し水戸の徳川齊昭烈公は幕府の譴を蒙りて贅居したりしと雖ども閣老阿部正弘其歡心を繋ぐに意あり且將軍徳川家慶深く外交の將來を憂ひ世子家定の虚弱なるを以て齊昭に結びて以て廟堂を堅くせんとす故を以て其慎を許し唯其國政に關するを禁じ更に弘化四年九月命じて其子七郎鷹昭致をして一橋邸に入りて三卿の一に列せしむ或は曰く暗に繼嗣に備ふるなりと同年十一月を賜り從三位中將に叙任し刑部卿慶喜と稱す嘉永二年三月には故徳川齊修の室孝文夫人は家慶の妹たるを

以て之を訪ふに托して將軍家慶小石川の水戸邸に莅み齊昭及び其諸子に謁を賜ひ嘉永五年十一月には家慶齊昭を城中に召して謁を賜ふ蓋し深く之に依頼する所あらんとしたるなり是れ癸丑以後齊昭再び出づるの因縁を爲せしものなり其他聲名の漸く著はれし者肥前の鍋島齊正開更公あり宇和島の伊達宗城あり越前の松平慶永あり文藻に富み令譽あり天保十四年十六にして封を嗣ぐ土佐の山内豊信容堂公あり瀧脱にして才鋒あり嘉永元年二十二にして封を嗣ぐ彦根の井伊直弼も亦弘化三年庶子より上りて世子たり共に爾後の歴史に於て顯著なる侯伯とす此間江戸に於て公の數、往來したる諸侯は即ち肥後の細川齊護越中守あり其同席の古老たるが爲めなり有馬慶頼あり其同席にして且姻戚たるが爲めなり又嘗て山内豊瀨伊達宗城鍋島齊正前田利平等と共に屢、讀書の會を催ふせしことあり島津齊彬も其世子たる時公之を招きて響應したることあり崇文公歿して未だ喪を發せず公猶ほ儲子たりし時九條家より右大臣の女の爲に婚を求むるの事あり公既に家を嗣ぐの後天保八年六月更に一條家より婚を求むるの事あり蓋し

當時京紳の婚を大藩に求むるもの其例に乏しからざりしなり而も借姫の長ずるを待ちて伉儷の儀を行ふべきは既に内定せる所なるを以て共之れを辭し其九年五月二十四日借姫を娶ることを幕府に告げ公既に崇文公の養子たり故に假りに借姫を稱して毛利親安の女となす弘化四年九月二十二日に至りて始めて婚儀を擧ぐ時に公年二十九借年姫十五此年十二月十六日公左近衛權少將に任ず嘉永四年十一月支封徳山藩主毛利元蕃の弟驥尉公子を養ひて子とす是れより先き同年八月十五日長府侯毛利元周の女銀姫後安子と改むを養ひて女とす行々驥尉公子に配せんが爲めなり公嘗て數子を生む皆夭す故に此事あり公子初めの名は散明驥尉と稱す世子たるに及び名を廣封と改む安政元年三月九日首服を加へ將軍家定の偏諱を賜ひ定廣と改む後ち明治三年二月七日又元徳と改む忠愛公是れなり忠正公が公子を養ひて子とし將に銀姫を以て之れに配せんとするの約成れるを公にせしは嘉永四年十月二十四日なり時に公子年十三姫年九幾くもなくして銀姫曩に養女たるを以て改めて公子を以て聶養子とし明春を以て萩に移らしめ姫は年猶幼なるを以て依然之れを長府侯の江

戸邸に置き其教養を托す十二月二十八日公子を以て假養子とすることを幕府に稟し世子と爲すの許可は明春公東上の後ち之を請ふに決す十月二十九日長井雅樂時を以て公子附屬とし高杉小忠太晋作父を以て公子の小姓とす雅樂を以て傳とし小忠太を以て之れに副たらしめしなり十二月朔日公の内使として手元役梨羽直衛徳山に到り公子に謁して崇文公著はす所の事斯語及び藩儒山縣太華等命を受けて編する所の民政要編を贈る五年二月五日宍戸元誠備後に命じ公子殿中の事を統理せしむ同年閏二月二十三日明倫館學頭諸師家等に訓示し書生の素養を深くし講習の方法を整へ以て公子の薰陶に資せしむ

(學頭都講舎長に訓示)

今般驥尉様御引越之上は館内日々之様子巨細可達御聞候處諸生之風儀自然と御成立之御便とも相成候様有之候はゞ御深慮を以て學校之内へ被爲成御住居候御所詮も一廉厚く可被爲在候付ては是迄無疎候得共古來の規則に隨ひ名聞に拘らず實行を被磨勵候段肝要之御事に候萬一御主意筋に戾士道之

心懸薄く祠藻風流に泥み候か又は無用の書に眼を曝し不急の辯に日を費し候か其他文弱之風有之ては驛尉様是迄御聞及之趣と齟齬之思召入も可被爲在哉左候ては甚恐入候次第に付一段出精有之候様諸生中へ篤と可被申傳候別て都講舎長之衆は諸生の模範たる役に付身柄之言行不及申引立太に厚く可被盡其心候事

(師家中見合頭取への訓示手習師居寮生への訓示は本文訓令と大同小異)

(講師に訓示)

一今般驛尉様御引越之上は追々講堂御出可被遊之處御幼年之中講釋講談等被聞召上之儀は別而肝要之事に付輪次之講章には於于時事情に不切本文も可有之哉夫々にて深く心を用候はゞ幼君之御爲宜敷且は貴賤共倫理に元付候様講方も可有之況切近之本文に候はゞ聽衆の心に徹候様無之ては其所詮薄く候處萬一雜話に流れ候か徒に無益之得失之論體有之候ては事に依り却て御成立之御妨とも可相成候條是迄とても無疎儀に候得共猶又厚く被用其心

見習衆へも篤と可被申傳候事

二月二十四日公子徳山を發す是れより先き公子附屬の諸職を定め宍戸元誠を以て手廻頭とし柿並半右衛門長井隼人雅樂改稱を以て奥番頭とし高杉小忠太以下十九人を以て小姓とし之れをして公子を迎へしむ二十七日萩に達す公父子會見其他諸式一に世子の禮を以てす始め將に公子を萩に移さんとするに方り之れをして明倫館内に居らしむるに決し館内に新殿を造る是に至りて之れに居る稱して新御殿と謂ふ七月十九日老臣連署して規言を公子に上る

(老臣連署の書面)

一今度殿様深き思召被爲在驛尉様を御養子に被爲成候處御當家之儀は諸事元就公以來御代々様御舊例に被爲依別而殿様御代始已來御國政向厚御心被爲用從公儀も是迄御家に無之御拜領物とも被成候程の御事に付驛尉様にも往々殿様思召を被爲繼萬端御先例を被爲守御質素御儉約に被爲行御家來中末々萬民に至る迄御仁惠の思召肝要之事に御座候間只今の内より御心を被爲

用候様被爲在度且又御末家岩國の儀は別て御先格に不違御取扱被仰付候義に付是等之儀も追々被知召置度御事に奉存候

一御家來の内縣尉様御内縁の衆段々有之候右に付申上も疎にて御座候得共追々御成長の上右御内縁に被爲引候様に共有之候て御國政及陵遲の儀も出來可仕哉に御座候間假にも其弊無之様只今の内より被成御心掛候御事肝要に奉存候右廉々千萬恐多奉存候得共偏に御爲と奉存候間不顧愚案申上候

嘉永五年の末世子及び安姫の外諸公子には即ち清徳公の子信順左近君今其子順

明禎之丞今年十四歳嘉永四年公の養子となる諸姫には則ち清徳公の女ます子天保六年十月十八日宗對馬守義章に嫁す同十三年六月十二日義章卒

す慈芳院と稱たき子天保四年六月二十五日毛利山城廣篤に嫁す今年三十三章子天保十八年十二月水野總兵衛忠武に嫁す弘化元年七月忠武卒す今年三十邦憲

公の女三壽子天保六年五月二十七日老臣益田越中元宣嫡子熊次郎兼共に嫁す今年二十六孝子天保十五年三月二十四日有馬日向守温純に許嫁す弘化三年正月二十日未だ婚せず故ありて離縁し嘉永三年十一月三日伊達大膳太夫宗徳に嫁す今年二十四信順の子喜久子嘉永四年十一月公の養女となり同十二月十日伊達大膳太夫宗徳に嫁す今年二十四夫人には即ち清徳公の室法鏡院尼公今年五及び君夫人即ちあり公の此等の諸姻戚

に於けるや情誼暖々として時々互に音問來往して天倫の樂事を叙せり

公初政以後の改革は固より村田等諸人の參畫に出づと雖ども其能く功を爲したる所以は要するに公の實踐躬行を以て士民の先となりたるに因らずんばあらず公襲封の後ち天保十一年初入國の儀あり鹵簿既に佐々並驛を發し明木に小憩し鹿脊ヶ坂を踰ゆ群臣の萩郊外に迎接する者路傍に臚列す皆謂へらく儀衛甚だ盛なるものあらんと蓋し當時諸侯初入國の例華麗を競ひたればなり而して其近づくに及んで之れを見れば公馬に騎り徽號の木綿氷山外套を着け菅笠を戴き扈從する者亦其數を減ず觀者大に驚く有志大に之れを嚮とす其萩の市街を過ぐるや男女雲集皆其儉素に服す始め公の將さに江戸を發せんとするや有司先例に照し入國の式を定め其案を啓す公曰く入國の儀固より典禮あり違ふこと勿れ而も前年大故相繼ぎ國財窮乏す須らく虚飾觀美を廢すべきなりと是に於て改議して簡略に就く闔藩此に於て始めて儉政の公の意に出でしことを知ると云ふ尋で封内の孝子篤行高齢及び勤業者を調査し天保十年より十一年に至るの間に於て褒賞する者數十員に及ぶ爾後吉事ある毎に屢、此類の賞賜を行ふ

第十八章 天保嘉永年間の教育

教育の素養○長谷川甚平○清徳公○忠正公の文武奨励○村田清風文武興隆の建議○他國遊學及び他國人招聘○蘭學の奨励○明倫館の再修○有備館の新設○尊聖堂○醫學館の新設

毛利氏の教育に於ける其素養久しからずとせず而も泰平日久く漸く文、質に勝るの憂あり且學問を家業とするの弊往々にして舊套を株守し時世の必要と背馳するものなきに非ず寛政文化の際數々海外の警あるに及びて長谷川甚平なる者あり深く之を慨し窈かに武備を講ずるの意あり武備の論始めて起る尋で清徳公亦藩の砲術家の善く爲すなきを見て萩野某重坂某を聘し其技を考究せしめ更に吏に命じて新に大小銃刀槍合隊の隊伍を編成し名けて神器陣と曰ふ此事たるや單に兵制の改革に過ぎざるが如しと雖ども久しく固陋に安んじたる業家を警誡し且時世に適應したる新法を用ふるの止むべからざるを示し智識を藩外に求む

るの端を開きたるものなり忠正公封を嗣ぐに及び殊に意を文武の奨励に用ひ天保十一年正式初入國の時躬ら明倫館に莅み文武の師家を召し親く諭奨する所あり其六月二十三日には令を明倫館學頭に下し諸生は成業に隨ひ其器に應じて公用に充つべきを以て才徳成就を期すべし學校の興廢は偏に人才の有無に在りて必らずしも人員の多寡に關せず故に殊に考課を慎むべきの意を示し其七月七日には諸業家の養子を爲すは苟も藝術才器あれば其の出身の貴賤を問はず一切之を許す唯辭柄を設け利慾の爲め凡器を養ふを禁ずるの意を令し其十月二十日には少年教育の盛衰は壯年者の奨励如何に因ること多きを以て壯年の者も亦出て文武の稽古を勉むべきの令を發す此年村田清風大に文武興隆の必要を議し之を公に獻す彼の羽賀臺の大演習の如き實に茲に萌芽せり是より先き清徳公在職の時ばかり清風年猶三十に充たず密用方として神器陣編制の事に與る平生長谷川甚平の人と爲りを欽し其遺志を繼ぎ心を文武の奨励に傾く是に至りて此建議あり其主張する所多端なりと雖ども要するに虚を祛り實に就くの一句に出でず蓋

し封建の世士大夫其祿を世にす高材逸足の士と雖ども身賤しければ以て其才を逞くする所なし且專業の家概ね祿薄く班卑し常士の侮る所たるを免れず故を以て文武の業並に虚飾に落ち絶て其實効を重んぜず文學の事は論なし武藝に就て之を曰ふも劍槍の術の如き所謂『形前』をのみ主とし操縦の技頗る精妙を極むるが如しと雖ども終に實戰の用に中らず弓術の如き的前春射等の法を重んじ觀愈々美にして用益疎なり火技の如き所謂家傳なるもの多くは技を賣るの招牌にして徒らに深奥微妙を銜ふに過ぎず甲越二流の兵學の如きも年を経ること久しくして妄誕少からず是に於て士の志ある者却て文武の修業を輕侮し學校亦振はず清風其此の如きを慨し士風をして洞春天樹二公の當時に復へらしめんと欲し刀槍は「形前」を主とするの法を廢して「試合」を慣らし實技を角せしめんとし弓術は堅きを貫き遠きに達するを勉め火技は西洋の新法を用ひ兵法は甲越家説を廢して七書練兵二記、紀効新書、兵要錄、海國兵談等を攻究せしめんとす今日より之を見れば其言或は陳腐たるを免れず其用んと欲する所の書亦未だ必しも實

用に適せずと雖ども而も當時に在りては見る所ありと言はざるべからず越て天保十二年二月十八日宰判中央の地に學校を設け村邑住居の士を教育せしめ同十四年二月九日に至て士の各班に稽古掛數名を置き老年篤實班中に人望あるものを以て之に任じ以て督學の事に當らしめ弘化二年正月山口學校を改め講習堂と稱す其他文武の奨勵を以て藩政の樞軸とし之れが訓諭を發すること殆んど虚歲なし今忠正公の初政より嘉永年間に至る重要なる施設を左に列叙す

他國遊學及び他國人招聘　是れ専ら清風在職の時に奨勵し尋で一藩の風習を爲したるものなり蓋し封建の世人各其封疆を守り師各其家業を誇り動もすれば偏執固陋他藩人を容れざるの風あり天下漸く多事ならんとするに及びて有志の諸侯大夫固陋にして自ら其聰明を閉づるの愚なるを悟るものあり漸く將さに自他の疆壁を破り廣く天下の智識を求めんとす毛利氏の如き即ち是れなり故を以て其他國の智識を輸入するの一事早く既に四隣に先鞭を着く天保十一年柳川藩士劍槍の術に於て専ら『試合』を主とし其技諸藩に卓越するを以て先づ内藤

駒之丞を遣りて劍を同藩士大石進に學ばしめ横路長左衛門を遣りて槍を同藩士加藤千左衛門に學ばしむ翌年更に同藩士を國に招致し當時來りしものは劍術には吉弘之助、田野和作等あり長州藩内に於て始めて試合法の採用を唱へしは蓋し來島又兵衛等とす藩士をして勉めて之に従學せしめ爾後柳川より擊劍の師を招聘すること一にして足らず有備館の成るや亦同藩士の江戸に在るもの劍槍の師笠間司馬劍客大村長谷槍客を聘して在番の士に教へしめ天保十四年に至りて更に會津の士志賀小太郎等を聘して槍術を教へしめ共之を優禮す且業家の固陋に安んずるの風を破らんとし天保十二年六月令を出して文學弓馬劍槍の師家に自費を以て他國に遊學することを許し同年高島秋帆徳丸原銃陣の事ありし時の如き直ちに人を遣りて秋帆に従學せしめ益々智識を外に求むるの氣習を養成す而して天下有名の師儒に至りても大抵其門に長藩の人士を見ざるなし天保十二年忠正公自ら林衡の門に入りしより藩士の昌平校に出入する者多く藩の侍講中村伊助の如きも亦東修の禮を林門に取りり且二本松の儒臣安積良齋は當時の宿儒たるを以て天保十三年聘して經を有備館に講せしめ爾後例とな

す公亦屢、自ら出て聽講す其他幕府の儒臣佐藤一齋、古賀侗庵、林氏の學頭河田迪齋佐藤一齋の女婿なり平戸の儒臣朝川鼎沼田の儒臣川崎呂助田邊の儒臣野田笛浦仙臺の儒臣大槻盤溪肥前の儒臣草場瑳介高松の儒臣菊地左太夫豊前の布衣村上佛山の如きは防長人士前後皆其門に往來せざるはなかりき

天保十一年七月二十一日他國劍術修行の者に訓令するの文あり當時遊學獎勵の狀を見るべきを以て此處に付記す

子七月二十一日及御聞

一他國修行之儀は各國之武風區々之内にて専ら信義に厚く忠勇の風有之候こと相選候て實用之修行可爲肝要候尤術之工拙は勿論取捨可有之候得共名人達者たりとも花法に泥み外見而已を取捨候歟其外輕薄粗暴之風習には毛頭不染様可有心得候事

應對の節恭遜之心得專一に現業に臨み候ては實理を旨とし明白之勝負可有之候彼の勝事は容易に承引不仕我勝は些少之事をも聲を掛候類の儀甚以鄙劣之心底淺ましき儀に候間たとひ彼方より不遜の仕向け有之候とも安りに相手取不法之儀有之間敷候且又喧嘩口論は不及申血氣に任せ不穿鑿之作舞仕候て國躰を恥しめ候儀無之様別而可被相慎候事

一各國の武備海陸之形勢山川之險易等に依り當今海寇之手當を察し或は古城跡古戰場を經候て中

古諸將之戰略を考候義是又修業中之一事に候雖然安に名所舊跡を尋ね時日を不可費候事

一出足當日より日記を付歸國之上御用所へ一應可被差出候就ては國々之舊法新政等聞繕ひ諸士の風儀を察し高家民間之事に至る迄心を用ひ記し置候は、後來之心得に可相成候廉可有之候事

一修行帳整渡被仰付候間自分々々立會之部を專一に記し藝術勝れ候と覺候部は別而記し置歸國の上御用所へ可差出候事

右此度他國被差出候事に付修行方之心得師家々々より無疎事に候得共猶又前條之廉々能々可被相心得候事

蘭學の獎勵

世若し毛利氏が文久年間に攘夷の詔を實行したる等の迹を見て直ちに毛利氏は外國の智識に乏しかりしと速斷するものあらば事實は全く之に反せり而して長藩に於ける外國智識輸入の事は實に之を公の獎勵に歸せざるべからず善く公を翼賛して啓發誘導の任に當りしものは藩醫青木周弼なり周弼は防州大島郡の醫なり後召されて藩醫となる業を坪井信道に受け同窓に傑出す諸藩の士遙に笈を負ひて其門に學ぶ者多し天保十一年南苑醫學會を設くるに及びて其九月十七日翻譯掛りを命ぜられ常に會日に出席して蘭書を講ず當時海外の

智識漸く開け醫學銃器兵法等に關しては和蘭の學遙に東洋に卓越するを知るに

至り有志の諸侯其侍醫等をして蘭書を讀ましむる者多し公亦多く蘭書を購入し數、周弼等に命じて器械藥劑等に關する書を譯述せしむ周弼等の唱導は自ら藩

内蘭學研究の精神を鼓舞したるもの、如く此學を以て名あるもの次第に輩出す

竹田庸伯青木研藏 周弼の弟周弼養ひて子となす蘭學は周弼に學び且伊藤玄朴に師事す 久阪玄機 玄瑞の兄 老臣毛利藏主の家臣

松村太仲同毛利筑前の家臣東條英庵 周弼の弟子たり 田上宇平太等其顯著なる者なり三

田尻の醫家梅田悠哉も亦此時に出づ公又周弼の薦に因りて坪井信道を聘し定府

とし 天保の未弘化の初めに在る如し弘化元年正月二十五日御用所より坪井に達したるものに曰く右蘭學心得居候に付異賊防禦の御手當に可相成廉僉議被仰付候事と以て見るべし伊藤玄朴の佐賀

候に聘せられたる 弘化二年四月青木研藏坪井信道に命じ博く外國の書を讀み防備

等の事に關して獻替する所あらしめ其十月に至りて研藏を長崎に派し外國の風説及び防備の法を探り且つ外事に關する諸藩の動靜を偵察せしむ其四年二月に至りて特に西洋書翻譯御用掛の名稱を置き研藏及び東條英庵松村太仲を以て之に任じ嘉永三年二月に至りて更に田上宇平太を加ふ此年更に西洋原書頭取役の

名稱を置き田原玄周青木研藏二人を以て之に任ず當時研藏玄機等の譯する所「ペロトン」(演砲法律)、萬國風土記の中日本及び龍動の部歩兵學校の部、引痘書、ヘウセル砲術書等あり萬國風土記の中特に日本編を譯せしめたる所以は之に因りて外人が日本を知るの淺深を見其學識の精粗を知らんと欲したるものなりしに譯成るに及びて其記事甚だ詳委なりしかば之を讀むもの倍、蘭學の畏るべきを知りしと云ふ弘化四年五月在藩山田正章より在江戸坪井正裕に寄せたる書中に曰く青木研藏松村太仲御内用追々譯述仕候追付御兩國文は出來可仕と存候何分も西人之綿密研究には臆を寒し候事而已に御座候翻譯いたし候内赤間關之所にては源平之戰一東條英庵の江戸に在る件安德帝之事太閤之事與次兵衛瀨之譯等委曲に記有之由に御座候云々

や嘉永年間松代眞田氏の囑に因り其藩士に砲術の書を授け且爲めに「ヘウセル」の書を譯す眞田氏大に之を貴重すと云ふ後幕府に召されて開成所に出役す是皆癸丑以前の事なり」

明倫館の再修有備館の新設 明倫館再修の議は村田等退職の後に起る弘化三年十一月忠正公從來習學の場各所に散在し藩士好學のもの雖ども諸藝を併せて一場に修むる能はず且つ文武途を異にし醫儒趣を同くせず神器陣は業家と往々にして相乖き城下は地方と教育の趨向を殊にし學政統一を缺く

を以て此等の弊をも撓めんとし因て明倫館を移して其規模を擴張し從來の學科と共に神器陣砲術醫學其他専門の師家に在りて教授する諸學を一校内に集め祖先以來文武獎勵の趣旨を貫徹せんことを欲し老臣益田元宣を以て明倫館再興一途大都合役となし中谷市左衛門を以て其手元役となし嘉永元年村田清風亦明倫館再修身不隨を病みて辭す城下中央の地江向の田中を選びて經始し蓮田を埋むるに用掛となる數ヶ月ならずして半嘉永の初年に起工し翌年に至つて成る同二年正月二十六日孔子の木主を舊學校より新學校に移し尋て釋奠を行ふ是に於て先づ學統を一にするの必要ありと爲し朱子學を主とし諸郡の學校に命じて同じく洛閩に據らしむ是れより先き藩士徂徠學に浸染する者多し是に至りて専ら朱子學を修めしむ再修の明倫館は中央に孔子の廟あり宣聖殿と曰ふ釋奠を茲に行ふ講堂其西に在り庖厨學舍相次して西す東は則ち演武の場たり北は則ち練兵の區たり別に小學の堂あり天文書算の場あり騎射調馬の埒あり孔廟の後池を鑿ち水を蓄ふ以て水騎を習ふべし講堂の北館を設く公學校に臨み養老試業等を行ふの所となす成美堂と曰ふ所謂學校御殿なる者是なり

嘉永五年に至りて更に世子縣尉君をして學館内に寄宿し諸生と共に學業に肆はしむ

明倫館の學課は大略左の如し

大學生(館内外)

十五歳以上二十四歳までを通例とし日々講堂に出で會講す

小學生

八才より十四歳までを通例とし日々通學す

經書講議

毎月十二日藩士一般の爲め之を設く

講談

毎月十二日幼少の者引立の爲め之を設く

射術

日々演武場に於て

劍術

同上

兵學

日割

火術

同

禮式躰方

同

馬術

同

柔術居合立合拔劍

同

算術

同

天文

同

地理

同

騎馬

館前館内馬場三ヶ所其他に於て催す

而して休日は毎月朔五日十日十五日二十日二十五日五節句七月十三日より十六日迄家中君侯謁見日當日君家祭祀の日とす其教育の要旨は嘉永五年十月學頭山縣半七が選んで公の裁可を経たる明倫館諸生學課目次第に詳なり曰く

明倫館諸生學業課目次第

一經學

四書五經を主とし閔洛諸賢の書に通じ義理精密に研究し實學篤行を以て本とすること

一歴史 和漢

春秋及通鑑綱目邪正褒貶の意を主とし和漢古今の歴史を讀治亂得失人物の臧否を考明すること

但經學を以て本とすべきこと

一制度 和漢

周禮を本とし歴代朝廷の沿革を考及經濟諸家の書に涉り本邦令格式よりして鎌倉家以來武家の法
度本藩の御條目諸法度類併考べきこと

但經學を以て本とすべきこと

一兵學 和漢

周禮大司馬の軍法を本とし七書に通じ和漢古今兵家の書併考べきこと

但經學を以て本とすべきこと

一博學 和漢

諸家百家に涉獵し天文地理經濟諸家の書を讀博聞宏記を以て專とすべきこと

但經學を以て本とすべきこと

一文章

周漢以來諸家の名文を熟讀し浮華に涉らず鄙俚に陥らず正大雄偉の文を學詩賦を兼へきこと

但經學を以て本とすべきこと

右之通明倫館諸生文學の科目を分ち其器に従ひ其好に應じ一科を專務として勉學仕候は、成就の
上は治亂の御役に立候人材出來可仕と奉存候文學の業は宏大なる業にて一人にて相兼候ては大成
仕候儀至つて六ヶ敷事に付經科を本とし其他の五科好に應じ修學仕力を一科に專に仕候様に被仰

付候は、材器成就仕易く成徳達才の本意を得御實用に相叶可申と奉存候事

十月十二日

山縣 半七

是れ經學を本とし歴史制度兵學博學文章の五科に分ち其才の可なるものを選ん
で專修せしめんと欲したるなり而して大學生の中才學俊秀の者を抜きて居寮生
となし食を政府より給し且詮衡して要職に任ず

明倫館に屬する職員は即ち左の如し

總奉行 國老を以て之に任ず諸士の文學を獎勵し助教以下居寮生に至るまで

の進退を司り文學に於て居寮生の科に中り武藝に於て目錄以上に中りし者

の中吏となるべき者を推屬す 嘉永二年三月二十九日益田元
宣之に任ず翌四月十日死去す

頭人役 職掌略總奉行の如し班卑きものを以て任ずるとき此稱あり

明倫館專務目附 明倫館引除
目附と云ふ 君侯の意を承け諸士の學業を監察す

總奉行手元役

本ノ役

明倫館御用所御用掛

明倫館御内用掛

明倫館を以て文武教育の全權とし當役座當職座と共に三政府と稱す而して其教育上の職員は即ち左の如し

學頭

教授職

助教

助教添役

講師

講師見習

武藝師

小學教諭

同講師

同素讀役

都講

舎長

書記 舎長之を兼ね

司典同

廟司同

毎歲六月十二月業書冊子の多少を比較して殿最を定め入舎生以下春秋兩次の試あり場を講堂に設け總奉行學頭以下臨席し試むるに經義時務を以てし以て其學業の成否を視る

藩内各處に散在する諸學校及劔槍其他の諸師家は總て明倫館の教則を循奉せしめ各學校及び師家より毎月其學生勤怠の狀を注して明倫館に送らしめ以て全藩の教育を督勵し且時々講師を邑里に派遣し彝倫道德の事を談講せしめ特に陪

臣足輕中間平民の爲めに萩城下に敬身堂なる者を設け毎月三回講師をして經を講ぜしむ

忠正公又江戸在邸の士徒に祇役に勞し且都會驕奢の風に泥まんとを恐れ天保十二年十二月村田清風等の議に因り櫻田邸に學館を築き文武講習の所となす大學頭林衡述齋爲めに孔子家語の語に取りて有備館と名づく講堂の外射圃馬埒刀槍の場あり經學國學兵學曲禮武家故實禮式を教ふる科なりの科を分ち安積祐助良齋に命じて記文を作らしむ而して館の成る實に公室の内帑金御納戸金に頼る有備館の名嘉永年間に及びては其名諸藩邸に隆々たり嘉永四年には熊本藩士來り學ぶ其他諸藩の武人時々來りて共に武を習ふ之を寄合稽古と稱したり

弘化二年村田清風職を罷めて後大津郡三隅の舊宅を以て文武講習の所となし孔子の像を安置し藏書數千卷を出して之れに置き更に屋數椽を建築して演武場となす名づけて尊聖堂と云ふ嘉永元年十一月公特に銀五枚を清風に賜ひ之を賞せり

醫學館は天保十一年九月侍醫賀屋泰庵能美洞庵に命じて醫業成立定掛りたらしめ更に數名の藩醫を以て醫學掛とし南苑の一樹を假して其會業の所となせしを以て端緒となす蓋し日々藩醫及び其門人陪臣地下町醫等の醫學に志ある者を此處に會し醫書を會講し併せて蘭學を修め以て醫學の進歩を謀りしなり當時會讀の書は素問瘟疫論十四經傷寒論等の漢籍のみならず醫學正始科外必讀眼科新書等の譯本を用ひ別に青木周弼をして蘭書を講ぜしむ其意廣く當時の智識を集めて之を實用に供するに在り明倫館の成るや嘉永二年正月十八日能美洞庵を以て醫學館頭取となし新たに南苑内に學館を經營す當時洞庵の陳述して公の裁可する所に因るに學館設立の目的五あり(一)は貧民に施藥し因て諸生をして實地に就て研究するの便を得しむるに在り(二)は藩醫をして入塾せしめ其學業の成就を謀るに在り(三)は各部に醫學館用達を置き郡中の醫學を監督せしむるに在り(四)は新たに醫業を開く者の姓名を録せしめ以て姦人愚民を欺くの弊を防ぐに在り(五)は藩内の藥劑を監査するに在り共に當時の急務にして民益を爲すに

と多かりき而して醫學館教育の目的は専ら博く衆説を取り一局に偏せざるに在り學館規則第一條は明に此意を記したるものなり曰く讀書之儀は博采通覽を旨とし古今を不論和方洋書とも悉皆讀誦可致候方法は純粹簡要にして日用事實に的切の處に着眼注意可申候事と尋で同年八月二十三日頭取役を改めて教諭役とし嘉永三年八月八日學館の成るに及びて名を命じて好生館と云ふ其十二月科目を定む醫經には素問靈樞等を用ひ經方には傷寒論及び唐宋以下の書譯書には解剖書生理書病理學治療書藥性書舍密書あり原書には文法譯讀等の科あり諸科には本草科産科啞科あり専門には鍼治口中眼科外科あり

此の如く新學問の勃興と共に其應用も亦著しく進歩し種痘の如きは早く隣藩に先ちて實施せり嘉永二年七月十二日公青木研藏を長崎に遣はし種痘の法を學ばしめ赤川玄悦青木周弼久阪玄機を種痘掛とし藩の士民を促して種痘せしむ一藩其惠に賴る近隣小倉藩濱田藩の如き人を我藩に遣はし請て引痘するに至れりと云ふ種痘を實行したるは西國の諸侯に在りては肥前大村を最も早しとし關東に在ては佐倉の堀田氏を率先とす堀田正篤が醫に命じて長崎に遊ばしめ種痘の利を知りて施行したるは蓋し天保の末

年に
在り

第十九章 天保嘉永年間の教育 (其二)

文武同修の諭告○藩外修行の奨励○齋藤新太郎の來藩○遊歴者の補助○齋藤彌九郎○明倫館基本財産の計畫

嘉永二年明倫館を再造擴張し武技は華法に流れず實地に適するの法を求め文學は章句に泥まず時務に應用するの道を講じ以て文武興隆の方策を定めしも文學に在りては常に志すの士少なく偶々之あるも壯年の士動もすれば之を儒家の業となし就學を愛せざる者多きを以て嘉永三年七月文學講究は武術修行と共に士の常業たるべきを諭す

文武者諸士之本業たる事勿論就中文學は修身治國之道候得ば御家來中在役非役とも一統厚く心掛可有之筈に候因而被懸御心慮被仰出稽古之次第被相定候然ども武術疎に仕候筋にては無之候條此旨能々相考可有出精候

一七八歳より拾四五歳迄

右小學御規則を守り素讀習讀等可有出精候學問之儀は幼年之成立肝要候家長より無油斷可有制導候最學問之餘力を以幼年相應之武藝仕候儀は不苦候

一拾五六歳より貳拾四五歳迄

右大學御規則を奉じ拾五歳より専ら文學を志し會讀等を勵み身力出來に隨ひ文武相兼可有修業候若又幼時疎に打過候輩者速に素讀を始め一倍之精力を盡し可有會讀候

一貳拾六七歳より四拾歳迄

右文武相兼稽古有怠慢間敷候自然是迄文學懈怠仕候輩之儀者改而會講等仕或は師家相頼要務之講釋又は學話を承り切問近思可有修業候最從來文學心掛候面々者彌以會講怠り有之間敷候

一四拾歳以上

右文武共年齢相當之修業可有之候最及老衰候衆も少壯之引立に相成候條會講は勿論其餘之稽古場へも可有出席候

一於館外文學仕候衆之儀も師家々々より面着を調明倫館差出候様被仰付候事

右之通組支配中へも内意可被相達候事

當時又益、藩士の藩外遊學を奨勵し嘉永四年四月先づ劔槍修行者にして他國修行を希ふものは豫じめ日數を定め師家の藝術證明を得て願請せば直に之を許可するの旨を達し尋で宍道恒太中村百合藏小田村伊之助中村勘助深栖守衛等が文學研究として關東修行の請を允し吉田大次郎(松陰)も亦軍學研究の爲めに關東修行を命ぜらる當時安積祐助我藩邸の有備館に出入せるを以て恒太百合藏等皆祐助の門に入り來原良藏も同じく祇役の餘暇を以て執贊せり大次郎は世々藩の軍學亦た夙に軍學を修め既に大次郎に就き學ぶ者ありしか江戸に遊學するや在藩邸の舊門人等軍學講習の事を請ふを以て有備館講會時間と支障せず館中に於て軍學の會讀を爲せり當時細川越中守の臣宮部鼎藏は山鹿流の軍學を以て名高かりしが大次郎鼎藏等と有備館に於て研究せんことを政府に請ひしを以て五年七月八日有吉市左衛門山口小太郎清田藤太井上藤兵衛守江五左衛門宮部鼎藏等の肥後藩士の來館するを許したり後ち大次郎は水戸仙臺米澤會津等の地文武の兩道熾盛なりと聞き自費を以て該地方に歷遊し軍學練達の士を訪ひ旁ら國風人情を探查せは自ら修練の一助たらんを以て出發の月より十ヶ月間の賜暇を願ひしが藩の裁許を待たず鼎藏等と共に奥羽遊歷の途に上りたるを以て罰せられたり同八月小倉健作十一月山縣半藏の關東修行を許し翌五年正月には馬來勝平をして劔術修行とし江戸常總の地に遊歴せ

しめ二月には明倫館の講師近藤晋一郎が鍋島肥前守の儒臣草場瑳助に就き研究せんと願を納れ五月十八日には岡部半藏小幡與三をして槍術修行として奥羽四國九州の地に歷遊せしめたり

此の如く我藩士の他國修行を爲すと同時に我藩學の名を聞き他國より來る者亦少からず殊に井上品之丞岡部半藏の槍術は其名聲諸藩に高かりしを以て藤堂和泉守は我藩主に請ひ其臣山本吉兵衛永井申三郎をして萩に來り槍術修行せしめたる如き其他黒田甲斐守家臣間角彌中川修理太夫家臣鷹巢龍平松前伊豆守家臣松崎良藏本多越中守家臣衣笠暢藏青木甲斐守家臣藤田務等の如きも槍術修練の爲めに來萩せり是より先き江戸の劔客齋藤彌九郎の男新太郎の萩に來り各師家を訪ひ擊劔の技を闘はずや内藤北川馬來等の子弟一も彼に及ぶものなかりしかば藩政府は暫く彼を淹留せしめて款待し以て明倫館及び諸家の子弟教導の事を依囑せり

然るに他國修行を欲するも一家生計の爲め意の如くならざる者あり藩政府乃ち

明倫館再造の際書籍及び諸藝器具修繕の爲めに豫備したる金員の内を以て劔槍修行のものには五六兩の路金を給し九州其他隨意に遊歴せしめ文學研究の士には一ヶ年の手當として金十兩を給すること、なし劔槍志願者は毎年十四五名文學研究者は毎年二三人他國に出遊せしむること、なし別に劔槍の術に稍達せしものを二三人づゝ時々國中修行をなさしめ其路費として銀百目を給することとす蓋し一には在郷諸士の藝術を奨励し其熟不熟を視察し一には國中の地理を諳じ且つ險阻艱苦の爲めに自ら筋骨を鍛鍊し後日他國修行の一助たらしむるが爲めなり尋で八月七日有福半右衛門小笠原謙槌中島彦兵衛白井九郎右衛門藤井太吉に文武兼修渡邊定輔茂岡諭に劔術小倉幾之進末武寅助平岡藤馬に槍術修行として他國遊學を命じ進藤又藏山縣次郎右衛門赤川彦右衛門栗屋新之允に劔術大和又四郎檜崎久之助中原右中に槍術修行として國內遊歴を命ず九月齋藤新太郎書を政府に出し藩學内の修練は多く華法に流れ自然志氣の懈怠を致し遂に技能熟達の期なし人物を選び江戸に遣り廣く諸藩の士と闘試せば志氣は振起し識

見は開け技術には精熟し人才養成の趣旨に適はんとて關東修行の士を出さんとを申請す因て其十八日明倫館に通牒し二十一日河野右衛門財滿新三郎佐久間卯吉林乙熊永田健吉を選び江戸に遣り齋藤彌九郎の門に入らしむ同二十三日桂小五郎井上壯太郎も自費を以て關東修行を願ひ三十六ヶ月の請暇を得て同じく彌九郎の門に納贄せり彌九郎は俠氣を以て當時に名あり廣く俊傑の士に交り國士の風あり其技も亦千葉桃井と江戸の三劔客と稱す嘉永五年九月始めて藩邸の出入を許るす我藩士亦前後其門に學ぶ者多し始め來島又兵衛命せられて江戸の劔師を物色し齋藤の塾風と其人と爲りとに服し以爲らるく彼は其技千葉桃井に及ばずと雖も方今要する所は技に非ずして人に在り子弟をして從學せしむべきもの渠に如かずと藩士因て其門に遊ぶ者多し此時に方り他國より武藝若くは文學を以て來遊する者亦漸く多く我藩は墻壁を設けずして之を歡迎せり然り而して武藝修行者は試合の爲め直に其技倆を知るを得るも文學に至りては多くは詩賦の唱和類に止まりて其學力の造詣を知ること易からず嘉永六年四月三日學頭小倉尙藏上書して來遊者に經書を講せしむるの議を上る蓋し其後此法に依り文學修業者を待遇せしものなるべし

近來諸藩より文武修業之者不絶罷越候處武藝修業者之儀は試合等致し御内輪稽古人之助にも相成且其術顯然たる事にて即時に力量見居相成申候得共文學之儀は卒爾之相對にては其力之校量難相成候詩文章にては書畫同様にて有益少く却て風流之嫌ひも有之候に付於講堂經書之内講釋被仰付學校御用方並掛り之面々學頭助教諸生中聽問其後經義論談等仕候は、其人之力も相分り第一文學心掛之面々有益相成可申御引立之御趣意にも相叶且他藩之聞も可有之候と奉存候間以來文學者罷越候節は其宿屋之主人其者へ對し其元様御文學者に御座候は、御姓名並御國元等委曲明倫館へ相達彼方都合次第第一兩日之内於學校經書御講釋並御論議御望み有之學校附御役人並御諸生中聽問其後聖廟御拜館内御巡覽且文學教授之面々へ緩々御咄も相成可申候間其御考を以御滯留可被成候と申陳置候は、其儀相調候者にて無之ば滯留仕間敷と奉存候此段宜御沙汰可被成下候 以上

此年五月十六日齋藤彌九郎同新太郎父子書を我政府に出し曩に新太郎の申請に

由りて彌九郎の門に入りたる者の修業年限を延べ且つ諸藩塾生と同じく法則に遵由せしめ以て志氣を鍛鍊せんことを陳す其書に曰く

去秋中新太郎儀御國元へ罷出候節士氣御引立被遊候難有御趣意にて多人數關東修行被仰出昨暮より弊宅入塾之方々野陣同様艱難刻苦出精御座候處壹ヶ年限りにて當秋歸國相成候ては精業之日數纒にて遺憾之儀奉存候其次第は出府着後一兩月は何事も遠慮氣配有之昨今に至り漸諸向文武修行之模様並に塾則等之處大體習熟得心被致候所最早當秋歸國之萌有之候ては何歎心世話敷艱苦之味身に不染一途之稽古落着兼居殘之方迄も動搖に相成候ては歎敷儀に御座候間可相成は猶壹ヶ年之處修行被仰出尤無餘儀次第有之候方は御免に相成一同氣分取締出立朝迄も稽古無怠慢御座候様仕度一體劍術專業には候得共程高藝多力にても志氣柔弱にては微力拙藝に相劣り候に付至極難有御趣意を以て御一藩之士氣引立塾中諸藩之法則に仕度仍之此段奉願候 以上

五月十六日

齋藤 彌九郎

齋藤 新太郎

明倫館經費の支辨方法は曩に撫育金の内及び本勘よりの補給に因りて維持するに定めたりと雖ども未だ永世維持の方策としたるにあらざるを以て嘉永四年の春其維持法の諮詢ありしも爾來國務多端にして其議姑く止む其六年に至り國內未墾の地を開らき以て館の基金に充つるの議に決せしと見へ五月十三日當役浦靱負より毛利筑前に送りたる書あり曰く

一筆致啓達候明倫館御再建に付ては御修補銀百五拾貫目御立増被仰付右銀之内百貫目御手元銀被差下五拾貫目地方より被差出候處右五拾貫目之内貳拾五貫目は當年迄御拂出相成筈に候へ共明年よりは御引當無之由江戸方迎も永久に繰出之御仕法とては無之儀に付何卒土地付に被仰付度候事に付此度別紙之通諸郡において新開可相成場所廣狹に拘はらず詮議被仰付相應之場所所有之候はゞ明倫館有餘銀を以纒宛成共追々開立被仰付度併新開之儀は場所により古田之害にも相成事に付相應之所柄有之候はゞ手厚詮議被仰付愈地下差支も無

之候はゞ其時々御伺之上可被差免との御事候條右之趣諸郡並明倫館へも可被成御沙汰候恐惶謹言

五月十三日

浦 靱 負

毛 筑 前 様

是に於てか先づ山口宰判宇津木畑村之内惣門原の開墾に着手し翌安政元年に至り其十月四日には徳地宰判岸見伊賀地兩村境田屋ヶ谷の地を總田畠數貳町壹反九畝八歩門作費用銀拾貳貫三百七十四匁餘同十二月十日には惣門原の殘地を追開し同十二月十四日には山口宰判小鯖宇津木畑村之内境原番組立山の地田八町七反八畝拾五歩開作費用銀四拾九貫九百四拾目餘を開墾せしむ蓋し將來の基本財産を得んが爲めなり

第二十章 天保嘉永年間の財政

忠正公襲封當初の財政困難○村田清風香川作兵衛○常費と臨時費○天保十一年の財政整理○財政の六大問題○整理の大方針○歳出の豫算及び歳入不足額○其公布○諸種の改革○弘化元年の兩相府員大交替○公内借捌○小川善右衛門の抗議○新舊仕組掛の賞與○益田元宣の復職○財政の再困難○坪井正裕の罷免○椋梨藤太○嘉永三年の災害○忠正公の自警○弘化四年の藩情○姥倉の開墾

天保八年忠正公襲封の時に至りて長藩の財政愈々其困迫を極め借銀九萬貫目餘に達し家督相續に連帶せる諸種の慣行に要する費の如きも亦辨じ易からざるものあり益田元宣先づ狀を具して公に稟し而して長屋藤兵衛を大坂に遣し各銀主に謀らしむ當時恰も大鹽の亂ありて事濟らず藤兵衛更に江戸に行きて之を藩邸吏員に謀る而も遂に策の施すべきなし唯政府の議何等の手段を盡すも此回の費

を供せざるべからずと言ふにありしのみ藤兵衛手を空しくして歸るに及び元宣遂に其職に安んぜずして骸骨を請ふ公之を聽さず親しく之を江戸に召し問ふ所あり元宣具さに實を以て告ぐ公年尙少にして封を襲ぎ此困迫の財政に遭ふ乃ち奮然革新の意あり先づ令を藩内に下し勤めて節儉を事とす九年四月公將に初めて藩地に歸らんとす更に令を臣下に傳へ以て鹵簿其他の事に特に質素輕減を旨とせしむ既にして國に歸り村田清風香川作兵衛を仕組掛に任ずるの事あり此年風水の害あり而して又甲州諸川修治の賦課あり其額六萬兩に上る遂に銀千三百貫目の負債を大坂に起す然れども當時士卒の窮困亦撫恤する所なかるべからず乃ち翌十年に至り半知の酷制なるを思ひ其二石を減じ實收二十二石とす而して又江戸經濟も地方經濟も其歳入を四分し其三を常費に充て其一を臨時費に充つるの法を立つ此年五月木原源右衛門山田市郎左衛門長屋藤兵衛を仕組掛中に加へ清風作兵衛と共に財政整理の調査に従事せしむ七月七日政府の大會議あり其事廣く諸般の政務に亘ると雖ども而も其主とする所は財政整理にあり當時

清風木原源右衛門長屋藤兵衛小川善右衛門坪井九右衛門等の上疏する所に據り財政の諸問題を案するに其大なるもの六あり其一に曰く負債償却の法を立つること其二に曰く士民の課出を輕減すること其三に曰く修補金穀其他貸付金の弊害を除去すること其四に曰く士卒の負債を處分すること其五に曰く江戸地方經濟の區分を廢止すること其六に曰く量入爲出の經濟を立つること是れなり

(其一)當時八萬餘貫の負債あり前年小川善右衛門の精算報告せし所八萬五千二百五十二貫目餘とす三年前に比すれば少しく減せり大ならずとせず早く之れが償却の法を講ぜざるべからず清風は之を八萬貫目の大敵と稱せり(其二)士民の課出は頻年其重きを極め士は馳走出來旅役出米を含む及び修補金の分擔等を合算すれば僅に一得成一得成とは高百石に付十石の收入なるを謂ふに至らんとす故に一家貧困にして概ね皆な負債に苦み文武の業を勵む能はず兵器は足らず軍馬は給せず備卒又數に充たず茲に於てか武備廢頽せざらんと欲するも得べからず民にありては正租に四公六民の定率ありと雖ども諸種の課出を合算すれば事實は常に之を越え遂に將に九公一民の

顛倒を現するに至らんとせり速かに之れが救濟の道を講ぜざるべからず(其三)修補金穀の事は既に叙述せし如く元來諸官衙の雜費を補給するがために設けたるものなるも其法漸く變し一面は士民に正租外の課出を資はしむるの具となり一面は容易に借財するの便を得しむるため却て其負債の始末に困却するの結果を生ずるに至り其弊頗る甚だしきのみならず諸官衙の經費も之れが爲めに膨脹せり又修補金の外に士卒の貧困を救はんが爲に官金を貸すの法あり其法種々あり皆俸祿を以て抵當に充つ知行減少借と稱するは知行の内若干を全く返上し之に對し公金を借りて公金を借るを謂ふ知行減少借との差異は知行減少借は永久に知行を減ずるも引米借に在りては表面は知行を減せず返濟の後には舊に復するに在り引田成非常御扶持方成と稱するは知行地の支配を全く官に委し自己は官より若干人相當の現米扶持を受くるを謂ふ元來公金を貸すは極貧者を惠恤する趣意に出たるも人々殆んど借用せざる者なきに至り亦往々不急の借用を爲し自ら困難を増す者なきに非らず而して官は特に御惱方と稱する職を設けて士卒貸借の事を管理するに至れり惱方とは人の爲に彼此周旋して處理するを謂ふ方言なり然るに此公金貸付と修補金貸付とは其趣意の異なるに係はらず實際に於ては殆んど相同じ

く一方に於ては諸役所營利の業たるの觀あり一方に於ては士卒をして益々窟窟に陥らしむるの具となれり速に更改する所なかる可らず(其四)士卒の官金を借ること此の如し然れども官に借りて足らず更に竊かに坊間の商賈輩に借る者比々相踵ぐ之を内借と稱す内借にも官の認許に出るものあり即ち證文借と稱するは組頭の奥印を
受たるものを謂ひ白紙切手と稱するは翌年の俸祿の幾分を抵當に官より之に對する切手を下付し之を以て他より私借するを謂ひ御奉書借と稱するは官より保證の證として
借主に對し奉書紙を用ひたる證書を下付す此法は近世は多く行はれざりしと云ふ御聞届と稱するは俸
祿を抵當に私借を爲し官之を認可するを謂ふ要するに
同一の借用法にして僅に其形式を殊にするに過ぎず一藩の士卒を擧げて殆んど借財に苦まざる者なく其極遂に家計を奈何ともすること能はざるに及び坊間の債主に托し之をして一家會計の全權を握らしめ俸祿の如きは悉く其手に委し僅に其資給に因りて衣食する者擧て數ふべからざるに至れり勢此の如くなれば文武の業瘁勵することを得ず武具整備することを得ず故に速に士卒をして此類の困厄を免れしめ以て藩士の體面を保たしめざるべからず(其五)江戸地方經濟區分の事は彼の天明年間兩相府の經濟を區分せしは當時に於ては其要を感じたりと雖も爾來兩派反目の狀を増し事務爲めに擧らず經濟の目的は會、以て不經濟を助くる

の具となれり是を以て今之を廢し再び兩府の經濟を一にし以て互に戮力協心の實を顯はし國政の刷新を計らざるべからず(其六)量入爲出の事は歲出常に歲入に超過し假令徐々に舊債を償却するも更に多額の新債を生ぜざるを得ざるを以て急に其改革の法を講ぜざるべからず此六のものは財政革新の要領にして議事の大綱なり其他の細目に至りては枚擧に遑あらず要するに藩の負債を償却し財政を整理し士民の負擔を減じ及び士卒の公私借を處理して文武の業を勵まし以て武備を張るにあり七月十三日兩職益田元宜毛利房謙會議の議決を以て整理の大方針を具申す其文に曰く

此度御改正の儀は太平二百餘年驕奢因循の舊弊を洞春公以來御代々様被立置候古法へ被成御興復御國政御素返の御大業にて不容易儀に御座候慶長五年より百二十拾餘年を経享保年中公儀は吉宗公御當家は吉元公御政道御改革被成夫より百十餘年天保年に至り驕奢之弊風益相加はり世體大に變じ又々御素返の時節に立至り候既に去年御兩國御請高御末家よりして御家來中其外諸御配を

除残り高凡拾五萬石 此内石貫銀有之候付
米高にして拾萬石餘 銀千五百貫目の御本務四ヶ三を平生の御遣用殘四ヶ一を天災吉凶の御臨用とに相定候量入爲出の御目途相立居候事に付兩職同心一和の力を以事に隨ひ物に應じ輕重緩急の差別を立御祖宗の古法に依り御伺可申上候乍去時務は日夜に押移候へば一概に古法に相泥候時は又柱に膠するの弊有之候依之天和元年以來二十六度御仕組御仕法の中を相考寶永度には壹萬五千貫目の御借銀にて拾萬石の御居形正徳年には五萬貫目餘の御借銀にて上御綿服被爲召享保年には貳萬貳千貫目餘にて上々様方御仕渡員數定も有之其外當節の御時合への當の御仕法を選國家は儉に興り奢に廢之道理を以猶又不容易御窺をも可仕候偏に是迄の御借銀悉皆御返濟相成後年絶て御借銀出來不仕様に御政道御改正被成永々以上々様舉て被遊御安氣御家來中末々より百姓町人に至迄御馳走御宥免の御仁澤の中に天年を保ち朝夕國家御安全御武運長久の禱り仕候様に有之度事に御座候最其例無之事に於ては和漢の古法に隨ひ利害得失を論じいづれ米高拾萬石餘銀高千五百貫目の中にて

平生臨時の御仕法相立候様仕度奉存候不才の私共甚以奉恐入候へ共公を奉じ私を捨誠心を盡可奉伺候間上御正心御直裁の御英斷を以御規定被相立御改正被仰付候はゞ追年御治功も相見可申哉此段奉窺候
公即時に之を裁許す尋て財政の現況を擧げて之れを公布せしめ以て士民をして改革の必要を知らしむ其文に曰く

御兩國御物成受拂目安

一、高八十九萬五千百五十八石餘

内

一、十八萬三千二十二石

但長府徳山岩國御配地

一、二十萬五千五百五十七石餘

但御家來中并寺社下地方御配地

一、二十八萬五千四百六十八石餘

但同斷足輕以下迄浮米御扶持方御切米勘渡

一、四萬千四百十四石餘

但御撫育方受

一、七千四百七十一石餘

但沒收減少之入石高

一、貳萬六千六十二石餘

但御藏入總高永代土手代其外寺社庄屋畔頭給等御除高

殘て

十四萬六千六百六十一石餘

此御所務

米二萬八千五百十八石餘

銀八百七十貫目餘

外に小物成

田の分

畑の分

一、米一萬三千八百二十六石餘

一、銀八百三貫目餘

右米銀合

三千七百九十貫目餘

(著者曰く米は二拾石一貫目換の計算なり)

是れ當時歲入の概算なり而して當時所務十四萬餘石は之を江戸經費に充て小物成は之を地方經費に充つるの制なるも歲入は常に歲出と相償はず乃ち書中其現況を示して曰く

一、二千二百九十五貫九百目餘(著者曰く所務拾四萬餘石の分なり)

但江戸方請

上々様方御配當其外諸役所御遣用別紙小わり辻定拂千八百六十一貫五百目

引の残り四百三十四貫四百目餘御遣殘に相當候處

上々様御臨時諸役所現場難相調に付年々立増有之其節に地方へ仕出被仰付候故御借銀と相成候

一、千四百九十四貫三百目餘(著者曰く小物成の分なり)
但地方受

上々様御殿諸入目諸役所諸郡京大坂長崎其外總て御國方一切之米銀御拂別紙小わり辻千八百四十三貫五百目餘へ引當御拂不足三百四十九貫二百目餘年々借銀と相成候

前段之通上へは歩引無之御本務年々被召上候得共地江戸定法之御遣用に引足不申殊更水損旱損風損蟲損吉事御凶變等の御臨時御引當無之に付其度の御借銀と相成既に當天保十一子歲御借銀高八萬五千二百五十二貫五百目餘

此利且納(著者曰く元利償却の意なり)

一、六千四百六十八貫目
外に御家來中旅役勘渡
一、八百六十五貫目

合て

七千三百三十三貫目

右之地他御借銀利且納旅役勘渡等に對し御家來中半知地下石五升之出米被召上候を銀單にして

一、五千二百四十三貫九百目

地江戸是迄之御儉約建にて立出銀

一、五百七十五貫四百目

合て

五千八百十九貫三百目

前之七千三百三十三貫目之御拂に差引御不足銀

一、千五百十三貫七百目

山代阿武郡美禰郡百姓困窮に付當子歲御仕組入目

一、九百貫目

定御臨時銀當年諸郡洪水其外諸悉皆之御臨時銀引當

一、千貫目

合て

三千四百十三貫七百目

此分御引當之當子歲に御不足

此計算に據れば當時歲入の歲出に及ばざること實に三千四百十三貫七百目なるを見るべし而して此不足は今將に非常の改革を斷行し節減を以て整理せんと欲するものなり其事固に容易の業にあらず必らずや上下の協心同力を待て以て事に従はざるべからず乃ち又書末に附言して曰此附言中の割註は原文に在り

右之通御兩國之御受高を以年中之御入目に差引候處大段之御臨時無之年柄に於ても定法御借銀と相成況天災吉凶之御臨時有之年に於ては忽御借銀高に相成已に古來無之當節の御借銀利且納之手段も無之に付御家來中半知地下より重き出米被仰付猶立出銀等をも被仰付候得共當子歲御不足銀三千四百十三貫

目餘更に御引當無之先達て以來種々及評議といへども未其目途不相立誠以國家之御大難此時に相迫り候縱へ八萬五千貫目餘之御借銀は不容易御手段を以て追年御納込相成るも是迄年々御借銀を以て御通り方の流弊御改不被成ては後年又御大借と相成恐多事ながら上いか程に御仁心被爲在候ても行末かけて御恩澤下へ不行渡御家頼中を始御國民之困窮際限無之不及是非次第に立行候依之此度御先祖様方古來より被建置候御作法により流弊の改正被仰出御吉凶之御臨時は素より平生之御通り方を始嚴敷詮議被仰付定法の御物成十四萬六千石此内石貫銀有之に付拾萬石餘に當る銀千四百九十貫目を以御定用御臨時共に相調候量入爲出之仕組被仰付御家政御再興可被遊と思召被立候第一御國は海國之事に付外寇之御手當肝要之至候處御家來中も多年之貧窮に相迫り近年武備別て相弛み洞春公以來之御規則も不相立深御心外に被思召候前條之御積り物は御密用物に候處此度無覆藏拜見被仰付候都て年序を歷るに隨ひ諸事多端に相成御費も右に準候得ば前斷御所帶之大樞勘辨せしめいか程無據筋に候ても御改正之御主

意の重きに立競省略之吟味を盡し御政事御興隆之御手傳可被申上との御事はれより先き未だ曾て此類の文書を公にせしことあらず是に至りて始めて此事あり以て當時の改革の甚だ公明正大を期せしと財政の困難の尋常一様ならざりしとを見るに足るべし

是れよりして諸般の改革孜孜として維れ日も足らざるの状況あり而して財政の事に於ては一面には藩庫の經濟をして收支相償はしむるの方法を講究し一面には士卒の窮困を救正する方法を講究せざるべからず故に一面には藩庫の經濟を整理する爲めには經費の節減若くは歳入の増加を謀るべきの必要あり一面には士卒の窮困を救正する爲めには士卒の出米を減じ隨て藩庫の歳入を減ずるか若くは特に惠與を行ひ隨て藩庫の歳出を増さざるべからず其事たるや恰も表裡兩々相背馳する如きものあり此間に處して兩者を調理せざるべからず事極めて困難なり然れども清風等は公を輔けて孜孜として其施設に従事したり今其要を叙すれば諸般の經費は事體の許す限り之を節減するの方針とし而して六月には

手元役山田市右衛門所帶方仁保彌右衛門等を大坂に遣り債主に謀り百方苦辛して利子低減及び消却年限延期の事を定む

八月一日の令を以て先づ撫育局に入るべき地下馳走出米を以て三年間本部を補助することを定め之を以て整理第一着手の資本とせり撫育局所屬の公租にも田高一石毎に五升の馳走出米の附加あること別に示せる如し 尋て官林の材木を賣却して以て整理の費に充つるの議を決し十一月二十三日には告諭を發して其濫伐に非らざるの意を示す

此他又諸經費を節減し諸姫諸公子の給與を減じ甚しきは翌天保十二年に至りては祖先祭祀の費金を減ずるに至れり公が所謂『菜の代り』を減せんとするに至りしは實に此時に在り十一年より菜數を減じたるのみならず夕飯後魚肴の小酌の事ありしも廢止をも減ずるに至り公は更に自ら一層の恭儉を行はざれば心に安んずること能はずとて既に減じて殆んど一汁一菜の粗食とせる食事の菜の代り(供出したる菜の盡きたる時之を補充すること)の準備を減じ以て其意を表せんとし有司恐懼して之を諫め事變に止みたり而も公の此意は十二年七月在江戶中谷市左衛門より在藩山田市郎左衛門に通知し以て益々整理節約の事を激勵せり 此時整理の方法は主として消極の手段を取りて節約を力め敢て積極に馳せて興利の危儉に近くことを爲さざりき蓋し財政困難の時方り之を救正せんとするに遽かに

興利の説を取るも其事概ね失敗に歸し易し故に取らず清風等の所見此の如くなりしなり然れども亦未だ必らずしも消極の計畫のみならず修補金穀修補銀儲銀御
惠米其他種々の面目ありと知るべし今の處理及び之に聯續せる越荷方の制度の如きは即ち是れな
り天保十一年九月七日を以て清風等の議に基き仕組方に於て修補金穀の制度に
關する改革案を具し所帶方の議に附す其意に以爲らく諸官衙に蓄積する所の修
補金穀は元來士卒惠恤の意に出づるものにして之を貸付するに低利を以てする
は一見良法の如くなるも此貸付の方法あるが爲め士卒動もすれば容易に負債し
而して其返濟に苦み反て奈何ともすべからざるの窮境に沈むもの多し撫育局に
於て低利の金穀を人民に貸付するも亦其結果は之と相均しく之れが爲めに農民
をして傳家の耕地を失ひ亡土百姓たらしむるに至るもの亦比々として相踵ぎ殆
んど不仁の政道たるを免れず加之金穀を藩内の士民に貸付し其息を收むるは譬
へば猶物を弟に奪ひて之を兄に與ふるに均しきのみ寧ろ此等の貸附法を廢止し
而して下關八幡方バハシガタをして越荷方コシニカガタを兼ねしめ之に相當の資金を備へ之を運轉せし

むるに若かず其法は四國九州及び北國より馬關海峽を経て米穀綿鹽干鰯等を運
送するものに對し其貨物の著大なるものには之を擔保として資金を貸附し其息
を收むべし是れ國外の利息を以て國內を培養するの術なり但し本部の收利と撫
育の收利とは混淆せしめざるを期すべし運轉主任の吏員の選擇は最も之を嚴に
し其勤勉實直を促す爲めには適宜の獎勵法を設くべし而して又此運轉の事務を
開始するに方りて撫育の資金は當初より之を得るに難からざるべきも本部に於
ては大坂高利の負債を償却したる後に其資を投ずべし但し官林を伐採して之に
充つるの法とせば則ち運轉の資を得ること難きに非らざるべしと八幡方は本部の
管轄にして越荷
は撫育の管轄なり今下ノ關に於
て兩者相兼ねしむるの意なり 既にして十一月三日を以て政府の議決す大體仕組方の
建議案に據る此月赤間關に越荷方役座を置き本部及撫育局の資金を運轉せしむ
但し其主たるものは撫育資金たりしなり諸種の修補金穀も之を一處に收め越荷
方をして運轉せしめんとしたるも元來修補金穀の制は利害相交はり到底之を全
廢し易らず殊に郡地に於て然りとす故を以て郡地の修補金穀は全く改革の手を

着くるに至らずして止みたり諸官衙の修補金穀は概ね之を勘文方に収集するこ
とを得たるも輕卒等の管轄所に屬するものは之を収集するに至らざりしもの甚
だ多し此年士卒の馳走出米二石を減じ十八石とす十二年に及びては節儉の効頗
る顯はれ經費の豫算に餘銀あるに至れり是に於て乎公一面には益々銳意勤儉の
効を擧ぐるを期し一面には此年の餘銀を利用し士卒の馳走出米更に三石を減じ
十五石とせり當時の記録に餘銀中五百二十二貫目を支出すれば一石六拾目相場として高百石に三
石の返石を爲し得との計算見ゆ又此外の餘銀は萩御船下關御船等當分難被差置御手
入之事詮議之上可奉伺候當時公は五石を減じて十三石とせんと欲し其意を政府の議
とのこと同記録中に見ゆ 附せしも五石の減は財政現況の許さざる所なりしを以て三石減と爲せしなり
天保十三年には稍豐作の狀況ありて民力稍寛なり乃ち村田清風等の議に基き七
月十八日を以て社倉義倉創設の事を告諭す是れより長藩社倉の設けあり社倉義
倉の事
は地方大概集に見ゆ元來支那の起源なるも舊幕の末には諸藩中之を設けしものあり小倉藩の如き是れ
なり本文の告諭ありてより長藩亦社倉の設けありしも義倉の設けはなかりしものゝ如し當時村田清風
幕士柴田癸堂より糶圍の法を學び得て貯穀の法頗る改善 此年遂に公が客歲より實行せんと
したり但癸堂は何等の人物なりしか其傳未だ詳ならず せられたる所に依り士卒の馳走出米二石を減じて十三石と爲すことを得たり

十四年士卒の爲め其公内借三十七ヶ年賦皆濟の法を設く蓋し士卒の困窮を救ひ
以て力を文武の業に專にすることを得しむるは公年來の素志たり且つ一方に於
て諸種の貸付金の方法を一變したれば士卒は頓に融通の困難を來せるを以て遂
に士卒從來の負債は政府の力を以て處分せざる可らざるに至れるなり
三十七ヶ年賦皆濟の方法は種々の細條ありて之を規定し頗る煩雜に涉れりと雖
も今其大要を擧ぐれば公借に對しては一貫目年々三十目の比例を以て三十七ヶ
年間納入すれば之を元利皆濟とし私借に對しては藩庫にて士卒に代り其義務を
負擔し士卒は藩庫に對して公借同様の義務を負ひ是亦均しく一貫目に年三十目
三十七ヶ年賦を以て元利皆濟とし而して私借の債主に對する藩庫の責任は三十
七年間元金据置にして其間は年利二朱を拂ひ末年に元金皆濟の法とし又債主に
して此年限内に元金返却を欲する者には根銀年五朱貸下銀として之を下付し出
願者過多にして藩庫之に堪へざる時は抽籤を以て之を處理するの法とし又將
來士卒の貸借には種々の制限を設け以て負債を未然に防ぐの法と爲せり此大號

令を發せしは實に天保十四年四月十五日なり當時の記録に當日の儀式を記して曰く

御仕組の儀被仰出候に付御對面之間出御御當役中被召出引續非役の御一門休息之老中若年寄被召出御手廻頭披露御椽通へ孰れも着座御城代八組頭其外寄組中兩人宛被召出記録所役披露御三之間末へ二三段に居重り打揃之上江戸當役益田刑部誘引老中迄は御間之内其外は御二之間へ罷出御手廻頭御間之内にて左の御意書讀之當職役御取合申上御仕組方之儀同人演說江戸當職御禮之御取合申上候執れも退去尤着座之面々は復座にて御時宜仕及退去候事蓋し毛利氏に於て大令を發するの式此の如きなり當日の御意書と稱するもの左の如し

御意書

仕組年限明に候得共諸事之制度は是迄の通然共家來中難澁聞届馳走去年之通申付候治亂共奉公之覺悟可爲肝要事

是れ天保十一年以來の仕組は此時に至り豫定の年限に滿つるも諸事の節約仍舊に依るの意と及び士卒の馳走出米は前年之を輕減せるものを是亦仍其舊に依り敢て増加せざるの意とを示すなり又諸老臣の添書あり曰く

添書附

御所帶御難澁に付數年重き御馳走被召上候處當御代初以來御節儉之御餘澤を以追々御宥免被仰付既に當年御仕組年限明候處御儉約未相立無據諸事は迄之通之御仕組立に被仰付御所務之儀は當年も去年之通高百石に付拾三石懸り之御馳走可被仰付旨候處御家來中多年之困窮借財嵩令難澁候趣連々被聞召上深く御辛勞被思召上御不自由をはいか程も可被遊御堪忍に付可遂吟味之旨再應被仰出候得共當御仕組建未年數も不相立此餘馳走御宥免之手段迎は更無之然共被捨置候程彌增難澁に至り仕組立も無之様可相成哉と種々評議の上無據諸借納捌別紙之通被仰付候然處公銀之儀は夫々御仕法有之其闕補方之道無之至て御手詰に相成且於于下は銀主共餘分之迷惑有之事候得共御家來之困窮は御國家警固之緩み不得止其沙汰被仰付候前々以分過之借財出來終には御厄害に至り候事に付向後分際別紙定之外借銀全被差留候に付非常之物入常令勘考彌質素儉約を盡し文武に志を勵し治亂御奉公之覺悟可爲肝要候事

付御馳走段分去年之通

右之通組支配中へも可被申渡候以上

毛	益	梨	尖	毛
彦	刑	頼	伊	藏
次	部	母	勢	生
郎	岐			

前文中に記する所の別紙は即ち三十七ヶ年賦皆済の方法を明細に記載したるものなり意ふに當時士卒の困迫實に言ふべからざるものあり之を救正する固より可なり然れども一切の私借を三十七年賦二朱としたるは債主の権利を蹂躪したるの嫌なきこと能はず事已むを得ざるに出づと雖も債主たるものは即ち怨言なきこと能はず清風等仍銳意施設に怠らずと雖ども稍人心を失ふ

本文年賦捌に付ては借主は藩庫併に私借の債主に對し損毛を嫁すること多き爲め別紙中に債主の忍耐及び借主徳義上の自省を諭す爲め左の文あり而も當局者は仍怨を買ひしなり

右之通被仰付御貸付銀利下げに付ては公損も不少候條於于下も銀主迷惑筋有之候共御時相令勘

辨誠實に取引被仰付候尤借主之儀は公儀を初銀主へ損亡を掛候趣不容易儀に付其段篤く相考彌以節儉を盡し追て御馳走御宥免之上は堅固に返濟相調候様可有心掛候萬一借財不納を幸と存入候様なる輕薄之風儀有之候ては御政道之妨に相成儀候付旁心得違無之様にと被仰出候事

天保十五年即ち弘化元年六月に至り管局者は遂に民心の離反に顧る所ありて其職を辭したり爲めに當役益田元宣當職毛利房謙藏主罷められ口羽房通衛士毛利熙頼隠岐之に代り手元役に於ては赤川喜兵衛村田清風に代り小寺留之進中谷市左衛門に代る是に於て乎藩政の中心一變し政務役坪井九右衛門専ら機務に參す時に藩士の貧困猶甚しくして人心穩ならず此年秋期より財政上一英斷を行ひ以て人心を鎮むるの論起り十一月遂に士卒の公借は悉く之を棄捨し内借は悉く藩主の内帑金等を以て前年定むる所の返濟方法に依り之を消却し士卒をして之に對するの義務を負はしめざるの法とし以て士卒をして全く負債なからしめ而して又從來無借の士卒には特に惠與する所なければ不公平なるを以て之に對しては相應の惠與を爲すの法としたり此命令を發したるは十一月朔日にして其式前年の三

十七年賦皆濟の令を發したるときと殊ならず而して又將來士卒起債の法を一層嚴にし士の知行を擔保として借財するを禁じ唯非常の事故あるときに限り知行高百石に付五石を十ヶ年以内の抵當とし利息は五朱以下を限りとし之を許可す而して之を借るは藩庫の惱借方に士卒の借財整理等の事を司らしむる爲め置く所の職名公借の調達を請ひ私借は五朱利未滿のものあるときに限り惱借方の承認を以て之を爲すことを得るの法と爲したり高百石に五石は即ち物成四十石中の五石なるを以て恰も八分の一に當る因て之を八ヶ一借と稱す此他猶此改革の施行に關しては種々の細條を設けたり

此一舉英斷は即ち英斷にして其壯快固より論なかりしも而も積衰を極めたる藩庫を以て一朝に之を決行したるが爲め識者は之を憂ひたり何となれば此の如きは到底藩庫の堪ふる所にあらざればなり是れより先き村田清風は既に退き長屋藤兵衛は曩きに公に従ひ江戸邸に在りて病に罹り公に先ちて歸途に就き大磯の客舎に死せり清風等と同志の有力者は獨り小川善右衛門ありて猶其職に在りし

も公内借捌の議あるや意之に服せず十月十日御前會議の後夜に入り遽に其職を罷められたり蓋し會議の席上諤々として論争せし所あるに因ると云ふ小川善右衛門等が憂慮せし財政の困厄は踵を旋らさずして臻れり公内借捌の翌年即ち弘化二年には財政復た困厄し同年四月遂に小寺留之進眞鍋吉右衛門等を大坂に遣り債主に謀り月別五朱利十箇年賦を以て二千貫目の負債を起し且つ舊債の利率低減年限延期を爲さしむ加ふるに士卒は一旦公内借捌の恩惠を受けたるも仍ほ家政を一新すること能はず却て所謂十ヶ一の公借を出願する者比々として起れり三年八月益田元宣再び當職となる然れども當時藩政府は寧ろ意を學事に専らにし未だ財政の整理を見るに至らず同く四年財政益、困迫す同十二月に至り坪井正裕遂に其職を罷めらる嘉永三年四月毛利元統筑前當職となり飯田小右衛門口羽善九郎蜷川四郎右衛門内藤佐兵衛等各々要路に擧げらる是より政局再び活氣を帶ぶ同年六月一日大洪水あり防長二州大に災害を被り萩城内洞春寺背後の巖涯陷落して洞春寺の宗廟を破壊す茲に於て公自警の書を親書して群下に示し以

て士民を戒しむ其文に曰く

御直筆物覺

此度非常之洪水に付ては國中士民之困窮不便之至り候就中城内破損別て不易事に付洞春公尊靈御震怒も難計我等不肖不堪其任より起り候實に奉恐入日夜不安寢食深心痛致候元來天災は人事より起り候事故我等兼々行狀不行届儀有之候歎選舉不得其人有司不盡其職候歎又は士民其職に怠り奢に長じ候歎其外天戒を受候廉々可有之哉と恐懼此時候間上下心を一にし治亂之時務相調ひ救世匡非之氣付も有之候はゞ無遠慮可申聞且職事相勵所置其所を得候て洞春公尊靈之奉安御憂慮候様切實之功夫肝要候事

尋て盛に救助の事を議す其七日令して郡村水難者の救助並水利復舊費の爲め「御本米残り凶年御手當米地下社倉圍穀」の使用を許るし士卒の水難者にも亦相當の救助を命ず六月十九日より梨羽直衛八木甚兵衛の二人をして諸郡を巡り破損等の箇所を檢分せしむ七月十一日更に救助の令を發し萩市中及び諸郡の困窮

者に男女各、米二升十五歳以下の幼少者各、米一升五合を惠與し兩山代及び阿武郡は殊に貧困地なるを以て男女幼少者とも各、五合を加與す同時に庄屋畔頭を戒しめて惠米分配の際不正の事なからしむ此月令して士民の驕奢を誠しむ其文に曰く

近年いつとなく驕奢之風に押移常用にも榮耀を盡し或は奇翫珍味之物數奇等も有之自然と諸色及不足候處候哉米穀其外諸物之價昔年に倍し世上一統令難遊候往古之事は都て質素なる事にて有徳人とても衣食住之結構は無之小身之者は衣住は不能申食料も干菜などに至迄相用候由古老之申傳有之事に候貧福之無差別日々之食量少々宛之有餘を積り月日を重ね候へば其効顯るべし況當年不虞之洪水萩諸郡とも大段の破損所加之不順氣にて水災無之折柄も秋成之程も難計已後之處於上も深被遊御心勞候就而は御家頼中未々に至迄尋常之心得に而は不相濟朝夕之膳味も水粥雜食を用ひ一椀に一口を減じ候儀其有餘即地力を助候一端に付銘々厚く心を用ひ候儀肝要たるべく候此餘集會群飲等も

不能申都て不應御時節所行於洩聞は一廉可被及御沙汰の事

此月又井上與四郎奈古屋登等を大坂に遣り債主に謀り舊債の利率を減じ更に新債二千貫目を借らしむ九月に至りて成る新債は利息月別五朱十ヶ年賦返濟とす舊債は弘化二年の新債貳千貫目利息月別五朱十ヶ年返濟の分の殘金千四百貫目を年四八月七日又大風雨あり此月二十五日益田元固七内後江戸當役に任ず中谷市左衛門は曩に當役手元役と爲り四月五日中川登人西村清左衛門等用所役となり中川は五月八日西村は九月十四日皆其職に適ふ十月に至り更に緊急支出の費用を議し復た士卒に半知を課す又撫育銀を支出して救助に充つるの議を決し更に御意書を發して士卒を誠しめ一面には質素儉約を盡し一面には文武の業を怠らざらしむ而して諸役人の給料を翌月より半減とす是より先き文政六年の仕組に當り諸給料を五分減とし天保十三年士卒の馳走を輕減するに當り三分減に輕減す今や士卒に命するに更に半知の馳走を以てせしが故に諸役人の給料をも五分減とたるなり此年防長二州にありては天保二年及び七年以後の大災害に會し一藩上下の困厄實に謂ふべからず十一月飯田小右衛門西村清左衛門を大坂に遣り再び銀千

五百貫目を借る十二月に至りて成る利息月別六朱返濟年限は舊記に脱漏せるも安政元年の殘額を四年皆濟に約せしこと見ゆれば短期なりしものと思はる斯の如く災害の中に在りと雖も當時海防の事は須臾も忽かせにすべからざるを以て十月十六日公自ら北海岸を巡覽し防禦の策を攻究す北海岸は西北海に臨み海警甚だ多きが爲めに公深く感ずる所あり益々士卒を獎患し文武の業を勵ましめんとし吏をして其法を講ぜしめ百方苦計して同年十一月二十四日令して非常豫備金中より臨時に惠銀を行ふこと、せり其法は知行百石に付き銀百目とし百石以下は石高に應じ稍其率を多くす當時之を百目の惠與と稱したり之に關する御意の旨覺と稱するもの左の如し

御意之旨覺

文武成立海寇防禦之事追々被仰出候へども御上下從來之御逼迫に付未だ十分に不相整執政之面々種々肝膽を碎く折柄風水之御損亡夥しく御國用不足によつて無據重き御馳走被爲請候段天災とは申ながら御心外に思召候今度海岸要津之場所被遊御巡見候處大洋を隔つと雖ども何時にも賊襲來も難斗其御手當

不行屆時は國家之御大事不過之御憂慮之至御寢食も不被爲安茲によつて御代始より思召有之年々纒宛被引除置候不虞之御手當金を以聊ながら御救惠可被成段被仰出候於于下も御憂慮之思召を令勘辨於遂御奉公を可爲御祝着との御事

四年三月五日公後事を老臣等に託し參勤の途に上る此時に方り財政益窮す當職毛利元統及び用談役中谷忠兵衛市左衛門改名裏判役飯田小右衛門等頗る盡力すと雖も奈何ともすべからず終に更に負債を大坂に起すの議を決し七月元統自ら其議を齎らして江戸に赴き公の許可を受け且公に勧め臨時に暇を請ひ國に歸て善後緊急の處理を行はしむ天統江戸行の結果として大坂に於て新に借る所の金員秋冬二回にして合三千五百貫目廣岡家の帳簿に據る

既にして八月十一日公幕府に懇請するに臨時賜暇歸藩の事をてす參勤期間に諸侯の國に歸ること容易ならず然れども此年防長の災害は尋常一様に非ざるを以て幕府之を許したり其十六日公發途翌九月十九日萩に着す是より盛に財政整

理の事を圖り且つ士民の窮を救ふ十月五日士卒半知の馳走二石を減じ十八石と爲す百石未滿には遞減法を設くること例の如し

(御意之旨覺)

一 去年風水損毛國中飢民手當莫大之儀に付重き馳走を請圍穀等を以救惠相調祝着之事に候處自他國之借財倍相嵩所帶本至て差詰取續き手段に絶於職座仕組建之遂詮議出府之上入々聞屆苦心之至就ては重き出米申付之外無之候處家來中も多年逼迫之上去年之天災故一入困窮に付今來年纒かながら馳走輕目沙汰申付候條此旨能々令勘辨彌節儉を盡し文武諸藝相勵海寇手當不怠奉公之覺悟肝要たるべし委細は年寄共より可申聞候事

同月十五日去年以來風水災害救助の事に關して盡力せし諸職司に各賞賜あり翌嘉永五年は公在藩の期なるを以て此年幕府に請ひ歸藩の儘滞在して以て明年に至るの許可を得たり

今嘉永五年姥倉開墾の議決す此事當時窮乏の藩庫を以てして甚だ困難なりと雖

ども而も萩の地水害ある毎に其損害甚だしく公の猶諸公子たる時の經驗は公の
 腦裡に印して滅せず而して士民亦頻りに其災害の排除を望む因て前年より人を
 して其方法を攻究し各其見る所を述べしめ遂に明倫館の書生に策問するに至
 り今年冬郡奉行姥倉開鑿の議を獻す公之を納れ十一月二十九日令を發して設
 計を公にし翌六年正月幕府の許可を得て二月七日工を起す後ち安政二年四月十
 八日に至り工を竣る爾來萩の地復た水害なし士民多く其惠に賴る 姥倉開鑿は松本
 川の水勢を殺ぐ
 爲め鶴江臺と長添山との間即ち姥倉と稱する處を開鑿して海に通じたるものなり其長さ四百十九間幅
 十五間役夫を用ふるに凡そ三拾一萬人船を用ふるに二萬六千餘艘日數凡そ九百餘日長藩に於ては
 古來稀なる大工事なり其經費は總て民間よりの馳走上納に依れり人役船役等の現馳走を除き諸郡町方
 其他諸用達等の上納銀千六十貫七百九十二匁餘を以て此經費に充てたれども實際消費せし所果して幾
 許なりしか今詳に
 嘉永五年は藩庫仍窮乏を告ぐと雖も其十二月尙翌年の馳走を十
 八石に止め而して特に士卒の勤勉を稱し之に惠與する所あり十二月二十七日の
 御意之旨覺に曰く

御所帶從來御難澁御仕組未相立と雖ども御家來之困窮難被捨置追々御救惠被
 仰付候付此餘別之仰付方無之事に候處一昨年風水損に付夫以來一統令難澁候

へども御主意筋を奉し海寇手當不怠文武之諸藝相勵組並之諸役等堅固に相勤
 神妙之事に付何卒御惠被仰付度被思召候へども於御本勤は其出目無之手段に
 盡候段被聞召上候然ども深き御仁惠難默止被思召御不自由をば被遊御堪忍御
 手元御當用被引闕乍纔も御惠可被成段被仰出誠以厚き御憐憫難有御事に候於
 于下も此旨能々令勘辨彌以節儉を盡し於盡御奉公は可爲御祝着との御事
 當時添ふる所の老臣連署の演說書中に曰く

又文武御興隆は專一之思召に付下以無怠鍛鍊之儀は今更不能申素より士道相
 嗜候儀は終身之專業大小貧富之相拘處に無之貧困難險之中より還て直實之氣
 象は相顯候事に付此御時節柄別て相勵身分々々之覺悟を以於遂御奉公は一入
 御満足に可被思召候依之旁之趣及演說候事

以て文武興隆は公終生の宿志なるを見るべし一面には困迫の藩庫を整理するの
 要あり一面には士卒の困窮を救ひ益々文武の業を奨勵し以て海防の急に備ふる
 の要あり毛利氏當時の政事多端なりと謂ふべし而して其翌嘉永六年忽ち米艦來

第二十一章 天保年間の兵備と羽賀臺の大操練

兵備の荒廢○高島秋帆の砲術と三兵○有阪淳藏○水戸の兵備○村田清風講武閱兵の建議○高島砲術の傳習○井上與四郎等銃陣編制の建議○羽賀臺の大操練○羽賀臺操練の實況と其影響○明倫有備兩館の文武獎勵○劍槍師範の招聘

元和偃武以降二百餘年其間士人の武を講ずるもの常に古法を尙びて今制を非とし時に蘭人の新兵器を齎らすあるも兵家皆棄て顧みず八代將軍吉宗頗ぶる心を泰西の學術技藝に傾くる所ありしと雖ども亦永久の影響を大勢に及ぼすに至らず故を以て寛文年間蘭人獻ずる所の彈徑尺二の巨礮は空く江戸城の虚飾と爲り享保年間蘭人に命じて舶來せしめたる所の忽微ホキツスル加農は徒に大坂城の武庫に埋藏せらるゝに過ぎず故に武備漸く弛みて軍政廢頽天保年間に至て愈々極れり然れども當時既に窃に蘭人に就て其教を受け蘭書を繙て其説を覺り海外の事情を探

究して以て世務を痛論するもの亦尠ならず而も其間十年一日の如く専心泰西の戦術を考究し以て兵制の改革を講じたる者は獨り高島秋帆あるのみ秋帆は父祖以來長崎に住し町年寄を以て鐵砲方頭を兼ね幕府直轄砲臺守衛の事を掌る夙に荻野流砲術に精し一朝其技の蘭人に及ばざるを知るや天保三年より六年に至るの間蘭學者に因り西洋の砲術を研究し自ら『モルチール』砲『ゲベール』銃『ホウキスル』砲等を購ひ得て其使用の方法を修練し間、又蘭艦に行て彼の操法を問ひ頗ぶる得る所あり始め幕府に請ひ大に講習する所あらんとす幕府聽かず乃ち自ら産を傾けて其資に投じ苦心經營遂に自から門弟三百人を得て歩騎砲の三隊を編成し場を長崎に築き盛に操練を試み天保十一年十一月幕府に建議し新式火技を採用せんことを請ふ幕府吏に下して之れを議せしめ試に之れを江戸に召す是に於て翌年五月秋帆其購求する所の兵器を携へ長崎砲術方及び門生を伴ひ其子淺五郎と俱に江戸に出で其自得する所の洋式操練を江戸北郊の徳丸原に試演す徳丸原は板橋附近徳丸村に在り當時兵員僅に九十九名に過ぎず然れども隊形の整頓兵器服装

の輕便銳利豈舊風兵式の能く企て及ぶ所ならんや是に於て乎諸侯頗ぶる銃陣の利を知り其の術を學ばんと欲する者多し幕吏鳥居耀藏古砲術家井上左大夫等意之れに平なる能はず却て妨議する所あり居ること一年餘にして秋帆罪を得て禁錮せられ其兵器操法と共に徳川吏人の手に秘せられ洋式銃陣法の傳播爲めに一たび頓挫せり然れども大勢の赴く所は猶ほ水の下きに就くが如し姑息の政を爲し苟且の安を冀ふと雖ども豈得べけんや毛利氏曩きに神器陣の兵制を設けてより年毎に之れが操練に努め天保十一年には壯年の藩士にして神器陣の修練を學ばざるものは藩主の深意に戻るとして日を期して悉く其門に入るべきことを内諭するに至れりと雖ども之れを要するに其制甚だ粗にして規模亦狹小なり未だ以て外寇防禦の用に供するに足らず改善の氣運更に脚下に逼まれり此時に當り水戸齊昭最も兵備の擴張に勉む其事毛利氏神器陣創制の後ちに在りと雖ども其勵精の効は一時忽ち毛利氏の上に出るに至れり是に於て乎村田清風等益々感ずる所あり公を輔けて愈々文武を獎勵す是れより先き清風神器陣の操練を一變

し盛に武を講じ一大操練を行ふの要を感じ天保十一年九月數十萬言の書を裁して公に上る書中毛利氏歴世尙武の沿革を論述し文化以降の世變を歴序し海防の已むべからざるを説き一々引證以て講武閱兵の要務たる所以を極論し大に公の旨に適す十二年五月高島秋帆の徳丸原演習の事あるや公及び清風等江戸藩邸に在り藤井平左衛門内藤佐兵衛等をして之れを見せしむ其器具の便節制の嚴進退の敏長藩神器陣の比に非らず江戸藩邸の議乃ち藩士をして秋帆の術を學ばしめんとするに決し直ちに其意を秋帆に通じ藤井平左衛門をして其門に入らしめ又藩地より藩の砲術家郡司源之允等數人を長崎に遣るべきを約し更に秋帆門三高弟の一と稱せられたる山本清太郎を招聘すべきの議を決し其意を國相府に移し人選及び派遣の準備を爲し秋帆を歸途に迎へ先づ費を執らしむ此時又秋帆が蘭船及び蘭砲の製造法を知れりと聞き並に之れを學ばしむ當時の訓令に蘭陀作の船作り方の事阿蘭陀流大筒張調の事とあり是に於て國相府粟屋翁助郡司源之允二人を選び又長崎聞役井上與四郎をして其門に入らしむ其八月十四日秋帆歸途長州船木に來るに際

し翁助源之允始めて費を執り尋で長崎に赴き與四郎と共に秋帆の門に出入し其砲術及び操練の要を學ぶ此時に當り秋帆猥りに其術を諸藩の士人に傳ふることを禁ぜらる因て陽には一門家老毛利元美前備を以て特に門に入る者とし與四郎等を以て其代理と稱す此時又與四郎をして西洋砲購入の手段を調査せしむ始め徳丸原の操練に當り秋帆の門弟中諸藩の士人多し而して防長人亦數人あり中に就き有坂淳藏の如きは此操練の爲め特に長崎より秋帆に隨ひ東上せし者にして既に頗ぶる造詣する所あり徳丸原にては野戰砲打方中に在り而して此數人は皆岩國吉川氏の家臣たり故を以て此新陣法に於て毛利氏の宗藩は諸藩及び岩國に對し人後に落ちたるの觀なき能はず是れ豈清風等の袖手看過することを得る所ならんや徳丸原操練後直ちに藩士從學の議を決したるもの蓋し茲に起因すること尠からざるべし清風及び中谷市左衛門坪井九右衛門赤川喜平の連名を以て江戸藩邸の議を國相府員山田市郎右衛門に通知するの書を發したるは六月十一日なり書中に曰く「長門は往古邊要の國にして異賊防禦の手當嚴重に被仰付候事は皇朝以來歴然の事に御座候其上當節魯西亞イギリス等の帆影折々見へ候事に付ては寛政文化年以來嚴密の手當被仰付鐵砲修練候儀は申も愚に御座候乍去異船打拂の節に臨み候ては敵船よりは如何様の大砲仕懸如何様の銃陣敷候の程明細に存知の上ならでは勝敗の機如何可有御座哉則高島流の銃砲の術は西洋に於て研究仕當時相用候良法にて兼々

相心得居候は、對陣の節臨機應變の御手當の心得にも可相成事に付早々修業被仰付度事に御座候總て文武の學は者流偏執の見識差捨天地間の理を窮候事最上の論に可有御座何分厚く御考合可被成候」と而して此時國相府に在りても亦當職毛利藏主以下兵制改革の要を感じたるは前の四人に答へたる山田市郎右衛門の書中にて之れを知るべし書中に曰く「於爰元も申合候處元來高島流の義は天山流を基立に致し蘭人の口授を承り流儀致編立候に付神器陣と趣替り候處は節制の能く調候と無火繩發機相成候こと違目第一の儀と相聞申候大凡節制の行届候は習練の上にては師範の人物教導の指麾に有之候處神器陣の儀は最初より師範と申程の儀無之相互に申談の習練に有之候故節制も行届兼候次第と相見申候左候得は此度郡司源之允其外長崎被差越候ても暫時の修練坏にて節制の相整候程は無覺東被相考候に付孰れの道山本清太郎被召呼候方可然様相見申候乍去肝要流儀の銃砲等無之ては暫時の稽古も難調事に以て長崎に派遣せし爲め此論あるなり然れども其後ち果して山本を招聘せしや否を聞かず蓋し秋帆を以て諸藩に傳授するを禁せられ尋て罪を得たる爲め其事遂に止みたる歟而して井上與四郎には主として體要を視察せしめ粟屋郡司二人には主として現業を學ばしめしことは山田市郎右衛門より井上と與へたる書中に見ゆ曰く「猶又翁助其外來月中旬爰元出足其御地百日の滯留被仰付筈に候其内貴様御自身の入門は御都合次第相濟候ても可然左候て大抵の傳授相濟候は、現業鍛鍊は兩人へ御殘置貴様には爰元御用も有之候唱にて被引取候ても可然候右兩人書傳等の儀は不得手の方にも相聞候間ボンペン玉其外傳書銃陣編立の大意等は貴様御荷ひ御會得候て御歸萩候様との儀に候」

十三年公將に國に就かんとす乃ち其正月を以て行相益田元宣をして國相毛利房謙藏に言はしめて曰く寡人就國の日將に先君の遺制に遵ひ明木新建山に獵し兼て大に操練の事を行はんとす宜しく豫め之れが備を爲すべしと乃ち密用方山田公章亦藏元兩人役木原通貫源右衛門遠近方内藤貞正左兵衛を擧げて準備掛と爲し明木

に行て地を相せしむ既にして山田等相議して曰く當日の事其名田獵に在りと雖ども其實豈に逐鹿に在らんや要は操練の一事に在るのみ明木新建山は丘陵起伏して平野に乏し多く兵を用ふべからず城東黒川村の羽賀臺は其地方里に達し老杉古松鬱然區劃を爲せり榛を披き澗に架すれば優に數萬人を容るゝに足る抑亦明木に優らずやと歸りて直ちに復命す四月二日山田等復た國相府附手元役山田龔市郎右衛門等數人と羽賀臺に登り父老村僧を召して地理を訊ひ作圖者をして地圖を製せしめ明且之れを國相府に呈す六月三日公の江戸より歸りて萩に着するや密用方に命じ陣備旌旗定相圖定出陣兵數着服制定を議し豫め二様の考案を具せしめ用談役村田清風手元役中谷章貞市左衛門等に下して其一を簡ばしむ此に於てか練習の地略、定まり陣備の事亦決す乃ち練兵總監を置き名門聲望の士を以て之れに任ずるの要あり時に毛利瀨賴外寇防禦總奉行を以て神器陣主將を兼ね八月朔日之れを罷め毛利元統彝次郎後ち筑前を以て之れに代へ十五日を以て更に瀨賴を異船手當習練總奉行に任す同日山田公章亦源右衛門木原通貫源右衛門内藤貞正佐兵衛を以て

異船手當習練用掛と爲す異船手當習練は即ち羽賀臺操練を謂ふなり九月十六日早曉公行國兩相府の士を隨へ羽賀臺に遊び親しく地の理を視竟に其場を定め尋て明年四月一日を以て大操練の期とす此舉たるや其初文化の例に依り鳥獸を放て田獵に擬するの考案に成るを以て豫め諸郡に令し各々猪鹿の類十匹兎三十匹雉鳥類三十匹を十月十三日を限りて捕獲せしむ後ち操練の企畫一變するに及び皆之れを放てりと云ふ是れより先き井上與四郎粟屋翁助郡司源之允長崎より歸り其學ぶ所の西洋火器及び銃陣の事に關し建議する所あり其意に以爲らく西洋の火器銃陣は其銳利固より論なきも燧石發火の銃は之れを得ること難し故に悉く之れを陣中の士卒に給與すること易からず銃陣の事は其要隊伍の編制と進退動作の變化とに關するを以て苟も習練其宜しきを得ば其術は達すること難からず宜しく急に銃陣を編制して以て國家の用に供すべしと藩政府議して姑く建議に従ひ銃は舊製を用ひ練兵の方法を講せんと請ふ公之れを可とす時に九月二十八日なり然れども當時恰も羽賀臺大操練の準備に忙はしく且つ種々の事情纏綿して未だ遽に新練法の編制に至らざりしなり此月粟屋翁助郡司源之允は再び命せられて長崎に往く秋帆將に九月上旬より又大砲の操練を始めんとし且つ蘭船の來る近きに在れば目撃の機ありとの意を通知し來れるを以てなり此時に

當り操練準備の事夜以て日に繼ぎ或は軍馬を九州に購ひ或は服裁を市家に頒ち上は將士より下は輕卒に至るまで習練幾んど虚日なし是を以て菊ヶ濱小畑濱六本松の如き鐘鼓の音斷えざるもの數日今羽賀臺大操練徵發の令を按ずるに其兵數は百石毎に二人役小荷駄馬の頭數は人張十五人毎に各一匹とす八家は各一匹大砲一門而して大組八組中六組は操練に加はり殘餘の二組は城内並に諸門を警衛し其他苟も身を士籍に列するものは悉く操練に加はるべしとの令ありて老となく幼となく欣然皆奮て従はんことを願ふ其總員實に一萬四千餘人稱して三萬餘人と曰ふ天保十四年正月二十八日公毛利瀨賴を殿中に召し更めて習練總奉行に任じ采配及び黒印の令條を授け委するに操練總督の事を以てし又毛利元美前備を一番備頭に毛利親倫宮太を二番備頭に穴戸親基美濃を三番備頭に毛利元潔出雲を殿軍備頭に益田元宣刑部を旗本副役に根來親祐主馬を總奉行副役に任じ寄組八組の士を其部下に分附せしむ實地の出師に擬するなり今其操練軍備の分類を擧れば左の如し

斥候は大組鐵砲頭道家龍左衛門の鐵砲組一組大組弓頭兒玉小隼太の弓組一組を前備中より割きて之れに充つ

一番備は備頭毛利元美の從者二百二十七人筆者右筆各一人使役三人寄組十人大組一組證人一人醫師二人目付二人小荷駄馬三十一匹小荷駄見合二人總員千九百七十七人馬八十五匹とす

二番備は備頭毛利親倫の從者四百十五人筆者右筆各一人使役三人寄組十人大組一組證人一人醫師二人目付二人小荷駄馬二十五匹小荷駄見合二人總員千七百九十二人馬七十匹とす

三番備は備頭宍戸親基の從者六百十八人筆者右筆各一人使役三人寄組十人大組一組證人一人醫師二人目付一人陸目付二人小荷駄馬十九匹小荷駄見合二人總員千九百五十七人馬七十六匹とす

前備は犇雷車三輛木砲相圖方三人大組一人證人二人大組鐵砲組八組同弓組二組使番二人軍貝太鼓鉦の手各二人徒士九人使役二人目付二人陸目付三人總奉

行毛利熙賴の從者二百八十三人筆者二人助筆二人手元役及び習練掛繪圖師一人老中根來主馬の從者八十六人大組一組醫師二人小荷駄馬二十六匹小荷駄見合二人總員二千二百一十一人馬八十六匹とす

旗本備は大幟一本鍵幟二十本旗奉行一人手廻鐵砲組一組同弓組三組之れが先手となり右備には口羽丹後の大組一組左備には志道安房の大組一組を備へ藩主自から行相益田刑部以下の諸役人諸近侍を前後に隨へて列中に入る其總員は四千六百二十五人馬百六十二疋とす

殿備は備頭毛利元潔の從者三百三十人筆者右筆各一人使役二人裏判役一人遠近付六十人小荷駄馬十匹小荷駄見合二人及び小荷駄備にして總員千四百三十五人馬五十五匹とす

各備の士卒は各袖に長九寸幅三寸の短冊を付し備毎に其色を殊にし横に黒線を劃し線數を以て備の所屬を分つ例へは一線は一番備にして二線は二番備の如し各自の姓名を線下に記す練習の當日に至り病に因り會すること能はざる者三

十四名を出せり今其餘に就き其階級及び種類を細別すれば自身役千百六十一人見習七百九十四人従者一萬七百五十二人輕卒以下千二百五十六人小荷駄口付二百二十二人代官以下列外出張員百四十七人合計人員一萬四千三百三十二にして之れに従ふ乗馬三百十二頭駄馬二百二十二頭とす

三月二十六日黒印の令條を總軍に下せり其要に曰く

- 一 習練間は軍中同様古法を嚴守し其頭々の下知に違背すべからず
 - 一 貴賤一同緩怠氣儘の所爲あるなく各其分限に應じ禮法を亂るべからず
 - 一 持方に言寄せ虚病を構へ古格を破るべからず
 - 一 喧嘩口論を慎み堪忍を專一とすべし
 - 一 田畑を荒し若くは竹木を亂伐する等の事あるべからず
 - 一 従者の違犯は主人の越度たるべし
- 同時に又別に軍中の禁令を發す其要に曰く
- 一 武具は華美を避けて實用を旨とすべし

- 一出陣の期に後るゝものは備中より取除くべし
- 一小荷駄方は延伸を注意し別備へ混入すべからず
- 一行軍は二列若くは三列たるべく道路狹隘なる場合には左右入交行進すべし
- 一備組は右を前左を後と心得べく旗下より後方の備組は左を前右を後と心得べし
- 一騎乗者は右方に槍左方に差物を持たさすべし已むを得ざる場合の外は妄に備組を離れて脇路に就くべからず
- 一目付使番使役斥候等の外は妄に前後の備を越て往來すべからず
- 一行進不整の際には鉦を鳴らして行列を整頓すべし
- 一拾物は必らず其頭々に屈出づべく私に授受すべからず
- 一城下出火等の際にも惣奉行の差圖に従ひ靜肅を旨とすべし
- 一途中風雨に遭ふの際には行進を中止して順次に雨具を着用すべし
- 一途中病人病馬を生ずる際には後備の進行を妨げざる様注意して療養すべし

一臺に達せし諸備は一組づ、靜肅に陣屋に入るべし陣屋奉行の指定の如くに位置すべし

一騎乗者は多人數を召具して駈廻るべからず乘馬及び駄馬は手堅く擊置くべし

一豫定相圖の外は使番若くは使役を以て下知すべし弓鐵砲發射の事は嚴禁たるべし

一歸陣の際は陣屋掃除を周到にすべし分散相圖以前に備を亂るべからず

右之條々に違犯するものは嚴科に處すべし

諸兵の整列及び行進凱旋悉く豫め其規畫を設けて之れを行ふ整列は備毎に處を異にし一番備は弘法寺境内二番備は住吉社内菊ヶ濱間三番備は菊ヶ濱前備は大馬場旗本備は南門附近左右兩備は四本松行相府附諸士は天樹院殿備は木屋下濱手小荷駄備は藏元下を以て各、之れに充つ羽賀臺に在ては陣場奉行亦豫め其地部を定む一番備は大井口二番備は黒川口三番備は荒神山前備は物見ヶ嶽旗本備

は道祖神山右備は道祖神峠左備は水ヶ窪殿備は長尾山小荷駄備は三所峠を以て各、其營所とす其進軍の如き先後各、時を定め序を逐ひ各隊通路を分ち曾て紛雜混亂の事なからしむ其歸陣も亦各、時を定め道を分ち紛亂なからしむ其他進退指示金鼓の制一として規矩あらざるはなし而して此の操練たるや行軍二日晝夜に亘るの故を以て開始より終結に至るまでの間豫め要處を選定し晝は狼烟を揚げ夜は大箒を焚き以て望表と爲し沿道更に繼箒を備へ全軍通路の便に供す且つ士卒をして各、一月の提灯を携へしむ三月晦を期し士卒皆整列場に集まる曾て期に遅るゝものなし此の如くにして羽賀臺の大閱兵あり既にして諸兵は豫め定むる所の規畫に従ひて各、凱旋せり其十五日公熙賴以下を召し賞賜差あり顧ふに羽賀臺の操練之れを今日より見れば殆んど所謂時代行列の類に過ぎざるが如し然れども諸侯中之と髣髴たることを得るもの殆んど求むべからず且つ士氣の作興に功ありしは疑を容れざる所なり是れより先き去歲七月公兩相府をして武庫の武器を調製増加するの法を講ぜしむ是に至りて漸次に調製し之れを江

戸邸及び萩城の武庫に納む其物たるや固より未だ歐米の利器に企て及ぶべからずと雖ども用意は即ち周到なりと謂ふべし

第二十二章 弘化嘉永年間の兵備

○海防地の區畫○武器の檢閲○吉羽數馬○武器購入○嘉永年間の出師準備
 ○嘉永六年の武具定○蘭學者と洋式兵制○島津鍋島眞田三氏及び江川氏の洋式兵事○長藩の一步を輸せし事情

毛利氏の封土は三面皆海に瀕するの故を以て外寇の虞亦最も多し忠正公深く之れを憂へ意を海防に用ふること切なり弘化元年七月十三日公諸老臣を召し守地を區畫して外郭、赤間關、前大津、先大津、阿武郡、城西、の六沿海地とし砲臺を築き各、總奉行を置き八家中より之れに任命す此年十二月物を賜ひて粟屋翁助郡司源之允を賞す紋付上下是れより先き二人長崎より歸り其學ぶ所の洋式大砲發射法を講究し並に洋式巨砲を鑄造して功ありしに因る二年五月二十三日更に萩城及び海岸防禦の部署を定めて之れを幕府に報告せり

萩城及び海岸防禦部署の概略

萩城守備九千二百十三人

内 第一郭四千二百五十餘人第二郭二千九百八十餘人第三郭千三百餘人市街八百餘人
大砲百六十二門 小銃二千八百四十挺

城西瀕海戍兵千十餘人

哨堡一個(番卒四名) 大砲二十三門(砲臺四座) 小銃二百六十五挺

城東瀕海戍兵二千七百五十餘人

哨堡二個(番卒各四名) 大砲五十二門(砲臺七座) 小銃七百七十一挺

同海上水軍千四百二十餘人

大小船百三十五隻 大砲十門 小銃百二十四挺

諸島戍兵九十三人

相島 哨堡一個大砲三門小銃十挺
兵士八人砲臺一座

内 見島 哨堡二個大砲十二門小銃百挺
兵士五十五人砲臺三座

大島 哨堡一個大砲三門小銃三十挺
兵士三十人砲臺一座

大津瀕海戍兵千九百五十餘人

哨堡二個 大砲四十門(砲臺六座) 小銃千四百七十八挺

豐浦瀕海戍兵二千九百四十餘人

哨堡三個 大砲六十八門(砲臺十座) 小銃千八百二十九挺

赤間關沿海戍兵千四百三十餘人

哨堡四個 大砲三十八門(砲臺十五座) 小銃八百挺 船三十二隻

阿武瀕海戍兵三千三百八十餘人

哨堡三個 大砲七十六門(砲臺十二座) 小銃千五百九十三挺

合計士卒二萬五千餘人 大砲四百八十七門 小銃九千五百餘挺
但し支藩及び岩國は此外とす

而して陸軍は萩城を以て策源地と爲し水軍は三田尻を以て根據地と爲し又豫め
軍需補給の資源を定む初め内海の防備は北浦と同じく諸處の港灣岬角皆平等に
戍兵を配置せりと雖ども此に至りて内海の防備を弛め力を北浦に専らにす蓋し
當時に在りては内海沿岸は外寇の虞寡きを以てなり其後又火砲を増鑄し砲臺を
改築する等の事あり海岸防禦の事に於て比年以來與りて最も力ありしは山田公
章亦なり此年七月各士臣に内諭し一般に糧秣を準備せしめ采地なきものは山田公
地あるも資力なきものは五日間の糧秣を給與して各其配下兵員五日間の糧餉

を貯蓄せしむ翌弘化三年洋艦朝鮮を侵したるの報至る 米船一隻朝鮮海岸にて坐礁し土兵の爲めに破壊せられしことあり蓋し此時の事なり但し當時朝鮮より戦争とし公時に江戸に在り益海防の急を感じ手元て之れを對州に報じ傳へて長藩に至りしなり 役宍戸房寛 後丹をして書を當局の諸老臣に與へ火器習熟と隊伍操練との要を論じ之れをして徐に計畫する所あらしむ蓋し當時公既に神器陣の恃むに足らざるを知る と雖ども情實の纏綿は未だ公をして快活の英斷を爲すこと能はざらしめしを以て人心を激せずして知らず識らず兵制を改革せんと欲したるものゝ如し 房寛の文の紆餘曲折して甚だ苦澁の態あるも蓋し之れが爲めなり

宍戸房寛が諸老臣に與へたる書

朝鮮國より對州侯へ書翰の寫長崎御屋代より差出候由にて隱岐殿御手子衆より手子衆へ差越候趣委細致承知及御聞候處深御案被遊候近年廣東邊争亂有之由相聞候處去々年以來長崎琉球へも異船漕寄又此度朝鮮國をも怖し候次第相聞彼は大害眼前に相逼候已に朝鮮國は差渡之事にて年々漂流船も有之候程の海程此内御勘定組頭衆氣附之趣藏主殿隱岐殿へ得御意候通致符合候若萬一之儀有之御計方次第にては公邊へ被爲對御大事之儀に有之御名家之御恥辱引出候様之儀有之候ては寔に不被相濟一昨年公内借捌被仰付候御主意御的中之御時節に有之候定て御手當向益々御取急ぎ御

詮議可被仰付候へとも近年御改革海防等之次第就中公内借捌之御主意諸侯方にて至て御評判有之候由追々相聞候に付ては彌御内輪向嚴重御手當彼是萬端不行届にては不相濟儀御座候處海防一件に付ては是迄器械臺場等之取調先第一にて練兵之儀は各別御詮議等無之哉然處此餘練兵之儀肝要差向儀に可有御座假令接戰守禦之器械は一々相備候共藝術不熟進退不物馴ては實地之用には難相立最異賊之儀は火器を以て相敵し候外手段有之間敷左候へば只今神器陣周發臺之人數にては寔に僅之事にて御旗本之御備にも不引足程に可有御座況五十五里及之敵受に候得は別て一人も練兵御入用之儀最前公邊へ御届之御人數組々も獵師社人等をも御積立之御詮議相成候處人數相揃候共火術不案内進退不物馴ては御役に難相立況御家來中は第一に可相心得儀に候處神器陣周發臺等にては意味相も有之事に付打混候ては稽古不相調候付無給通以下は各別に場所にても被相定炮術者之内を以指南被仰付心掛候者は勝手に稽古仕候様不相逼御沙汰相成漸々と御引立被成神器陣と不取混様被仰付候は害も少く可有之哉最炮術に限り無給通以下物限相立候様引受候ては又々色々之氣方も可有之候得共右はゆる々々御諭心も可有之哉其外北浦御手當の場所に於て御代官役等之計を以て折々稽古打勢揃等被仰付兼て物馴居候は現場御用に相立可申第一八組方も一組限り々々折々羽賀臺等にて勢揃等被仰付候は自然に氣方引立砲術心掛候様にも相向可申哉夏海にも向候得は又々異船の沙汰有之時節に付其勢ひに隨ひ御沙汰心も可有御座哉人氣相競候は諸藝之稽古も勵を得自然と御政道相立可申候何分最初は不相逼ゆる々々と御導被成意味不引越様被仰付練兵之稽古は一日も御猶豫難相成事哉に相見候兎も角も現場御手ぬかり無之様兼々御用心第一之御事

に有之最右は御用心而已之儀に付萬一之筋少壯之者卒爾に血氣に乗じ不申様旁之趣御手當掛にて
厚詮議被仰付候様可申進様被仰付候 (三月二十三日)

四年三月二日公東上の途に就く此時に當り藩の砲術家郡司源之允等頻りに西洋
砲術を研磨す延岡藩士に吉羽數馬と曰ふ者あり西洋砲術を長崎に學び頗ぶる其
技に達し之れを以て四方に遊ぶの志あり公東上前其事を聞き郡司等をして之れ
と俱に其技を演し其益を受けしめんとし之れを萩に招く三月數馬萩に至る乃ち
源之允及び郡司次郎兵衛をして接待の任に當り且つ演技を助けしむ其十三日を
以て城東羽賀臺に演す當時用ふる所の機具の如きは主として郡司等の用ふる所
のものを以てしたるが如し當時の記録中此日演ずる所を記するものあり左の如
し

忽煩 オウツクスル 装二十六封度鐵彈者

第一回 石榴彈 カラナイデン 但試放發藥なし 第二回 同彈

第三回 蒲桃彈 ドロクワミヤ 第四回 同彈

第五回 石榴滾射彈 コロスゴイ 第六回 同彈

第七回 鐵盒彈 アイソキト 但鐵屑ダマ 第八回 同彈

第九回 鏡板石榴彈 スビシヤ 但遠町うち 第十回 同彈

天礮 モシヤ 装二十六封度石彈者

第十一回 盆貌彈 ボンベン 但試放發藥なし 第十二回 同彈 第十三回 同彈

第十四回 鐵櫃燒夷彈 アイスルケライムラント 但小石榴彈發し入り 第十五回 同彈

第十六回 以下三發 テツカゴキキ 早放 カムリ 煙彈 カンアゴ 一名五里霧 第十七回 同彈

第十八回 盆貌彈

以上

其技頗ぶる精妙衆皆目を驚かす是に於てか有識の士益、西洋砲術獎勵の急を感
じ源之允等をして數馬と謀り益、砲術を研究せしむ 山田公章の在江戸坪井正裕に此演
習の事を報したる書中に曰く諸事
都合宜敷業も是迄と違ひ便利多く發明いたし候事廉々有之候殊に番組之内終之早放三發驚目候烟玉二
發連放いたし候處大烟を仕出し敵味方之間見分難相成程之内より發玉打出目印幡下え着發申候右にて
數馬逗留中右兩人追々傳授仕候事有之野戰筒之早放手天砲壹人働候と早放杯は甚以便利に相見往
々致習熟候は一廉之御益にも可相見哉に付早速クウポール鑄立是又過る四日致試放候小砲故四五町

ならずは届申間敷存候處案外之玉付にて七町四五反より八町も届申候甚
 以輕便之品餘程之品餘程之利器と存候追々攻器習練爲致可申と存候 五月士卒の武器檢閲の
 豫告を發し且つ弓銃卒の笠容漆色を定む九月公命して石打銃等若干を買はしむ
 長藩是れより石打劍付ゲベル銃あり是れより先き吉羽數馬等羽賀臺演技の事
 あるや山田公章小銃も亦洋式石打銃を用ふるの便を感じ演技の成績を在江戸の
 坪井正裕等に報じ之れと共に石打銃二百挺を買はんことを請ふ 公章の書に曰く小銃
 之儀も是迄普通之拾
 勿玉筒杯よりは西洋火石筒之方風雨之恐も無之火繩擲之わつらひ無之故馬上又は多人數込合候内にて
 も火用心旁廉々便利有之候右に付於御國打立爲仕度候得共未熟之事に付高直之上火打工合杯も安心難
 相成候段々承合候處長崎御奉行所へ御頼入相成候得ば壹挺金五兩宛にていか程も御手に入候由に御座
 候執之道數百挺出來仕らでは不相成品之内日本筒同直にて御手に入候得は餘程御便利に相成事に付貳
 百挺御注文相成候てはいかゞ可有之哉御様子被仰下候は長崎聞役出 藩邸の議未だ決せず幾
 役之節いかやうとも取計方可有之存候何分御様子被仰越被下候様存候
 くも無く海岸防備局より具申する所あり防備用銃數猶ほ六百挺の不足あり而し
 て又郡司源之允等石打銃の用法を傳授し熱心修練を欲する者あるも未だ石銃打
 を得ず一は銃數の不足を補ひ一は新銃の實物を得んとの意を述べ同時にヤーガ
 ラ銃馬上砲若干を購入せんことを請ふ事江戸に聞ゆ公命じて之れを許す當時防
 備局購入を請ふ所のもの左の如し

- 一 劍付鐵砲 二百挺
- 一 ヤーガラ筒五十挺
- 一 馬上砲三挺揃
- 一 十具

- 右いづれも諸器具とも
- 一 玉鑄型 五具
- 一 火打石 千箇

此年十二月再び武具檢閲の豫告を發し甲冑、得武具、下着、人員 百石毎
に二人 馬具銃器
 の保存を嚴達す嘉永二年三月米船長崎に來るの報至る 漂流人受取人の爲めに來り蘭人
を介して之れを請ひしことあり
 因て山縣吉之助兒玉傳兵衛を見島軍用方と爲し別に島内の三砲臺に各、二人の
 砲臺掛を置き軍用方及び砲臺掛は各、九十日を以て輪番交替して守衛に任せし
 め又農民漁人等の強健なる者百數十人を選び編して警備隊と爲す 見島は萩海上十
八里の處に在る
 一小海島にして北浦手當の一部分なり是れより先き寛政年中白河閣老諸國沿海に船見番取建の令あり
 見島の守備玆に始まる天保の末年二座の砲臺を設け砲二門を置く弘化二年五月幕府に報ずる所の手當
 中に成兵五十五人遠見番所二座大砲十二門砲臺三座小銃百挺とあるも未だ實施に至らず弘化四年山田
 公章を遣りて實地の施設をなさしめんとしたるも公章故ありて行を果さず且つ南海防備等の事ありて
 費用等の爲め未だ大に爲す所ある能はず假りに漁人三十人を編して警備兵とし 此年三月公の國に
 砲臺三座を置くの議を決す是に至りて始めて本文の施設を爲すに至りしなり 此年三月公の國に
 歸るや大津海岸の防備を巡見し士卒の勤怠防備の整否を按察す六月更に豊浦郡
 神田岬の砲臺を増設し大砲三門を備ふ同三年五月二十二日は是れより先き試に三

田尻の造船師尾崎某小右衛門をして小早船の大砲を装置すべきものを新造せしめ命じて大砲小早と曰ふ是に至りて成り其試運轉を爲し之れを水軍手當の一部に加ふ此時内海の要津妻崎浦、丸尾崎、三田尻の大濱、問屋口及び室積、上ノ關、室津、地家室等に巨砲を備へ以て防州沿岸の防備を嚴にし且つ各處の戍兵をして時々發火演習を行ひ以て其技に慣れしむ此年十月十日調査の防禦手當員數は士卒三萬三千九百七十餘人大砲五百五十八門小銃一萬千五百六十九挺の多きに達せり意ふに此數或は誇張なきを保すべからず又其兵制銃器の歐洲日新の具に及ばざるや固より論なし然れども假令此等の瑕瑾を控除するも當時に在りては盛と謂はざるを得ず況んや財政困難の間に於て能く此事を行へるに於てをや當時三支藩及び岩國も亦各、海防を修めて怠らず此年郡司覺之助を長崎に遣り西洋砲術を修めしむ後嘉永六年二月覺之助自ら請ひて再び長崎に赴き其未だ學ばざる所を學ぶ五年公復た北浦防備を巡視す已にして公又た出師準備の不完全にして海寇に對する沿岸防備の周到ならざるを察し嘉永六年一月二十日に至り一門老臣及び寄組士分を一堂に會して海防の部署を定

(め警衛區域を分ちて(一)萩城二の郭西海手(二)萩城二の郭東海手(三)赤間關海邊(四)前大津海邊(五)先大津海邊(六)萩城三の郭及び萩城西海邊(七)奥阿武郡海邊(八)萩城東海邊の八區とし各、警衛海防總奉行を置き一門家老若くは高祿名望の士を以て之れに充て寄組の士を分て之れに附屬し治世に於て豫め有事の日に處するの警衛方面を指定し各方面の將卒をして各、其指揮隨從する所を知らしむ之れが爲めに益する所は戍兵をして迅速に其守地方面に聚中せしめ得ると士卒豫め能く其將帥を知り地理を察し敏捷の動作を爲すを得るとにあり長藩の兵制此に於てか稍、建制隊の趣を現するに至れり二月十三日復た人張定武具定の令を發す以て當時毛利氏出師準備の如何を概見すべし

嘉永六年二月十三日の人張定及び武具定

人張定

軍役人張高百石に付二人の事

但根知行高を以て相動ひべし過上の人數は苦しからざる事

付又者にて右に準じ人數差出すべき事

武具定

百六十石より二百四十九石餘迄
 小銃 一挺 槍 一本
 二百五十石より三百六十石迄
 小銃 一挺 槍 一本 乘馬 一頭
 四百石より五百六十石迄
 小銃 二挺 槍 一本 乘馬 一頭
 六百石より六百六十石迄
 小銃 二挺 弓 一張 槍 一本 乘馬 一頭
 七百石より七百五十石迄
 小銃 三挺 弓 一張 槍 二本 乘馬 一頭
 八百石より九百五十石迄
 小銃 三挺 弓 一張 槍 二本 乘馬 二頭 但自身騎馬共
 千石より千二百石迄
 小銃 四挺 弓 一張 槍 二本 乘馬 二頭 但同
 千三百石より千七百石迄
 大砲 一門 小銃 五挺 弓 一張 槍 三本 乘馬 二頭 但同

千八百石より二千二百石迄
 大砲 一門 小銃 八挺 弓 一張 槍 四本 乘馬 三頭 但同
 二千三百石より二千七百石迄
 大砲 一門 小銃 九挺 弓 一張 槍 五本 乘馬 四頭 但同
 二千八百石より三千二百石迄
 大砲 二門 小銃 十二挺 弓 一張 槍 六本 乘馬 四頭 但同
 三千三百石より三千七百石迄
 大砲 二門 小銃 十三挺 弓 一張 槍 七本 乘馬 五頭 但同
 三千八百石より四千二百石迄
 大砲 二門 小銃 十六挺 弓 一張 槍 八本 乘馬 六頭 但同
 四千三百石より四千七百石迄
 大砲 三門 小銃 十六挺 弓 二張 槍 九本 乘馬 六頭 但同
 四千八百石より五千二百石迄
 大砲 三門 小銃 十九挺 弓 二張 槍 十本 乘馬 七頭 但同
 五千三百石より五千七百石迄
 大砲 三門 小銃 二十挺 弓 二張 槍 十一本 乘馬 八頭 但同

五千八百石より六千二百石迄
 大砲 四門 小銃 二十三挺 弓 二張 槍 十二本 乘馬 八頭 但同
 六千三百石より六千七百石迄
 大砲 四門 小銃 二十四挺 弓 二張 槍 十三本 乘馬 九頭 但同
 六千八百石より七千二百石迄
 大砲 四門 小銃 二十七挺 弓 二張 槍 十四本 乘馬 十頭 但同
 七千三百石より七千七百石迄
 大砲 五門 小銃 二十七挺 弓 三張 槍 十五本 乘馬 十頭 但同
 七千八百石より八千二百石迄
 大砲 五門 小銃 三十挺 弓 三張 槍 十六本 乘馬 十一頭 但同
 八千三百石より八千七百石迄
 大砲 五門 小銃 三十一挺 弓 三張 槍 十七本 乘馬 十二頭 但同
 八千八百石より九千二百石迄
 大砲 六門 小銃 三十四挺 弓 三張 槍 十八本 乘馬 十二頭 但同
 九千三百石より九千七百石迄
 大砲 六門 小銃 三十五挺 弓 三張 槍 十九本 乘馬 十三頭 但同

九千八百石より一萬二百石迄
 大砲 六門 小銃 三十八挺 弓 三張 槍 二十本 乘馬 十四頭 但同
 一萬二百石より一萬七百萬石迄
 大砲 七門 小銃 三十九挺 弓 四張 槍 二十一本 乘馬 十四頭 但同
 一萬八百石より一萬二千二百石迄
 大砲 七門 小銃 四十一挺 弓 四張 槍 二十二本 乘馬 十五頭 但同
 一萬三千三百石より一萬千七百石迄
 大砲 七門 小銃 四十二挺 弓 四張 槍 二十三本 乘馬 十六頭 但同
 一萬千八百石より一萬二千二百石迄
 大砲 八門 小銃 四十五挺 弓 四張 槍 二十四本 乘馬 十六頭 但同
 一萬二千三百石より一萬二千七百石迄
 大砲 八門 小銃 四十六挺 弓 四張 槍 二十五本 乘馬 十七頭 但同
 一萬二千八百石より一萬三千二百石迄
 大砲 八門 小銃 四十九挺 弓 四張 槍 二十六本 乘馬 十八頭 但同
 一萬三千三百石より一萬三千七百石迄
 大砲 九門 小銃 四十九挺 弓 五張 槍 二十七本 乘馬 十八頭 但同

- 一萬三千八百石より一萬四千二百石迄
- 大砲 九門 小銃 五十二挺 弓 五張 槍 二十八本 乘馬 十九頭 但同
- 一萬四千三百石より一萬四千七百石迄
- 大砲 九門 小銃 五十三挺 弓 五張 槍 二十九本 乘馬 二十頭 但同
- 一萬四千八百石より一萬五千二百石迄
- 大砲 十門 小銃 五十六挺 弓 五張 槍 三十本 乘馬 二十頭 但同
- 一萬五千三百石より一萬五千七百石迄
- 大砲 十門 小銃 五十七挺 弓 五張 槍 三十一本 乘馬 二十一頭 但同
- 一萬五千八百石より一萬六千二百石迄
- 大砲 十門 小銃 六十挺 弓 五張 槍 三十二本 乘馬 二十二頭 但同

右士分中二千石分限のものは幟一本二千石以上は其比例を以て幟數を加ふ

令之れを慶長年間の武具定に比すれば大砲小銃頗に其數を加へ而して弓槍頗りに其數を減ぜり長藩の兵器は此時に於て已に銃砲を以て其主用の具と爲すの意なりしや明かなり但し此令果して實行に至りしや否は甚だ疑はし此年三月二日公又劔槍の一術に達し兼ねて砲術に長ずる者二十名を擇び陸軍先鋒隊となし水

軍の術に長ずる者十七名を擇び水軍先鋒隊となし邊海事あれば星行露宿以て其地に赴かしむるの用に供し又別に十七人を擇び馬廻警衛隊を置き麾下に屬せしむ此等の士は皆二十歳以上三十五歳以下の手廻士及び八組士中身體志氣共に雄壯なるものを取りり當時に在りては此等の隊固より微々見るに足らずと雖ども後ちに至り漸次其數を増し其態を變ぜり諸隊組織の源は實に此に形す

當時江戸藩邸亦頻りに兵備を講じ以て緩急に備ふ是れより先き天保の末年より有司に命じて武器を調製せしめ弘化元年四月二十七日國友源十郎に命じて小銃一百挺を造らしめ同年七月之れが試射を終へ麻布の武庫に納めしむ爾後麻布武庫の武器及び糧食漸く充實す翌二年八月二十三日麻布武庫の武器を檢閲す其調書に依れば纏二流鍵幟十流具足二千四百八領弓二百六十五張矢箱九荷大砲六門同玉箱四荷小銃二百四十挺同玉箱五荷胴亂及び口藥入三百通長柄槍百本電機器一個望遠鏡二個磁石一個革羽織百三十枚晒布柿色羽織七十七枚法被五十八枚三ツ道具一通陣鍋五組米九十三石水四石二斗玄蕃桶三組馬糧若干及び其他の雜具

若干とあり又同時に櫻田邸内にも多少の武器を貯藏し藩主在府中事あれば則ち命に應じて直ちに出兵するを得るの準備となす

此時に方り蘭學者の勤勉は益々兵制改革の機運を促せり是れより忠正公は青木周彌等より西洋の事情を聞き西洋機器の銳利を知るの外特に兵事を講じ兵書を譯せしめ當路者と共に其耳目を啓發することを力めたり今其最も著きものを擧ぐれば弘化元年坪井信道に内用掛を命じ海防の事宜に關し進言する所あらしむ

二年又青木研藏に内用掛を命ず此年四月在江戶口羽衛士より藩地老職に寄せたる書中に曰く藤玄朴事去年被召抱右御内用被仰付候由折件藏研事玄朴方入塾致居候付過る十八日御内用被仰付防禦の儀に付御爲に相成候廉見聞候は申出候様被仰付候處追々玄朴申合御爲筋申出候と又此年十二月江戸長藩邸赤川喜兵衛より松村太仲の事に關し在藩小寺留之助に遣りたる書面は當時諸侯蘭學者を重んぜし狀況の一斑を見る事を得べし曰く異船渡來に付ては公邊は勿論薩州橫島様杯には専ら蘭學御用ひ被成候御様子にて右蘭學抽候者をば被召抱候御様子に相聞候就ては當時毛利彝次郎殿家來醫松村玄機倅蘭學心懸餘程其道に長じ候様子に相聞候右様の仁自然他國より御所望とも有之候ては折角御國産の仁殘念の事候間御手當に付ては別て右等の仁被召出度儀にも可有之哉研藏伊藤玄朴の家塾に在り公研藏に命じて博く泰西の書籍を閱し苟も海防に益するものあれば腹藏なく其説を進めしむ時に玄朴佐賀侯の聘に因り佐賀邸に出入す佐賀侯最も海防術

の研究に意あり玄朴進言する所多し研藏既に公の命を受く因て玄朴と謀る所あり是に於て信道研藏等蘭書中に就き海防兵術に關し珍奇の記事論說に遇へば之れを抄記して以て上り挿畫の書若くは圖卷の如き時として原本若くは謄寫を獻じ他藩人の手に成る珍奇の譯書の如き亦力めて之れを蒐集して以て獻じ兵備の參考に供す弘化四年二月研藏東條英庵松村太仲等の洋書翻譯係を命ぜらるゝや研藏は萬國地誌に就き先づ日本の部を譯し命じて輜軒外誌と曰ひ尋で英京の部に著手す太仲は其歩兵學校の部を譯せり此年久坂玄機官遊して大坂に在り命を受けて蘭書へロトン銃陣書六冊中の二冊を譯す命じて演砲法律と曰ふ長藩是れより洋式砲術の書あり後ち又其殘餘を譯す嘉永三年田上宇平太をして「ヘウセル」砲術を譯せしむ此他當時珍書と稱せらるゝ兵用蘭書を藩庫に購入し蘭學者をして之れを研究せしむ海防の參考に供せしもの頗ぶる多し田上宇平太が翻譯掛を命ぜられたるは嘉永三年二月十三日なり此時宇平太伊藤玄朴の塾に在りて鍋島侯の珍藏ヘウセル砲術書を借覽し其總目錄の譯稿を呈出したること同年三月中の記録に見ゆ爾後本編の翻譯を繼續し題して砲學新編と曰ふ時に東條英菴亦玄朴の塾に在り二人俱に學力既に大に進み宇平太は鍋島家の委囑を受け英菴は眞田家の委囑を受け有用の人物たり且つ英菴も亦宇平太と均しくヘウセルに通せしこと當時の記録に見ゆ而して鍋島侯は此年

春忠正公歸藩發途前公に囑するに特に宇平太をして暫く玄朴の塾に留まらしめんことを以てす然れども藩地より江戸邸に報じ宇平太父平兵衛の勞病を名として宇平太一應の歸國を請ひたるに因り鍋島家の囑に對しては之れを謝絶し以て宇平太をして歸藩せしむべきを知照せり又眞田家にては當時家臣をして英菴に就きヘウセル砲術書の講義を聴かしめ事半途に在り其他にも所藏蘭書の講讀等を委囑し且つ銃砲試打をも爲さしめんとすとの理由を以て英菴をして當分在府せしめんことを照會し滯在中の扶持をも給付せんとの意を述べ來りしを以て一旦之れを承諾し翌嘉永四年四月更に已むを得ざるの事故ありとて歸藩せしめんとするの意を眞田家に通せしに眞田家にては理由を陳し來年末に至るまで在府の事を切に請求せるを以て已むを得ず其事を承諾し英菴に命ずるに翌嘉永五年中は眞田侯の用務に従ふべきを以てせり

翻て海内兵事の大勢を通觀するに諸藩營々講武の事に従ふと雖ども其天下の耳目に上れるもの毛利氏の外に水戸薩摩佐賀の三藩あり水藩は天保の初年より兵備講習の事に於て海内に率先し其末年和洋折衷の大極陣を組織し一時諸藩の翹楚たり而も一藩の氣風西洋日新の長所を取るに適せず加ふるに黨派の軋轢と齊昭の退黜とは頗ぶる障礙を實地の施設に及ぼし之れが爲め弘化以來は殆んど其進歩を見ず之れに反して佐賀は其地長崎に近邇し且つ長崎戍衛の任に當れるを以て他藩に比すれば自ら西洋の感化を受け易きの地位に在り且つ齊正夙に心を泰西の技術に傾け嘉永三年には反射爐を築造して盛に大砲を鑄造するに至れり

軍隊組織の規模に於て未だ見るべきの盛なしと雖も西洋技術の輸入に至りては頗ぶる進歩する所ありしなり薩摩も亦琉球の關係あるが爲め外國貿易の利を見ること勢ひ自から他藩より速かなり之れに加ふるに齊彬夙に西洋の長を取り以て富強を謀るの意あり一面には唐物賣買の名に托し琉球に於て洋人と貿易を行ひ一面には洋式の兵備を講じ嘉永五年には洋式三桅帆船を製造するに至れり當時琉球通航の危険の爲め大砲を備ふるを名とし軍艦と稱せず此外松代の眞田氏あり雄藩に非らずと雖ども上に藩主幸貫あり下に佐久間象山あり俱に西洋砲術の精銳に感じて夙に高島流の砲術を獎勵し弘化年間に至りては頻りに蘭學者の説を聞き原書に照して加農天砲諸砲を鑄造し殊に我藩の東條英菴に囑托して泰西の兵術を講じヘウセルの兵書を譯して藩士に頒ち闔藩をして翕然として其風に向はしめたり幕府は兵備の事に於て頻りに諸侯に指揮する所ありと雖ども其の自から施設する所は反て未だ見るべきものあらず其間獨り江川坦菴あり身幕府の隸屬を以てして夙に秋帆の新陣法に服し群議に抗して其術を傳へ采地伊豆の韭山に在りて子弟と共に之れを一

家の事業として山間の僻地に修練し一意其術の研磨改善に勉め天保の末年に至り西洋諸國に小銃爆帽の發明ありしを聞き之れを模造せんとして幾たびか失敗し遂に弘化年間に至り精製硝石をトンドロに混淆せる雷管を發明し又高島流大砲のシュントン若くは火繩打なるを不便とし試に砲に付するに燧石を以てして大に其操法を便にし尋て嘉永二年にはスラフペーフを用ひて砲に發火するの術を發見し操練の法に於ても三列式を二列式とせる如き研鑽する所一にして足らず故を以て嘉永の末年に至りては幕府も亦之れを擢て房總海岸防備の事に與からしむるに至れり防長亦兵備の事に於て諸藩中固より錚々たるものなり其洋式の研究の如き亦決して人後に落ちず然れども弘化以後は其以前に比すれば進歩稍遲きの觀を免れず弘化年間の兵備を見るに隊伍の編制は猶ほ舊風を守り小銃は猶ほ和式十匁筒の舊制たり蘭學者を尊重して頻りに洋式兵書を講せしむるも其實地の施設に顯れたるものは則ち未だ顯著ならず今其因を繹ぬるに第一は弘化二年長藩重臣の交替ありて村田清風等の其職を去りしより敢爲勇進の政策は

一頓挫を來せるなるべく第二は高島秋帆の疑獄ありて其術を傳ふるの便利を減ぜしなるべし顧ふに天保十二年に於て招聘の藩議を決せし秋帆の高弟山本清太郎も爾後之れを聘するに至らず而して秋帆の疑獄は秋帆が砲臺を築き兵隊を組織せるは不軌の陰謀ありと誣ひたるの類に在り其事國事に關せるを以て長藩の如きは特に幕府の嫌忌を避くるが爲めには秋帆との關係をして盛に人の耳目に觸れしめざるを得ざりしなるべし第三は長藩元來諸藩に先ち神器陣の編制あり神器陣は舊式に比すれば一頭地を出でたるの兵制なること論なきも其の之ありしは反て銳意して洋式に進むの障礙と爲れることありしなるべし第四は當時長藩の財政殊に困難にして盛に洋砲洋銃を購入する如きは力の及ばざりし所而して撫育貯金は未だ容易に手を着くべきの時機に達せざりしなり凡そ此類の原因は西洋技術の輸入に於て長藩をして一步を他の二三藩に輸せしめたるの感なき能はざりしなり

第二十三章 米艦渡來前の外警

和蘭王よりの來書○英佛兩國船の出沒○幕閣○和蘭の獻策

弘化元年七月和蘭國王維廉第二世軍艦を長崎に送致し船長コープスをして國書を將軍に呈せしめたり此に至つて寛永以來中絶したる外交の事再び其端緒を發せり當時幕府は切に人心の驚動せんことを憂へ此書を秘して公示せず然れども世間之を傳聞せるもの事態の甚だ輕からざるを揣摩したり六月長崎の報江戸に達するや公會在府なり其月二十四日北浦其他海岸手當の令を布きたるを幕府に稟し七月朔日撫育方に於て便利の地に在りて米七千石を他國船に就きて買入るべきを命ず。藩に在りては城の内外に大砲を配置して出師準備をなし七月十七日大組鐵砲頭山田長左衛門を長崎に遣はし事情を探聞し且つ長崎奉行の指揮を受けしむ和蘭國王の書たる通商貿易の止むべからざるを論じ、外船打攘の不穩なるを忠告するに在り、幕閣此書を受けて大に驚き終に議を決して打拂の令を止め『異國船來らば來意尋問の上處置すべし』と命じ、翌弘化二年六月朔日老中阿部正弘伊勢守、牧野正雅備前守等の名を以て、書を和蘭國政府大臣に送り元來通商ありて通信なきに國書を受くるは我祖法の許さざる所爾

後復た之を受授することなかるべきを告ぐ當時水邦野忠越中守再び老中に任じ須臾にして黜けられ正弘老中上座勝手掛たり専ら事を用ふ是れより先き昨弘化元年三月佛國軍艦琉球運天港に來り貿易通信布教を求め佛人支那人各一人を留め日本語學を修めしむ而して本年五月又英船一艘那霸河口に來り食料を需め且つ七月に至らば別に英船一艘の來るべきを告ぐ薩藩頻年外警に驚き之れを幕府に稟す會其七月四日英船一艘長崎に來るの報あり事符節を合するが如し幕府大に驚く而も未だ閣議を決せず然るに同三年四月五日英船一艘那霸港に來り地を買ひて國人を住ましめんことを請ひ因て醫夫婦其子女各一人、清人一人を留めて去る同月又佛船三隻相踵て琉球に來泊し互市修交を求むるに意あり琉球の有司大に困しみ要領を得るに至らず五月二十三日佛船三艘共に在留の佛國人を同乗せしめて去り重ねて國命を齎らすの日に便せんが爲め佛人一人を留めて譯者たらしむ薩藩乃ち警ある毎に之れを幕府に報せり幕府數、薩藩に諮問する所あり藩主島津齊興江戸に在り世子齊彬と處分を議す齊彬夙に海外の形勢

を聞き妄りに外交の絶つべからざるを知る因て旨を老臣調所廣郷笑左衛門に授け
 閣老阿部正弘に至らしめ特に通商を許して其餘は之れを斥けんことを謀り更
 に廣郷を大目付兼外國奉行筒井政憲紀伊守の邸に遣り説く所あらしむ正弘陽には
 通商を許すの物議を起さんことを恐るゝも亦齊彬の人と爲り事を托するに足る
 所あるを知れるを以て書を廣郷に遣り内諭する所あり齊興乃ち書を幕府に呈し
 齊彬をして代りて琉球の事を處せしめんと請ひ且つ琉球は遠遠の洋中に在り必
 ずしも内地と一例に見るべらざるを以て便宜事に従はんと曰ふ幕府之れを許す
 六月齊彬の將に國に就かんとするや將軍家慶之れに諭して曰く琉球の事一に以
 て卿に任ず寛猛宜しきを得て異日の憂を貽す勿れと當時幕薩の間既に琉球に於
 ける外交の已むべからざるを默會し唯、其影響の内地に波及するを防がんとし
 たるに過ぎず爾來英米佛の船數、琉球に來り貿易布教の事に従ふものあり而し
 て江戸近海に於ても弘化二年の春米船の來りて浦賀に入るもの貿易を請ふ浦賀
 奉行之れを斥けて許さず翌三年閏五月二十七日米船二艘又浦賀に來り貿易を請

ふ薪水食料を給し其請を斥く然れども事態既に此の如し時勢に應ずるの施設な
 かるべからず幕府因て更に諸國の海岸防禦を嚴にし國力を充實し松前、薩摩
 に於ては特に大船を造ることを許し、幕府も亦自ら大船を作るの議を定めたり
 是より先き弘化二年七月從來老中一人を以て任じたる海岸防禦手當を更に老中
 二人と爲し阿部正弘、牧野忠雅備前を以て之れに任じ、若年寄大久保忠固主膳正、本多忠
 篤越中守をして之れに參せしめ、弘化四年二月從來忍松平下總守忠固、川越松平大和守齊典、二藩に委
 任したる房相の警衛を以て改めて井伊、細川、川越、忍四藩に命じ、江戸咽喉の防備
 を嚴にしたり嘉永三年三月米船「プレブル」號長崎に來り去年松前に漂着せし國
 人を接受して歸帆せず

嘉永五年六月長崎在留和蘭加比丹將さに交代せんとす新加比丹咬啗吧蘭領都督瓜哇
 が和蘭國王の命を奉じ長崎奉行に寄するの書を呈せんことを乞ふ長崎奉行其國
 法に背くの故を以て之れを斥けんこと然れども加比丹書中の事項甚だ重きを告
 ぐ奉行乃ち其意を江戸に達し且つ加比丹出す所の風説書を添送す風説書の載

する所は米國大統領國書を日本大臣に送り漂民を送還し互市場の開放貯炭所の設置を望み米國軍艦の支那海に在るものに日本行を命じ提督彼理將に來らんとして上陸兵準備中なるを以て四月下旬必ず日本に渡來すべしと云ふに在り幕閣の有司議して曰く英國近年勢甚だ張る蘭人風説書の所謂使船渡來も蓋し英國屬國の爲す所なるべし然らば則ち事態極めて重きものあり弘化元年既に蘭人に諭して通信を絶つと雖ども今般の來翰は奉行所に出したるものに過ぎず之れを國書に比すべからず蘭人若し風説書と一樣のものとし敢て返簡を求めずんば之れを受くるも可なり但し蘭人の意測る可らず弘化元年の書と雖ども要するに通信貿易を勸むるに過ぎず當時若し彼れの意に従ひて國港を開かば其弊擧て言ふべからず且つ寛政中より其國の政令多く英國の指揮を受くるの流傳あり彼れ或は英國の爲めに遊説する者に非るなきを得んやと七月閣老命を長崎奉行に傳へ咬啗吧の來書若し風説書の類にして返簡を要するものに非ずんば之れを受けしむ八月咬啗吧都督書簡の譯成る其意は即ち米人の將さに來らんとすることを報じ

日本と外國との葛藤を避けんが爲めに日本政府の其國法に背かざる限に於て新任加比丹の齋したる訓令を聽かしむべき官吏を任せんことを請ふに在り九月に至りて長崎奉行通詞をして新加比丹に對し其齋し來れる訓令の意を問はしむ甲比丹因て書面を以て要領を答ふ其意北米合衆國より要求あらば全然之を斥くるは不可なり且つ薪水食料船舶修繕の具は之れを與へ病者は之れを治療せしむるを可なりと爲し又古來日本國に敵せざる邦國にして通商を請はゞ長崎に限り之を許し其國の有司をして此に駐割せしめ其國人をして此に留住するを得しめ而して外國人と交易を行ふものは之れを江戸京都大坂堺長崎の商賈に限り通商の法規を定めて番所を長崎に置き互市は相互長崎會所或は大坂會所の手形にて之れを辨じ又外商をして相當の運上金を納めしむるの法を定め若し内外商賈確執を生じたるときは長崎奉行と外國有司と之れを裁決し日本の國法を犯せる外國人は其國の管轄にて之れを處斷し又日本官府は貯炭所を指定して外國人の用に供するを以て策の得たるものと爲すにあり蓋し和蘭は日米の間に介在し日蘭兩

國の利益を害せざる條約を締結し豫め米國の來航に備へんとしたるの仗あり幕閣は之れに因りて倍々外交の切迫を感じりと雖ども然れども海外に關する智識未だ開けず有司の聰明なる者と雖ども唯西洋諸國の旺盛を傳聞するに過ぎず且つ和蘭を疑ひて英國の爲めに遊説するものとせしを以て只管人心を慌惑せざらしめんことを力めて秘密を主とし天下をして之を知らざらしめたり既にして翌嘉永六年果して米國艦隊の來航あり毛利氏の活動亦此に始まる

防長回天史第一編 畢

明治四十四年八月十日印
明治四十四年八月二十日發行
大正十年二月二十五日修訂再版印刷
大正十年三月一日修訂再版發行

著者 于雷 末松謙澄

東京市芝區西久保城山町四番地

發行者 末松春彦

東京市芝區三田四圓町二番地十七號

印刷者 大瀧由次郎

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印刷所 會社 東京國文社



7482

終